午前十時零分 開会

ο議長(清成宣明君) ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第五号により行います。

日程第一により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

o 十五番(堀本博行君) おはようございます。きょうは、三日目ではございますけれど も、朝一番、しっかりと質問をしてまいりたいと思います。

実は、先ほども御指摘をいただいたのでありますけれども、昨日、我が青山校区の運動会がありまして、それで、「きょうは、あなた、顔が赤いぞ」と言われておりましたけれども、実は日焼けで赤いのでありまして、決して一杯ひっかけてやっているわけではありませんので、(発言する者あり)いやいや、本当に。ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

その中でも、きのうは市長がわざわざ我が校区に激励に駆けつけていただきました。考えてみると、きのうは、市長は葬式の中、我が家の葬式の中を時間を縫って市内を回っていただいたというふうに聞きまして、本当に敬意を表する次第でございます。市長、どうもありがとうございました。

それでは、質問の順序に従って質問をしてまいりたいと思います。

私は最初に下水道事業についてということで質問をさせていただきますが、実はこの下水道というのは、非常に私も不得意の分野でございまして、きょうは勉強させていただくというふうな思いで質問を進めていきたいと思っております。

実はこの質問項目を出させていただいたのは、先般ある会合で私どもの国会議員であります先輩議員から、合併浄化槽のことのお話を聞きました。本来、私も浄化槽というのは、下水道が来るまでのつなぎであるというふうな感覚でおりました。ところが、この浄化槽の質の高さといいますか、これに非常に驚いたわけであります。私どもは、特に水環境ということについても非常に前々から興味を持っておったわけでありますけれども、今、別府市内の下水道の普及率も、県内ではなかなか上位の方にあるわけでありますけれども、この下水道の現在の普及率と、今後整備を進めていくわけでありますけれども、完成するまでにどのくらいの年月がかかるのか。それと、きょうは、浄化槽のことについても、その浄化槽の設置状況、この三つをまずお答えいただけますか。

o下水道課長(酒井栄寿君) 下水道の現在の普及率でございますが、五八%となっております。

それから、別府市の整備状況でございますが、別府市の公共下水道の整備状況についてでございますけれども、本市の公共下水道事業は、戦後、米軍が駐留いたしまして、施設を二十六年に譲り受けまして、これを基盤に公共下水道事業に着手いたしております。昭

和三十三年に山田終末処理場の運転を開始しまして、昭和三十五年には都市計画事業の認可を受けまして、都市計画事業として下水道整備を始めております。それからすでに四十 三年かかっておりますので、今後もかなりの日数がかかるものと考えております。

だから年度といたしましては、事業認可区域内の事業完了は、平成二十四年度を予定してございますが、全体計画につきましては、かなりの日数を要しておりますので、あくまでも予定でございます。

o建設部長(亀岡丈人君) お答えいたします。

今、下水道課長が答弁を差し上げましたが、公共下水道の全体区域面積としましては二千七百五十六へクタールでございます。そのうちの事業認可区域が千七百四十六、その認可区域内が平成二十四年という計画を立てております。残ります全体区域面積となりますと、今私どもが計画しているのは認可区域だけでございまして、全体区域となると、ちょっとかなりな年月がかかるというように推測しております。

o清掃課長(松田 磨君) お答えいたします。

合併処理浄化槽設置整備事業費の補助金でございますが、平成元年より交付しておりまして、十四年までに四百七基、金額にして一億七千二百九十二万一千円交付いたしております。

o十五番(堀本博行君) ありがとうございました。特に下水道については、国レベルで も毎年二兆円近いお金をつぎ込みながら、遅々として進まないというのが現状であります。 別府市においても、完成年度がいつになるかわからないというふうなことであります。今、 下水道並びに浄化槽の設置状況を聞きましたけれども、それ以外の世帯といいますか家庭 といいますか、トイレ以外はいわゆる生活雑排水というやつですね、これは直接下水とか 川に流れ込んでいるというふうなことが現状であります。私も、特に朝見川なんかをずっ と下からよく歩いて上がるわけですけれども、かなりの生活雑排水というやつが川に流れ 込んでおります。水環境そのものの状況といいますか、例えば、ある雑誌に書いてありま したけれども、牛乳一杯二百ミリですね、牛乳一杯の二百ミリのこれを直接、一杯を簡単 に言えば魚の住める水にするためにはどれぐらいの水が必要なのかということなのですね。 これは興味深いお話だったので、ちょっと読ませていただいたのですけれども、浴槽三百 リットル、普通のおふろの浴槽ですね、おふろの浴槽が九杯で--牛乳一杯の--魚の住 める水に変わるという、薄めていってですね、というふうに書いておりました。さらに油、 よく言う油ですね。天ぷら油、揚げた油を、二百ミリの油をもとの水に戻すためには、浴 槽二百杯分の水が要るというふうに書いておりました。それくらい。特に我々は、いわゆ る尿とか、ふん尿ですね、こちらの方が何か汚いような、汚れているような感じがするの ですけれども、それ以上に生活雑排水の方が汚染度が高いというふうなことも、よく言わ れておるところであります。

だから、こういうふうな水環境という、もう一つは、特にこれを、下水道の設置状況を見ながら、ある本を読んでいると、要するに別府の場合は、温泉ということで天の恵みの雨が地下に潜っていくわけでありますけれども、下水道整備が進めば進むほど、要するに天然の雨を下水道、側溝が全部かっさらっていく。中に沈まない、地下に沈んでいかないということですね。こういう別府市としては、この問題も一つ大きな問題ではないかと思っております。

特にアメリカの方では、アメリカというよりも海外では、浄化槽のことを「オンサイトシステム」というふうに言うらしいのですね。このオンサイトというのはどういうことかというと、その場で処理をするシステムという位置づけで、オンサイトシステムで処理をして、下水道にはつながずに、処理したものをきれいな水として自然に流していくという、こういうふうな、これが海外では普通だというふうに書いておりました。

そういう意味では、特に今、環境省でも浄化槽の見直しというふうなことで、これまでは自己負担で浄化槽が、自分で設置を新築をしたりするとそういうふうに下水道の来てないところはするわけでありますけれども、これが、今、市町村型浄化槽の設置事業というふうなもので、かなり予算の上積みをされて平成十五年度からあるわけでありますけれども、これはなかなか全国的に手を挙げるところが少ないという状況もあります。大分県では蒲江でしたか、蒲江ともう一つありましたけれども、これは、まず市町村型浄化槽の設置事業、これを課長、ちょっと簡単に説明していただけますか。

o清掃課長(松田 磨君) 市町村型の浄化槽について、御説明申し上げます。

今、補助制度を実施している浄化槽の補助事業は、合併処理浄化槽、一世帯ごとの補助申請により補助を行っております。ちなみに五人槽で八十万から百万設置費用がかかりますが、補助金としては三十五万から四十万でございます。市町村型になりますと、一世帯ではなくて、二十世帯以上の希望者がないとできないということで、面的整備になっております。一番の違いは、浄化槽の設置を市町村みずからが全額で設置するということで、メンテナンス、浄化槽の清掃、それから管理についても行政が全部一貫してやります。そのかわり、中央浄化センター、下水道による使用料的なものを設置者が負担するということになっております。

○十五番(堀本博行君) ありがとうございました。今、使用負担の部分で説明をいただきましたけれども、今までと、自己負担が皆無に近い状態で設置ができるというふうな事業であります。

もう一つ言わせていただければ、特に阪神・淡路大震災のときにいわゆる電気それからガス、水道、下水道、さまざまなライフラインがずたずたになったときに、下水道はほぼ壊滅状態という中で、浄化槽はほとんど被害がなかったというふうに言っておりました。 そういうラインの修復に今もって神戸の方はやっているわけでありますけれども、浄化槽 はそういう利点もあるというふうなこともあります。そういう意味では下水道区域と、それから浄化槽区域のすみ分け、これはまたしっかり市町村レベルでできるのかどうかわかりませんけれども、すみ分けをしていただいて、この事業を取り入れてやってはいかがかなと思いますが、いかがですか。

o清掃課長(松田 磨君) お答えいたします。

この事業は、大変よい事業であると思います。別府市としても、今ある合併処理浄化槽の補助事業も十分とはいえないところがございますので、全国都市清掃会議に要望し、両方別府市としてはできればということで、今後努力してまいりたいと思っております。 o 十五番(堀本博行君) ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。特に浄化槽のことについて、「合併浄化槽」という呼び方はもうなくなって「浄化槽」と。今までの単独浄化槽というのが、もうなくなりました。法律で禁じられるようになりましたので、それだけつけ加えておきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

公園行政ということで、お願いいたしたいと思います。

私は、別府公園を毎日時間があればいつも運動がてらウォーキングをさせていただいて おりますが、その中でいろんなことが目につきます。その中で、前々もこのことについて は要望してきましたけれども、別府公園の遊具の設置についてちょっとお尋ねをしたいと 思いますが、何年か前に松原公園に遊具を設置していただきました。子供の明るい笑い声 が、はしゃぎ声が戻ってまいりました。それまでは松原公園は、お年寄りの休憩場みたい な、こういう感があったわけでありますけれども、今は若いお母さんと子供連れが、本当 にはしゃぎ声を上げて遊具のところで遊んでいる光景が毎日のようにありますけれども、 特に別府公園を、私は夕方ずっと時間があるときに歩いているときに、別府公園で一番広 いところ、真ん中のあそこの広いところに、夕方いつも大型犬の愛好者というか、あそこ に集まってぴゅうっと何か投げて、大型犬がばあっと走ってそれを取りに行って、もう縦 横無尽に大型犬が遊んでおります。あれを見て、犬の遊び場はあるのだな。犬は一生懸命 縦横無尽に遊ぶのだけれども、子供の遊び場がないという、こういう……。以前は、私も たぶらかされて、「いや、議員さん、あれは天皇在位七十五周年ということで、できない のですよ」と、ずうっと言われて、それを信じていました。ところが、そう言われておっ たのだけれども、いろんなものがずっとできた、サーチライトを初め。サーチライトの残 骸もまだあの公園の四カ所にあります。何とかならんのかなというふうな思いもあります が、そういうことで、あの広い別府公園の一角に、これはできないという条例もないわけ でありますけれども、ぜひ設置をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

o公園緑地課長(田中敬子君) お答えいたします。

議員さんの御指摘のように、別府公園は遊具が現在ございません。都市計画決定された

都市公園ですので、総合公園という位置づけのもとで、遊具は法的にも設置が認められております。今まで、整備方針といたしましては、できるだけ自然環境を生かして、必要以上の構造物はつくらないというような方針でやってまいりましたが、以前にも一般質問で同様の御質問をいただきました。また、市民の方からも、ぜひ遊具をというような声も届いておりますので、内部でもいろいろ検討してまいりました。そうしまして、小さいお子さんを連れたお母さま方とか、ちょっとしたそういった遊具があれば、もっと、よりよく公園を利用していただけるのではないかと思っておりますので、今後は、現在の自然景観にマッチした遊具はどんなものがいいのか、それから場所的にもどういったところがいいのかと、内部で十分検討させていただきたいと思います。

○十五番(堀本博行君) 今までにないような前向きな御答弁をいただきまして、ありが とうございます。ぜひ設置に向けて、これは多くの方々の、特に若い、ヤングミセスのお 母さん方からの要望もいただいておりますので、設置に向けて努力をしていただきたいと いうふうに思っております。

もう一つ、別府公園の小川というか、川というか水路というか、ありますよね。あそこの水がすごく汚い。これは、もう答弁は要りませんからね、何とかしてください、あれは。昔は、十年ほど前まではあそこはきれいだったのですよね。子供たちが、あそこに夏場はパンツー枚になって、また水の中で遊んでいる光景が見られたのですけれども、最近は、何か藻のような、いっぱい何か、それこそ生活雑排水みたいな水になって、泡がずっと浮いておるのですね。あれは非常にみっともないというか、見苦しいですよね。循環式でやっているのでしょう、あれ。何とか工夫してやってください。ぜひお願いしたいと思います。

それでは、次にいきます。

別府挟間線。土木課長が鎮座ましましていただいておりますが、よろしくお願いします。この別府挟間線については、議案質疑でも先輩議員がちょっと触れていただきましたけれども、いよいよというふうな感もするわけでありますけれども、この青写真を見させていただいても、これができれば、かなり浜脇、山家地区界隈が一変するなというふうな感じがしておりますが、この別府挟間線については、議案質疑のときも答弁がなされておりましたけれども、何かずれ込みそうだみたいな、そういう答弁があったようにお聞きをいたしましたが、特に山家の地域の方々、これはもう昔から、この別府挟間線がおりてきたときに、別府挟間線そのものはすごく利用価値が高いというか、特に挟間からこっちに、こっちも向こうに、特にあの道路ができればぽんと向こうに二十分ぐらい、二十分かかるかかからないぐらいで挟間に行けます、浜脇から。向こうも当然のことながら来るようになるでしょう。そうすると、特に挟間の、挟間というかあちら、南大分といいますか、あちらの方の方々が、山一つ挟間線でぽんと越えて浜脇温泉に入りに行こうか。特に今、大

分のかんたん、西大分ね、あの界隈の方々が、要するに車に乗って浜脇温泉に来た方が安いのですよ。浜脇温泉に来ておふろに入って、ガソリン代を出してあそこを往復しても、地元の温泉に入るより、高い温泉代を払って入るよりも安いというふうなこともあるわけでありますから、そういう意味合いからいけば、南大分の挾間というか、南大分、あの辺の方々も二十分そこらで浜脇まですとんとおりられるわけだから、浜脇温泉に来るというふうなことも考えられます。そういう意味でも非常に前向きに、いい方向性に向くのではないかなという気がしております。

ところが、その裏で、その反面、山家地域のあの方々が、すごく高齢化も進んでおります。あの辺のおじいちゃん、おばあちゃんとよく話す機会があります、私。あの界隈の方々が外に出るといったら、ふろに行くか、マルショクに買物に行くか、浜脇病院に薬をもらいに行くかみたいな、こういう生活のサイクルです。その中で、要するにお年寄りがおい中で、よく私が触れるあの高架線、それから東別府の下のトンネル、何かこう文化財に似たようなあのトンネル。私なんか、まともに入っていったら頭打ちます。こう、かがまんと入れないようなトンネル。それともう一つ、東別府側から別府駅側に二、三百メートル行った、今は家が全然なくなっていますが、踏切。もう恐ろしい踏切があります。山家に戻るにはあの道しかないのです。簡単に言えばまともな生活道路ではないということですよ、あれは。だから、この辺も例えば狭間線で山を、上を通るわけですよ。通っていく中で、その中で車の音も、騒音もあるでしょう。いろんな意味であの地域の方々が、いわゆる犠牲を強いられるといいますか、そういうふうな中であそこの生活道の一つでもちっと改善をしていただいて、この山家、橋げたも建ってしゃあしいけれども、ここはこれだけよくなったわというぐらいのものがあっていいのではないかなという気がするけれども、課長さん、どうでしょうか。

o土木課長(金澤 晋君) お答えいたします。

議員さんお尋ねの三カ所の件でございますが、まず一カ所目といたしまして、JR日豊線と交差して山家地区それから赤松地区、浜脇一丁目地区などを結ぶ生活道路として、旧県道別府中村線というのがあります。これが、先ほど申しましたようなガードでございます。架道橋でございます。それと、あとアーチ型をした東別府駅の真下にあります架道橋があります。さらに、東別府駅構内に位置いたします踏切です。これは、東別府駅構内に位置するのですが、踏切があります。この三カ所が、この地域の生活に密着した道路として私たちは考えております。

まず、旧県道別府中村線のガードでございますが、現況が、先ほど議員さんが申し上げましたように三メートルと非常に狭く、その前後の道路の取りつけ部分の広さが五メーターでして、大変狭い状況でございます。ですから、車の離合とかいうのが大変できない状況でございまして、私たち、大変交通に支障を来しているとは認識しております。この件

につきましては、自治委員初め地元の方々から多数要望を受けております。この要望を受けまして、別府土木事務所の方に今お願いに行っております。土木事務所にお願いしておりますが、経済的にも地理的にも大変難しい場所というような形で、今後、土木事務所もJR九州と関係機関を通じまして協議をしていきたいというような感じでお答えをいただいておるところでございます。

それから、次にかわるものといたしまして、現在、別府挾間線を整備しております。これは、ガードが狭くて大変交通に支障を来すということで、別府挾間線を早急に完成するように県の方が頑張っているというような形で伺っておるところでございます。

それから、二点目の東別府真下の、先ほど申し上げましたアーチ型の下、架道橋でありますが、この架道橋は、浜田川と市道浜脇観海寺線が共用しているという関係で、道路幅員が一メーター三十と非常に狭く、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、高さも一・六メートルと非常に低い状態で、歩行には大変苦慮しているというような感じでございます。ですから、地域の方々は、歩行者専用道路として使用しておるところでございます。この歩行者専用道路の山家の付近につきましては、今年度、舗装復旧をやったわけでございますが、今後もこの架道橋部分につきましては築後かなり年数がたっておりまして老朽化しておりますが、今後こういう改修に向けまして、県も、先ほど県道の別府中村線と同様に地理的にも経済的にも改良については非常に困難と認識しているところでございますが、再度現地調査を行っていきながら、検討を重ねていきたいと思っているところでございます。

それから、三点目の東別府駅構内に位置いたします踏切でございますが、これは現地調査をいたしましたら、幅が一・一メーター、長さが、駅の構内にある関係上十二メーターもあります。ですから、高齢者には大変通行がしにくいのではないかな、困難な場所ではないかなと私たちは認識しておりますが、これが、生活上大変便利な位置にあるという関係で、地域の方々はこの踏切の出入りをしているという形で認識しております。この踏切の改良等につきましては、駅構内に位置する関係でありまして、列車の運行上、安全性からも、JR九州の方に聞きますと、現状の位置、現状の形状を維持する以外に方法はないのではないかなというような回答はいただいておりますが、今後さらにJR九州に向けまして、お願い等をしていきたいと考えているところでございます。

○十五番(堀本博行君) 長い答弁の割には、なかなか進みませんが。これは前々から、 私の一期目のときからずっと生活道路の改善を言っております。ぜひ改善に向けて努力を していただきたいというふうに思います。

次にまいります。

教育行政ということで、別府市誌について若干やり取りをさせていただきたいと思います。

先般も別府市誌が、すばらしい市誌ができ上がりました。私、これも関係各位の皆さん方には心から敬意を表する次第でありますけれども、この市誌についても、まずCD-ROMを入れて何冊でき上がったのか、教えてください。

o 生涯学習課長(入田勝人君) お答えいたします。

CD-ROMにつきましては、二千枚を作成いたしました。本誌には三冊セットで、千五百セットとなっております。

o 十五番(堀本博行君) 関係機関、例えば学校とか図書館とか、無償配布がなされると 思いますが、それはどのくらでございましょうか。

o生涯学習課長(入田勝人君) お答えいたします。

無償配布につきましては、本誌が約二百五十冊、CDーROMも同じく二百五十ぐらいと思っております。

○十五番(堀本博行君) そのほかの冊数は、販売をするわけでありましょうけれども、 どのような販売方法といいますか、具体的にどういうふうな形でさばいていくという言い 方かどうかわかりませんが、売っていくのでしょうか。

旧事務局では編さん作業に精いっぱいで、販売方法は、広報し予約をとるまでが精いっ

o 生涯学習課長(入田勝人君) お答えいたします。

ぱいでございました。そこで現在は私ども生涯学習課がこれを受け持つことになっており ますが、今後、教育委員会内で十分協議し、各施設で行われている講座や各団体や企業な どに依頼するなど、きちんとした計画を立てて販売していきたいと考えております。 o十五番(堀本博行君) これはいつも言いますけれども、販売をする、物を売るという ことは、行政の方々が一番苦手な部分です、これ。だから、別府の教育委員会の四階か五 階か、部屋にもうどおんと来ています、物が。すごい量です。この量を、金額にしたらー 千万円を超えますけれども、これを具体的にでは、だれが責任を持って売っていくのかな と。このまま生涯学習課が担当しておりますと言ったって、例えば電話が入ってきた。 「ください」と電話、「市報に載っておるからください」と。では、だれが運ぶのですか。 こういうふうな、例えばその辺のこともがっちりと販売ルートの確立というふうなことを しておかないと、これは生涯学習課がやりますからと、このままずっとずってみてくださ い。あのまま残りますから、あれは、間違いなく。先般も今日新聞で五冊、ここの先生が 買いに来ておって、ああ買ってきておるなと思っておったけれども。それ、よほどやっぱ り市民の方々の生活の中で市誌を要るなんていう人は余りいないわけでありますから、や っぱりしっかり販売といいますか、特に民間の感覚からいけば、そこに並んでいる市長、 助役それから収入役それから部長七人いらっしゃいますけれども、特に各部で百冊ぐらい ノルマを課せばいいのですよ、各部百冊ぐらい、この三カ月とかね。それくらいの感覚で やっぱり一人一人が、役所の幹部の皆さん方が口コミでしっかり売っていかないと売れる

ものではないと私は思います。特に市長なんかは、いろんなところであいさつとかスピーチとかするとき、そういう機会がある。そのときに市長が一冊持って、こういうのができましたと、ぜひ皆さん、よろしくという一言言えば、助役なんかもいろいろ市長の代理で行くこともありますから、そういう方法で売っていくといいますかね。そういうふうに思いますけれども、いかがですか。

○生涯学習課長(入田勝人君) 議員御指摘のように、それを参考にさせていただき、市 誌発刊の目的である市民・観光客の皆様に別府の正しい姿を理解していただくためにも、 販売ルートを確立し、完売に向け取り組んでいきたいと考えております。

o十五番(堀本博行君) この市誌を販売する最終責任者はだれですか。どなたが責任を持つわけ。

o教育長(山田俊秀君) お答えいたします。

実務は生涯学習課がやっておりますけれども、責任としては教育委員会だと思っておりますので、私の方が最終的な責任者というふうに考えております。

○十五番(堀本博行君) 余りしつこくは言いませんけれども、私なんかもずっと二十年間営業マンをやっていましたから、営業総括もやっておりました。「売れませんでした。買ってもらえませんでした」では、済まないわけですね、我々は、民間は。ところが、行政は、売れなかったらあのまま残って、だれが責任とるのかわからない、こういうね。ましてや販売ルートもない、確立していない。だれが売るのかという、だれが売っていくのだろう、このすごい数を。聞いていろいろ生涯学習課でやり取りしても、これは絶対売りますというふうな返事も返ってこないし、あれも内容はすばらしいのだけれども、宝の持ち腐れですよ、あそこにずっとどおんと積んでいれば。販売のルートといいますか、しっかり確立をして、特に、あれはでは教育委員会だからといって、こっちの行政の執行部の方々もしっかりと、三分の二ぐらいは売ってもらわんとね、税金でつくっているわけですから。よろしくお願いしたいと思います。

それから、市立図書館のことについてちょっと触れさせていただきたいと思います。

この市立図書館については、特にPTAの方、いろんな方とお話をする中で、これはちょっと以前の話になりますが、図書館についても美術館についても、いろんな施設それから各種団体の事務所、これを我々なんかも前市長の井上市長にいろいろ質問を、皆さんもぶつけました。そのときに、温泉プールの跡地、「ここですよ」というふうな、これは議事録にも残っていますが、かなりあそこがいわゆる一つの総合福祉会館みたいなというふうな、名称はあれですが、そういうふうなところであそこに全部つくりましょう、つくりましょうというふうな形で、特にPTAの執行部のお母さん方と前市長が話をしたときに、あそこの温泉プール跡地にという話をしている情報、私たちはそう聞きましたと、その後どうなっているのでしょうかというふうな話も、この図書館の話をするときに出てきたの

ですけれども、これは浜田市長にちょっとお伺いをしたいのですけれども、美術館やいろんな施設がありますけれども、項目を図書館しか出してないので図書館のことしか聞けませんが、この図書館のいわゆる将来構想といいますか、これは市長、どのようにお考えですか。

o市長(浜田 博君) お答えいたします。

図書館につきましては、現在の図書館、図書館を見れば別府市の図書教育、さらには文化性がわかるとまで言われております。私も、今の図書館が十分だとは決して思っておりません。現在の図書館については、駐車スペースの問題、さらには蔵書のスペースの問題等で、市民の皆さんに大変な御迷惑をおかけしているというふうに認識をいたしております。このような現状を十分踏まえた上で、図書館はできれば複合の文化施設、こういうことも視野に入れながら、より充実した図書館にしていきたい、このように考えております。 ○十五番(堀本博行君) ありがとうございます。

それともう一つは、これはもう前々から言われている電算化。今の体制で一日に一人三冊ぐらいの処理しかできないというふうな現状もあるわけでありますから、電算化についてはどのようにお考えですか。

○生涯学習課長(入田勝人君) 図書の電算化につきましては、その方法等についての資料を収集しているところですが、幾つかの問題も残されております。今後、情報推進課と十分協議を行い、電算化に向けて検討していきたいと思っております。

o十五番(堀本博行君) ぜひこれは早急に実現をしていただきたいと思います。処理能力が全く違いますから。

それと、図書購入費についても、依然ほかの市町村に比べて市民一人当たりの金額に直 しても低いものがありますので、これは要望させていただきたいと思います。

次にまいります。

野口原と小・中学校の給食費については、これはもう次回に飛ばさせていただきます。 福祉行政について触れさせていただきます。

福祉行政の中の、先般、去年の六月に私、オストメイト用のトイレの設置を要望して、 早速新年度予算でつくっていただきました。本当に感謝をしたいと思っておりますが、特 にこの障害者用の多機能トイレは全国的な大きな流れに今なっておりますが、別府市内で オストメイト用のトイレが、今幾つあるのか、県内で幾つあるのか、教えてください。

o障害福祉課長(安部 強君) お答えいたします。

別府市内には、現在、総合体育館を初め七カ所、それから県内では県庁以下で五カ所、合わせて十二ヵ所ございます。

o 十五番(堀本博行君) 私も、これは自分で議会が終わった後に新聞をつくって、この オスメイトのトイレができましたというふうなことも記事にして書かせていただいており ますが、その中で多くの方々がこのオストメイト用の、うちのだんなもそうでしたとか、うちのおばあちゃんはそうだったのだ、大変だったのだとか、いろんな要望といいますか、実は「うちも、うちも」ということで、かなりの方がいらっしゃいました。別府市内でも大体百五十名ぐらいいらっしゃるということでございますし、今このオストメイトの方々が、年間に四万人ふえているのですね、これ。これはもう確実にふえていく障害者の一つと思いますが、全国的に見ても二十万から三十万人いらっしゃいます。こういう方々が、特に外出時に困るのが、そういうパウチの処理というこういうことが、これが大きな、この方々が、使う、使わないではなくて、別府市内にたくさんあるということで安心するというふうに言っておりました。別府市内にこれだけのトイレがあれば安心だな、処理ができれば安心だなというふうなことであります。そういう意味でも特に大きな公園とか、別府公園とか立派な公園があります。改装費というのも大した金額ではないといったら語弊がありますけれども、そう難しい金額でもないようでありますし、特に大型の公園とか公共施設、課長、これから新しくできていく公共施設には、必ずこれは設置をしていただきたい。

それと当時に、前も申しましたけれども、大きないわゆる量販店、トキハとか、それから大きなマルショクとか、例えば何平米以上、これはもう全国的にもこういう各自治体で条例制定をして補助金を出してというふうなこともあるわけでありますけれども、そういうふうなところもしっかりと視野に入れていただいて、設置について、条例化も含めてどのようなお考えでございますか。

o障害福祉課長(安部 強君) お答えいたします。

大型店等ということであります。義務化・条例化につきましては、民間の負担ということもありますので、なかなか難しいものがあろうかと思っております。建築確認申請の段階で、こちらの方からお願いをする、設置についてのお願いをする、そういうことで関係機関と協議していきたい、そういうふうに考えております。

o 十五番(堀本博行君) ぜひ、設置に向けて進めていただきたいと思います。

次にまいります。

児童クラブの件について、ちょっと触れさせていただきたいと思います。今議会で「時の人」となった阿南課長は、まだお出ましはございませんか。

この児童クラブについても、今、別府市内の児童クラブの行政指導といいますか、阿南 課長は、非常に孤軍奮闘で頑張っていただいておりますが、今、行政指導、運営料、児童 クラブの料金といいますか、これについての行政指導がなされていますけれども、具体的 にどのような指導をなさっておりますか。

o児童家庭課長(阿南俊晴君) お答えいたします。

現在、放課後児童クラブにつきましては、別府市で今年度で十五カ所でございます。利

用料金ということでございますが、私どもの実施要綱の中で、必要な経費の一部を保護者から徴収することができるということで、金額については明記がございません。そういうことから、各クラブにおきまして、事業の運営等、それぞれ実施主体も異なりますので、各クラブ、現在におきましては三千円から最高一万二千円ということになっております。こういうことで私どもも、別府市の児童がやはりどこの住所地にいても同じようなサービスを受けられるということから、七月三十一日に放課後児童クラブの代表者の方々にお集まりいただきまして、市としての新年度に向けての申請ということを御提案させていただいたということでございます。

○十五番(堀本博行君) その中でも、いろんな児童クラブの保育料といいますか料金の格差というのは、特に場所の問題、それから個々の児童クラブのレクリエーションとか、いろんな形のもので内容の違い、クラブそれぞれの保育の内容の違い。例えばいろんな催し物といいますか、子供たちのために土曜日もどこか遠足に連れていくとか、そういうことをやっているところと、例えばじっと見ているところ、遊ばせているところとかいうふうな違いもあるわけでありますけれども、六月議会のときに、これまた、うちの先輩議員であります原団長の方から市長の方に質問をしたときに、市長がいい答弁をしていただいております。「かぎっ子対象の児童クラブについては、ぜひまた教育委員会にも意識改革をしていただくと同時に、また児童家庭課の皆さんの努力もしっかりと踏まえて、両方できちっと連携をとりながら、これは地域の子供さんのために、お年寄りのためにどうあるべきかということをしっかりと考えていただきたい、このように考えております」。児童家庭課と教育委員会の意識改革、すばらしいことを言っていただいています。連携をとって、何か進みましたか。

o児童家庭課長(阿南俊晴君) お答えいたします。

現在、十三校区の十五カ所でございまして、来年度におきましては、教育委員会の御協力をいただく中で学校に二カ所設置する予定をいたしております。これで、東山校区を除きまして、別府市内全校区設置できるということになります。

o十五番(堀本博行君) はい、了解です。しっかりとクラブの方々の、運営をやっている方々の意見を聞いていただいて進めていただきたいというふうに思っております。

次にいきますが、温泉行政についてちょっと触れさせていただきたいと思います。

この温泉行政は、一日目、二日目にかなりやり取りがありましたけれども、温泉行政の中で特にレジオネラ菌の問題等々がありますけれども、私も先般、何人かの観光旅館組合の方々とお話をする中で御提案もいただいたわけでありますけれども、簡単に言えば、旅館組合の方々は非常に苦労して頑張っていらっしゃいますが、行政に望むものは何ですかというふうに単刀直入にお聞きしました。「堀本さん、固定資産税を三年半分にしておくれ。それだったら別府の旅館は全部息吹き返しますよ。施設改善もできますよ」というふ

うにおっしゃっていました。やっぱりそれくらいの大胆な発想で英断を下さんとだめなのかなというふうに思いました。そういうふうなことが可能ですか。どこかほかがやっているところがありますか。

○課税課長(羽田照実君) 議員さんの御質問の、固定資産税の減免の件でございますが、この件につきましては、登録ホテル業または登録旅館業につきまして、国際観光整備法、その規定の中にうたわれているところでございます。その法律の趣旨は、外から来るお客さんに対する接遇を充実し、国際観光の振興に寄与する、その同法三十二条に、登録ホテル業、または登録旅館業の用に供する建物については、地方税法の六条の第二項不均一課税の規定を適用するものであると規定されているところでございます。別府市におきましては、昭和二十九年の三月二十日から四十七年の十月三十一日のこの間の十年間その適用がございました。また、全国でやっているところはどこかといいますと、最近では宮崎県、シーガイアが倒産いたしました。それをもちまして、宮崎県がやっている、そういうふうに聞いておるところでございます。

○十五番(堀本博行君) 市長、これくらいのやっぱり別府観光もある程度大胆なそういう発想といいますか、昭和二十九年というから、えらいまた昔の話ですけれども、ぜひこれくらいの大胆な英断を下して別府観光の息を吹き返すといいますかね。

後ほどまた言いますけれども、特にホテルというのは、いわば九時、十時にお客さんはチェックアウトして出ていきます。それで帰ってくるのが四時、五時というチェックインの時間帯があります。この十時から四時、五時までの空白期間といいますか、これを利用して例えばデイサービスとかいうふうなこともできるのではないですかというふうな話もありました。そういうふうな観点からいえば、特に別府市、これは国が定めております温泉入浴指導員養成講座というのが、全国レベルで立ち上がっているわけでありますけれども、この講座についても来年の二月、二泊三日で別府は三十名から五十名だったかな、そのくらいかなと思いますが、市内の方々を集めて二泊三日でやりますというふうに言っております。また、非常にこう、私が知らないだけでありますけれども、積極的にやっぱりいるんな取り組みをやっているなという、そういう感じがいたしました。

ましてやこれは、さっき温泉のことについて、いわゆる温泉の差別化ということで、ほかのところとは違うのだと。簡単に言えば、温泉を二、三滴入れてがあっとかき混ぜておって「温泉でござい」というところが、全国的にいっぱいあるわけですよ。その中で「別府の温泉は違いますよ」というふうな、いわゆる質・量ともに完璧な差別化、「さすがはやっぱり別府温泉だな」という、こういうふうなものがやっぱり要るのではないかというふうに思います。その中で、温泉課の中に温泉管理指導員という、こういう人をきっちり別府市独自で任命をして、別府温泉はこういう管理をしておりますと、レジオネラ菌の問題一つについてもしかりですけれども、成分にしても、よく県外のエージェントの方々が、

旅館に来てまず聞くことは何か。「おたくの温泉はかけ流しですか、循環ですか」と、これを必ず聞くというのです。「もう別府はかけ流しです」と。そうすると安心をしてお客を連れてくると言っていましたけれども、この循環型というのは、やっぱりすごく敬遠をされるわけですね、全国的に。だから、その辺の確立といいますか、そういう意味でも温泉課の中にやっぱり温泉管理指導員という、いわゆるプロフェッショナルをきちっと置いて差別化。いろんなほかの温泉と競合したりとか、そういう問題も必ずありますというふうには言っていましたけれども、ぜひこういう体制をつくっていただきたいと思いますが、いかがですか。

o温泉課長(遠島 孜君) お答えします。

先日も、御質問の内容でお答えさせていただいたと思うのですけれども、別府温泉というのがほかの温泉と違うということで、まず日本温泉協会の天然温泉の制度につきまして、別府市が真っ先に手を挙げ申請をさせていただき、市内で市営が六カ所、民営で一カ所の御認可をいただいているわけでございますけれども、議員御提案の温泉管理指導員につきましては、また御相談を申し上げ、どういう内容で前に進めばいいかということを、今後協議させていただきたいと思います。

o 十五番(堀本博行君) 別府市内向けではなくて、全国に情報発信をするという意味で、 目に見える形でぜひやっていただきたいと思います。

それともう一つ、竹瓦温泉。これはまた、うちの原議員がよくずっと指摘をしていました砂湯での浴衣の問題。これは私も前も言いましたけれども、別府市内の人で入りなれている人はいいのです、あれは。裸でも。裸って、まあね……。ところが、観光客の人からすれば、砂とはいえ、他人が寝た砂にまた自分が素肌で横になるというのは、非常に抵抗があるのですよ、これ。気持ち悪いといってね。やっぱり何人か言っていましたよ、県外から来ている方が。浴衣の設置については、これ、ぜひ何とかせんと、これはちょっとおかしいのではないかなと思いますけれども、どうですか。

o温泉課長(遠島 孜君) お答えします。

この件につきましては、過去何回か議会で御指摘をいただき、担当課としましても、衛生上の問題、入浴される方の気持ちの問題も考えまして、今、実施に向けて検討している 状況でございます。

○十五番(堀本博行君) ぜひ早急に実施というか、やっていただきたいと思います。これは当たり前のことです。もう当たり前にしっかり戻していただいて、戻すというか、実施をしていただきたいと思います。

もう時間もなくなって、あと三分でございますけれども、何項目か積み残しがありますが、積み残しをしたまま、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。 ο 十六番(田中祐二君) おはようございます。質問順序に従っていきたいと思います。 まず、市長交際費の全面公開ということで上げております。

地方公共団体は、さまざまな情報をもとに、複雑多岐にわたる行政を行っているわけであります。特に分権型社会においては、住民との協働による施策の転換を図る必要があり、そのためには地域住民のニーズを的確に把握することはもちろんであります。住民が必要なときに必要な情報を可能な限り得られる、このことが前提となっております。真に地方自治を実現するためには、住民意思の施策への反映や民間活動等の連携・協力を図っていくことが重要であり、広報公聴や情報公開制度の充実・強化が求められております。

市長が選挙のときに七つの約束をしておりますけれども、その中にも、市政運営の基本を情報の開示に置きまして、徹底して公平・公正をやっていくという公約といいますか、 約束があります。

そこで、市長交際費については、本年八月十二日に公文書を公開請求し、決定内容を見させていただきました。その中でも非公開部分があったわけですけれども、全国的にも全面公開をする自治体もあると聞いておりますし、行政の透明さを市民に知らせる、そして市民も知る権利があると思いますが、情報公開の基本的な考え方と、別府市として全面公開できないかどうか、お尋ねをいたします。

o秘書課長(宇都宮俊秀君) お答えいたします。

まず、交際費の支出につきましてですが、支出の金額それから内容、相手方が、社会通 念上妥当と認める範囲で支出基準により適正な執行に努めているところでございます。

次に、情報公開の基本的な考え方でございますが、現在、市長交際費の情報公開につきましては、情報公開条例の規定に基づいて公開請求があれば、公開の可否を判断して、後に決定をしております。その際、情報公開条例の六条により、公開しないことができる情報として、個人が識別できるもの、それから法人、その他の団体の権利を侵害するもの、適正な行政運営を損ない、結果的に市民の利益を損なうものなどが規定されております。そうした中で、市長交際費につきましては、条例の解釈から例外的に非公開とした部分があることは事実でございます。

○十六番(田中祐二君) これは、公開条例によって公開をするわけですから、一口に私が公開せよと言っても、またいろんな問題点、プライバシーの問題点も今申されましたけれども、あろうかと思います。しかし、世の中というものは、本当に今、自治体の中では、そのホームページを見ると、市長の交際費がすぐ目の前に出てくるのですね。すごいなと。やっぱりそういう自治体もあるということを認識していただいて、やはり公開できるものは、余りいろんなことにとらわれず、プライバシーとかいろんな問題があろうかと思いますが、それは今後研究していただいて、やはり身近に政治を感じられるような状況にぜひしていっていただきたいというふうに考えております。

それで、この項は終わりたいと思います。

次に、住民投票ということで、これも市長の約束の中にあるわけなのですね。それで、どういうことかなと私も、ずっと六月議会の中でもその辺の話も若干ないことはなかったのですけれども、住民にかかわりがある多くのかつ重要な事項については、より広く住民の意見を把握するために住民投票が行われているわけであります。議会や首長は、住民投票の結果を尊重し、参考にして的確な政策決定を行うように努めなければならないようであります。このように住民投票制度は、間接民主制に対する補完的な制度として採用されるものであると考えております。その住民投票は、憲法九十五条に規定されるものとか、そしてまた地方自治法に沿った手続きでつくった住民投票条例に基づいて行われる、いわば条例が制定をされると。これは議員提案なり、首長や、そして住民の直接請求によって、そういう条例ができてくるわけであります。そしてまた、いろんな形で住民の自主管理などによって行われる住民投票もあると、いろんな形があるわけであります。

そこで、この七つの約束の中にある、「伴う問題は住民投票を行う」ということは、これは具体的にわかるのですけれども、その住民投票のやり方ですね。その住民投票が、どういう形で行われるのか。今申しましたように、そういう条例をつくって、そして住民投票を行っていく、これは最近事例としては起こっているわけで、一九七九年以降二〇〇〇年四月まで、地方自治法に沿って条例をつくって住民投票が行われたという最近の流れがあるわけです。ですから、どういう形で住民投票を行っていきたいのか、そこら辺の真相をお聞かせ願いたいと思います。

o総務課長(山川浩平君) お答えを申し上げます。

住民投票条例につきましては、類型的には、まず包括的といいますか、漠然とした形で住民投票を行いますよということを規定する、いわゆる常設型のものと、それと、個別的に何か事案が出てくれば条例を設置するものと、この二つに大別されます。いずれにしましても、その手段としましては、住民の直接請求によるもの、それと議員さん方から御提案を印し上げるもの、この三つに分かれてまいります。それで、ただいまの条例を制定してはどうかという御質問ですけれども、この住民投票条例については、市長が、住民投票に対する基本的な考え方をさきの議会で御答弁をさせていただいております。その内容につきましては、市民に賛否を問うような重要な案件が発生したときには、議員さん方の声を十分尊重した上で、議会制民主主義の精神のもとに、今後、住民投票を実施することもあり得ますよというお答えをいたしております。

そこで、条例制定というのは住民投票の一つの手段ではございますけれども、現在は、 その住民投票条例を設置するような重要な案件が存在をいたしておりませんので、今後の 一つの選択肢として包括的なもの、個別的なものを、ではどうするかというのを的確に判 断しながら、適正な方向で進んでまいりたいと考えております。

o市長(浜田 博君) お答えいたします。

今、次長からもお答えがありましたように、私は、さきの六月議会でこの住民投票の考え方についてはお話をさせていただきました。最近の動きとして、今、議員の御指摘の問題、これは市町村合併の問題とか、そういう市を二分するような状況が生まれております。そういう中での必要性は十分認識をいたしておりますが、私は、市民の声を反映させる市政を推進するという基本的な観点から、今後、市民のいわゆる世論が市を二分するような、そういう大きな問題が発生した場合に、その賛否を問うために、あくまでも議会、いわゆる議員の皆様に御相談をしながら、将来的には住民投票の検討をしていきたいという気持ちは変わりはありませんので、この点は明らかにしておきたいと思います。

○十六番(田中祐二君) 今の答弁で、理解をしたと思っております。ただ、何といいますか、住民投票についてはいろんな形で議論をされております。いわゆる議会もあるし、ほかの部分もあるわけですけれども、やるときは慎重にぜひやっていただくように要望しておきたいと思います。

次に、市長の多選自粛ということで上げております。

多選というのが、私の考えでは十二年以上ということになるわけなのでありますけれども、例は、今のところ全国的には少ないのでありますけれども、東京都の杉並区では、三月十四日に、区長の在任期間を通算三期十二年までとして、四選目の出馬を自粛するよう努めることを定めた多選自粛条例が可決をされております。それは理由としては、長期にわたって区長の職にあり、伴う弊害を生ずるおそれを防止するという観点から、こういう条例が定められているようであります。

また、長野県の田中知事の方にも、その旨起こっているようであります。昨年の十二月に、これは田中康夫知事みずからが、行政運営の硬直化を理由に定例会に提出をしたわけでありますけれども、見送られたという経過がありまして、その後、廃案になったということをお聞きしております。

そこで、私はなぜこれを言うかといいますと、やはり私は、今、政権公約というものもありますけれども、ちょっと例はそれに当たるかわかりませんけれども、いわばこの政権公約も予算をつけて、そして何年以内にやるのだと、いわばくくりつけをしてそれを達成していこうということで、ただ単に約束だけではなくて、こういうものについてはこういう予算をつけて、そして二年以内にやるのだということが、これからのいわば国政選挙の中で政権公約として出てくるだろうと思います。だからそういう意味からも、市長は、やっぱりなったときから、自分がどれぐらいやるべきかということをきちっとする必要があるのではないか。それは、アメリカの大統領が、やっぱり直接民主主義によって選ばれるわけですね。でも四年という任期が限られている。それは、いわば強い権力を持って、そしてそこの座におる者が長くすることにはやっぱり弊害があるだろうということだろうと思います。そういう意味から、やはりなって、そして初期の段階、中期、そして仕上げの

段階というふうに、そういういわば市長の姿勢をきちっと決めて、そして市政に取り組む方が、住民にもわかりやすいし、そして、そのことによってやっぱり市政が活発化するのではないかということを考えまして、とりあえず今話したようなことで、このことについているいる議論があるかと思いますけれども、市長多選の自粛について基本的な考え方があれば、お聞かせ願いたいと思います。

o市長(浜田 博君) お答えいたします。

私自身につきましては、多選は自粛すべきであるというふうに基本的には考えております。しかし、一般的にはあくまでもこれは本人の意思で行うべきものであるというふうに考えます。

○十六番(田中祐二君) 大変な答弁であったと思います、自分のことを含めてですけれどもね。まだまだ私は、きょうは問題提起として、今後あるべき姿がどうあるかと。やっぱり今の世の中、何が起こるかわからんのですけれども、やはりきちっとすべきところはしていった方がいいのではないかというふうに考えておりますので、ぜひ問題提起として受けとめていただきたいと思います。

次に、姉妹都市の見直しということを上げております。

これもまた、それぞれ歴代の市長が、姉妹都市としてずっと結んできているわけなのですけれども、現実に開店休業のような都市もあるわけなのですね。そういう開店休業のところについて取り扱いといいますか、姉妹都市から除いた方が、いわば別府市もいろんな姉妹都市があって、説明するときに「この分は、こうだ」とはっきり言えるのではないかということも含めてお尋ねをしたいと思います。

そこで、現在、外国との姉妹都市・友好都市が、どの都市と提携しているか、お尋ねを したいと思います。

o国際交流課長(溝口広海君) お答えいたします。

昭和五十九年の十月に初めて、大韓民国の木浦市と締結をいたしております。その後、昭和六十年の五月に米国テキサス州のボーモント市、昭和六十二年七月にニュージーランドのロトルア市、平成六年十月にイギリスのバース市と姉妹都市の提携をしてございます。また友好都市の締結につきましては、中国山東省の烟台市と昭和六十年の七月に提携をしてございます。

o 十六番(田中祐二君) そこで、姉妹都市とはどのような内容の協定を結んでいるか、 内容についてお尋ねいたします。

o国際交流課長(溝口広海君) お答えをいたします。

例を、二市ほど挙げさせていただきたいと思います。

木浦市とは、両市間の行政交流の強化及び支援、両市友好代表団の隔年によります相互訪問、修学旅行の姉妹都市交流の推進、姉妹都市への留学の推進を協定事項として結んでお

ります。

ロトルア市とは、ニュージーランドの言語・文化・生活様式に対する理解を深め、両市の友好親善を促進するため、私費留学生の派遣を協議事項として決定してございます。

また、他都市につきましても、観光・経済、文化・学術・スポーツなどの多様な分野での 親善・友好・協力の推進を図ることを目的として協定を締結してございます。

○十六番(田中祐二君) 今の中で、五つの都市と姉妹都市、友好都市を提携しているわけでありますけれども、先ほども言っておりますように、現実に今交流をしてない都市があるのではないかと思っております。ここ数年、民間を含めて姉妹都市との交流事情をお尋ねいたします。

o国際交流課長(溝口広海君) お答えをいたします。

別府市と姉妹都市、友好都市とここ数年の交流経過につきましては、ロトルア市とは、 別府市公式訪問団の隔年派遣、豊後くれない太鼓のロトルア芸術祭への派遣、ロトルア市 公式訪問団の受け入れ、別府鶴見丘高校の修学旅行、別府羽室台高校語学研修、ロトルア 市内のハイスクール訪問団の受け入れなど高校間の交流を行っております。また、別府市 から私費留学生を毎年派遣してございまして、昨年は五名派遣をしております。

木浦市におきましては、両市公式訪問団による隔年ごとの相互訪問、別府青年会議所と 木浦青年会議所との姉妹提携十五周年の再調印、別府市と木浦市少年サッカーチームの交 流試合を実相寺サッカー場で開催いたしております。

次に烟台市でございますが、両市公式訪問団の隔年ごとの相互交流、別府大学と烟台師範大学との姉妹校提携、私費留学生の派遣などを行っておりまして、昨年は一名派遣をしてございます。また、昨年は日中国交正常化三十周年の年でございまして、烟台市人民政府の副首相を初め幹部の皆様方が、温泉開発視察団など五回ほど別府市で受け入れをしてございます。

バース市につきましては、行政間の交流はございませんが、私費留学生を毎年数名派遣 をしてございます。昨年は一名を派遣してございます。

ボーモント市につきましては、平成七年以降、市及び民間団体との交流は途絶えてございます。

○十六番(田中祐二君) 今お聞きをしますと、姉妹都市のボーモント市は、姉妹都市協定をしているにもかかわらず交流をしてないという実態があるわけで、このまま姉妹都市としてボーモント市と別府市は結んでいくのか。交流がなければ解消するなど問題意識を持って取り組みを、何らかの方策をとる必要があるのではないかと考えますけれども、その点についてはいかがですか。

o国際交流課長(溝口広海君) お答えをいたします。

議員が今申されましたとおりに、アメリカのボーモント市とは、現在交流は実施されて

おりませんが、姉妹都市間の締結解消につきましては、外交上の問題も絡み非常に難しいと考えられます。自治体の国際交流センターの方に問い合わせをいたしましたところ、自治体間の姉妹都市提携の解消につきましては、アメリカのある町と日本のある町が姉妹都市提携を結んでございましたが、アメリカの方で市町村合併によりまして、その町同士の人口格差が生まれました。それによりまして、姉妹都市の解消をした事例がございますが、それ以外の解消は、今のところはございませんという報告でございました。

ボーモント市の交流は、一九九七年に米国独立記念祭に参加するための民間団体によります親善訪問団が、最後に訪問してございます。今後につきましては、現況のままでも特に支障もなく、民間団体の交流も今後は考えられますので、現状を維持したいと考えております。

一九九三年以降、姉妹・友好都市の締結は減少傾向にございます。この要因といたしましては、景気の後退によります財政状況の悪化のため、自治体主導によります国際交流事業の縮小や、民間レベルの交流をふやす自治体がふえたことが考えられます。また、在住いたします外国人の増加によりまして、在住する外国人の対策をふやすことを考える自治体がふえてきたというのが現況でございます。

別府市では現在、外国の五都市と姉妹・友好都市の提携をしてございますが、ポーモント市のように交流が休止している都市もございます。平成十二年度に、別府市姉妹・友好都市検討委員会を設置いたしまして、今後の方針を定められております。都市間の交流につきましては、期間限定や交流内容を限定し、従来の自治体間の交流のみならず、住民同士の触れ合いや民間団体の交流の活性化につきまして促進する新しい都市間交流のあり方として、別府市独自の国際交流都市ということの提携が望まれるということをうたってございます。こういうことから、本年の一月に大韓民国の済州市と国際交流都市の提携をいたしまして、交流期間を五年間という限定をし、行政間の交流のみならず経済・観光・スポーツ・文化・芸術などの民間交流活性化の便宜を図るなど、協定を締結いたしております。しかしながら、五年経過後につきましては、交流状況を勘案しながら、姉妹都市へ進展することも考えられると思います。

○十六番(田中祐二君) 今の説明の中で、ボーモント市との関係については、行ったきりで、そこで反省として最後の方に出ております、五年間交流して、姉妹都市として結んでいくのだということの一つの反省が出てこういう形になったかと思いますけれども、ぜひそういう、今、経済が右肩上がりではないわけでありますから、その辺についてはやっぱりきちっと行政改革の一環としてどうあるべきか、もうちょっと議論をしていただいて、慎重にしていただくことを要望して、この項については終わりたいと思います。

次に、別府市における世論調査ということで上げております。

これも全国世論調査の現況、平成十三年度版によりますと、平成十二年度に地方自治体

が企画・実施した世論調査は、合計八百二十八件ありまして、その中身は、四十都道府県、 二百四十四件、二百九十六市、五百八十四件であり、前年に比べまして百二十二件の増加 を見ているようであります。四十都道府県が実施をしたことは、昨年に比べて三十八件、 二百四十四件と前年度を大きく、三十八件上回っております。そういう中で、市としては 八十四件の増加はあるものの、四市でそういう世論調査についてはやめているところもあ るわけであります。

そこで、こういう世論調査をどういう視点で置いているかといいますと、日ごろの市民の暮らしについてどのように感じているか、さらには、今後の市政に役立つということを含めて、市が、古いところでは大体昭和二十八年ごろから行っているところもあるようでありますけれども、大方、先ほど申しましたように、調査をされているようであります。

そこで、市長も言われたように、住民の目線に立ってということで、多くの審議会やそういう議会の場もあります。また、市長がみずから出て住民の声を聞いたりするものもあるわけでありますけれども、それらにしてもこの別府市十二万数千人のいわば世論には好まないというふうに考えております。ですから、市政の重要テーマといいますか、そういう直結したものについてやはりそういう調査をして、そして政策に生かしていってはどうだろうかということで提案をしておるわけであります。別府市では、まだそういう市民世論調査を実施するような組織づくりがないようでありますので、そこら辺のところのまず組織づくりをどうしていくのかということがあるかと思いますけれども、そのことについてお尋ねをいたします。

ο広報広聴課長(古庄 剛君) お答えいたします。

十六番議員さんが御質問の件は、市政に関する市民への意識調査ということで理解いたしておりますが、本市では、議員さん御指摘の全市的な、市政全般にまたがるような調査というのは、これまで一回だけ、私の承知している限りでは最近一回しているようでございます。それ以外では、事業担当課が重要施策を推進するときにテーマを絞りまして、そのテーマに限ってのみ調査をしているのが実情のようでございます。例えばエンゼルプランの策定のための意識調査、それから人権に関する市民意識調査、それからまた、そのほかでは学校週五日制に伴うアンケート調査等を実施しているようでございます。それ以外では、全市的なものといたしまして、平成八年に実施した総合計画策定にかかる市民調査というようなものがございます。しかしながら、現実的にはほとんどの調査物というのは事業推進課ごとに実施されておりますので、今後は、平成八年に実施した総合計画、こういうものを参考にしながら関係課と十分に協議して検討してまいりたいと思っております。・十六番(田中祐二君) 検討していくということは、組織づくりをやっていくということですか。その点をちょっと、お聞きをしたいと思いますけれども。

o広報広聴課長(古庄 剛君) 実施するためには、他都市の例といたしまして、先進地

の今、何といいますか、ホームページ等で先進地の例を見る例が、比較的昔に比べて便利になったわけですが、他都市の例を見ますと、それぞれ過去に何回もそういう調査というものを実施しておりまして、その中で必ず調査項目、それからどういうことをテーマにアンケートをするかというようなことを、各関係課と十分協議した中で実施しているようでございますので、こういうものを参考にしながら検討してまいりたいと思っております。 o 十六番(田中祐二君) まず組織づくりができてないから、だから組織づくりをしていかんことにはできないですね。だから趣旨は、私が言ったように、どういう意識を市民が持っているのかということで、担当課が今ないのですね。ですから、ここで今言われるように協議する、検討していくということは、そういう担当課を決めていくことですかと聞いているのですけれどもね。

o広報広聴課長(古庄 剛君) 議員さん御指摘のように、今、担当部署というものは、この調査に関してはございません。それで、担当部署を含めて協議していきたいということでございます。

○十六番(田中祐二君) まずその担当課を決めんことにはできないわけですから、また機会があったらこの問題については議論していきたいというふうには考えております。それまでにきちっと担当課を決めていただいて一一やるのであればですよー一やるのであれば担当課を決めていただいて、そしてまた具体的に私の方から議論をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に移りたいと思います。

次に、職務に関する働きかけの取り扱い要綱ということで上げております。

これは、市役所の組織というのは、ずっといろいろな課があって多岐にわたるわけであります。お互い連絡をし合い、報告をし合い、相談しながら意思の形成が図られているというふうに考えておりますけれども、そのことで不十分な面も出てくることがあるのではないか。そしてまた、自分たちの仕事の進め方や指揮そのものに問題点があったのではないかというようなことから、反省も出ているというのが現状だろうと思います。そのことから、職員が面談や電話などで働きかけを受けたことに対して、記録に残して報告をし、その情報を共有することで組織としての適正な対応を徹底する。あわせて建設的なものから不当なと思われるものまで、市はどのような働きかけを受け、どのように対応したのか。市民の皆さんに公表することによって説明責任を果たして、そして透明性を深めていくことになるのではないかということであります。もう少し言えば、職員に職務上の行為をされたときに、またさせないために要望・提案・苦情が、働きがあったときに市民や団体から出された要望は重要なもの、さらには国会議員、県会・市町村議員の者については、日時、氏名など、そういうことについて、働きかけについてきちっとすべきだということであります。

そこで、これは要綱があるのですけれども、若干参考のために申し上げたいと思いますけれども、この要綱の目的については、先ほど若干言いましたように、「その職務に関して外部から受ける働きかけについて記録・報告及び情報共有の手続きを定め、組織として適切な対応の徹底を図るとともに、それらの内容を市民に公表することにより、公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする」ということで、この要綱において、働きかけとは、「職員にその職務上の行為をさせるように、またはさせないようにするために要望・提案・苦情等を伝え、またはあっせん行為を行う次のものを言う」ということで、また、働きかけの記録については、受け付け日時や場所、さらにはその記録表によって、その記録表を保管して開示をするというような中身でございます。ですから、そのようなことに対して私は、そういう職務に関する働きかけの取り扱い要綱について要綱をつくったらいかがかと。このことによって問題を整理し、何か問題が起これば、その記録表に基づいて説明がつくわけでありますから、そういう観点でこの問題について提案するものでありますから、そのことについて当局の考え方があればお聞かせ願いたいと思います。

o総務課長(山川浩平君) お答えを申し上げます。

働きかけに対する考え方というのは、今、参考事例として田中議員さんから内訳について、中身について御説明をいただきましたけれども、私も、新聞報道等で十分承知をいたしております。その中で、宮城県であったり鳥取県、長崎等々、もうすでに制度化されている都市がございます。そのような都市を今後研究をさせていただきながら、調査をさせていただきながら、一つの材料にさせていただいて、少しでも前進できればとは思っております。

○十六番(田中祐二君) 今、問題提起をしたので、すぐどうということにはならんかと思いますので、調査・研究をするということの答えが返ってきましたので、ぜひ、また私もこの議席を得た以上、この問題については再度、再々度やっていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ研究課題として取り組んでいただくようにお願いをして、この項については終わりたいと思います。

それでは、公用車の、いわば低公害車の導入ということで上げております。

これは、平成八年度について、私も議会の場でも申したわけなのですけれども、CO2の排出量の占める割合が、日本では五%程度でありますが、順位としては世界第四位の排出大国となっております。日本は、一国だけでアフリカ諸国全体よりも多くのCO2を排出しておりますし、世界各国が力を合わせて大気中の温室効果ガス濃度を一定の水準に安定化させることを目的として、一九九二年に機構変動枠組み条約が採択をされました。一九九七年に、本条約の第三回締結国会議が京都で開催され、日本は、議長国として京都議定書を取りまとめております。この中で日本は、二〇一〇年前後の温室効果ガス排出量を、一九九〇年比で六%削減するという厳しい目標を世界に公約をしているわけであります。

日本の C O 2 排出量のうち、運用部門は二割を占め、年々増加をしております。最近のデータでは、我が国全体の排出量が、前年度よりも減少した中で、運用部門は逆に増加をしております。特に自動車からの C O 2 排出量は、運用部門の九割を占めているため、地球温暖化防止を図る上で、自動車からの C O 2 排出を抑制することが重要なポイントとなっております。そのような中で国は、二〇〇四年までにはすべての公用車を低公害車にする方針を打ち出しておりますし、また、県は、二〇〇〇年に低公害車導入計画を策定し、その年に三台を導入したのが始まりで、本年度は肉づけ予算でハイブリッド車五台分千四百七十万円の購入費を計上しております。そういう状況の中で、来年度は、県は百五十三台にふやすと計画を示しておりますけれども、別府市の対応についてはどうお考えでしょうか。

o総務課長(山川浩平君) お答えを申し上げます。

それでは、低公害車の県内の現状をちょっと御説明させていただきたいと思いますけれども、県の方では、すでに低公害車を十五台導入をいたしております。そして、ちょっと調べましたところでは、県下十一市では、大分市が二台、日田市が四台、宇佐市が一台、佐伯市が二台、竹田市が一台、臼杵市が一台、津久見市が一台。このような状況になっておりますけれども、これは、いずれも軽四ではなくて普通自動車ということで、低公害車が製造されておりますので、基本的には、私どもは確かに環境の問題等々を考えますと、低公害車の必要性を私は感じておりますけれども、経費的なことを考えますと、基本的には市役所の車両については、軽四を耐用年数が来たときには新たに買いかえていくという考え方がございますので、現在それを調べてみますと、軽四の低公害車というのは製造されておりませんので、近々、低公害車、軽四も一応製造検討段階に入ったということを聞いておりませので、そのような事態になれば一つの検討課題になるのかなというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○十六番(田中祐二君) 今後、低公害車を購入するとしたら、補助金等の申請をすることによって安く購入されるということが言われておりますけれども、補助金を活用し、導入することは考えてないのですか。

o総務課長(山川浩平君) お答え申し上げます。

ただいま申し上げましたように、確かに調べたところ、日本自動車研究所というのがございまして、これは普通車でございますけれども、補助金制度がございます。この補助金の内訳は、普通自動車とハイブリットカーの価格に差がございます。その差額の二分の一を限度として補助をしましょうと。ただ、普通車に至っては二十五万円が限度ですよということですので、これ調べてみますと一台二百五十万円ぐらいしますので、なかなか今の市の財政状況の中で一台買ってくださいということも厳しい状況がございますので、その辺はどうぞ御理解をお願いします。

○十六番(田中祐二君) 今の説明では、全くできないような話なのですね、価格の問題もあって。自治体は、ずっとこれが進んでいくと思います、これから。先ほど答弁もあったように、日田とか大分とか入れてきているわけですから、そういう局面になる可能性だってあるわけですから、ぜひこれからも少し研究をされて、ただ値段が高いだけではなくて、そういう補助金制度も含めてどうあるべきかということをぜひ検討していただけませんでしょうか。どうですか。

o総務課長(山川浩平君) お答え申し上げます。

ただいま、議員から御提言をいただきましたので、御提言の趣旨を踏まえて、今後ひと つ頑張ってまいりたいと思います。

o十六番(田中祐二君) では、次に移りたいと思います。

九五年の阪神・淡路大震災の中で死者が六千七百名ということで、これは、多くは建物の倒壊が原因でこの死者が出たというふうに聞いております。また、最近では宮城県で連続地震が多発して、住宅被害六千棟を超えたということであります。また、県下では七五年に起きた県中部地震では、湯布院町や九重町などで負傷者や家屋倒壊の被害が出て、大分県は全国有数の火山層集中地域で、県内でも死者が出たり、けが人が想定される南海地震が、今世紀前半に起きる可能性も指摘をされております。大震災が起きれば、住宅倒壊により多数の死者が想定をされるわけであります。

そこで、この住宅の倒壊については、住宅の耐震診断、これはそれぞれ都道府県、市によっては支援がされている場合もあるし、されてない場合もあります。この中で、調査した結果、家屋で十万九千五百三十五棟の耐震診断を受け、判明部分だけも七万三千ぐらいが耐震性に問題があるという結果が出ております。国の災害基本計画は、国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断、耐震補強等を促進する施策を積極的に実施をすると定めておるわけであります。

そういうことから、まず、この別府市内の木造住宅の耐震状況についてお伺いし、また現在も継続をして行っているかと思いますけれども、今までの木造住宅耐震診断結果がどのようになっているか、お聞きをしたいと思います。

o建築指導課長(内田一章君) お答えいたします。

無料耐震診断の状況ということですが、この事業は、建築物防災週間の一環としまして、木造専用住宅の無料耐震診断を年二回、平成十一年より実施している事業であります。

診断の状況ということですが、診断の件数の観点から答弁させていただきたいと思いますが、年二回行っておりまして、二回合わせてですが、平成十一年度が四十八棟、平成十二年度が十八棟、平成十三年度が十二棟、平成十四年度が十六棟になっております。平成十一年から十四年の四年間で合計九十四棟の無料耐震診断を実施しております。

現在も継続して実施しておるかどうかということですが、現在も実施しております。今

しばらく建築物防災週間の一環として続けていきたいというふうに考えております。

それと診断の結果ですが、四年間に九十四棟の診断を行ったわけですが、結果につきましては、約六割が「やや危険です」、あるいは「破壊または大破壊の危険あります」というふうな結果になっております。

○十六番(田中祐二君) 別府市は、そういう意味では診断については進んでいると思います。大分県で別府市だけではないかと思いますけれども、無料診断をしているのは。ただ、診断をした結果、六割方ですか、いわば改修する必要があるというようなことであるわけですけれども、その改修工事についてそういう支援がないものか。診断については無料でするのですけれども、例えばその結果として、これは補強しなければならないということであれば、市が、その家に対して何ぼかいわば無利子で貸し付けをするとか、そういう制度については、どうお考えでしょうか。

o建築指導課長(内田一章君) お答えいたします。

住宅の耐震改修工事の支援制度についてですが、調べましたところ、現在、支援事業を実施しております自治体というのは、全国的にも東海地震あるいは南海地震が予想される地域など、一部の地域のみとなっております。別府市におきましては、耐震改修工事の支援制度はないわけですが、住宅金融公庫の中で融資制度がございますので、それを利用していただければなというふうに考えております。

○十六番(田中祐二君) 私の資料と若干違う答えが出たのですけれども、それはそれと して、ぜひ住宅金融公庫だけではなくて、市もどうするか、考え方があれば検討を願い、 これは要望ですけれども、お願いして終わりたいと思います。

次に、これは避難場所の耐震化診断ということです。

避難場所では、多くは小学校・中学校が対象になるかと思いますけれども、ちょっとここに統計があるのですけれども、全国の公立小・中学校の校舎や体育館、十三万一千四百八十棟のうち、耐震性に問題がないことがはっきりしているのは、半数以下の四六・六%にすぎないことが、文部科学省の四月一日現在の調査でわかっております。学校施設は、災害時に避難所になることも多く、設計基準の改定で、一九八二年以降は耐震性が確保されたが、それ以前の建物は、耐震診断が必要とされておるわけであります。調査によりますと、耐震診断が必要とされる八万五千八百三十棟のうち診断済みは三万九十六棟。首都圏や東海地方などで耐震診断が進む一方、ほとんど進んでない県もあるという指摘がされております。文部科学省では、市町村の計画では、二〇〇五年までには診断を必要とする建物については、八五%の診断実施率を目指しており、できるだけ早く進めたいという言葉があるわけであります。

そこで、別府市におきます小・中学校の診断の現況ですね、それについてお尋ねをした いと思います。 o教育総務課長(杉田 浩君) お答えいたします。

小・中学校の耐震診断でございますが、全国平均でいきますと三〇・八%で、別府市におきましては、昨年度末で小学校・中学校合わせて六五%校舎の耐震診断が終わっています。残りは、三年ないし四年で行っていきたいと計画しております。また、小・中学校の耐震補強工事につきましては、平成八年度より学校施設が災害時の避難箇所拠点となっているところから、一校に一棟は安全な施設を確保ということで、毎年一棟を耐震補強と兼ねて大規模改造工事を行ってまいりました。現在まで、小学校で六棟、中学校で四棟で合わせて十棟で、今年度は鶴見小学校の管理教室棟を行っています。十六年度以降も継続して年一、二棟計画していきたいと考えております。

○十六番(田中祐二君) それでは、残りの小・中学校の耐震診断は何カ所あって、その 費用はどのくらいかかりますか。

○教育総務課長(杉田 浩君) 残りの小・中学校の耐震診断でございますが、小学校の校舎が十棟、中学校の校舎が二棟、小学校の体育館が十棟、中学校の体育館が四棟の合計 二十六棟です。耐震診断の費用といたしまして、七千万円程度必要となります。

o 十六番(田中祐二君) 三、四年で行いたいという計画があるわけですけれども、この 計画は、財政当局と十分に協議した中身かどうかをお尋ねいたします。

o教育総務課長(杉田 浩君) お答えいたします。

このことにつきましては、教育委員会の内部の計画でございまして、具体的にはこれから協議にかかるところでございます。

○十六番(田中祐二君) 先ほども三、四年ということがあったわけですけれども、やっぱり生命や財産を守る市民を対象にしておるわけですから、そういう意味ではもう少し早目に、いつ地震が来るかわからんのですけれども、一年ないし二年の短期間で耐震ができないものかどうか、お尋ねいたします。

o教育総務課長(杉田 浩君) お答えいたします。

このことにつきましては、財政当局とも協議が必要でございますが、鋭意努力していき たいと考えております。

○十六番(田中祐二君) それでは、もう一つの避難場所の関係で、市内にある社会教育施設で避難場所になっているところがあると思っております。その教育施設で避難場所になっているところは、どことどこですか。そのことについて、まずお聞きします。

o 生涯学習課長(入田勝人君) お答えいたします。

中央公民館と北部地区公民館、西部地区公民館、中部地区公民館、南部地区公民館、朝日・大平山地区公民館の五つの地区公民館、さらにサザンクロス、コミュニティーセンター、少年自然の家おじかの九カ所でございます。

o十六番(田中祐二君) その九カ所の耐震化診断についてはどのようになっております

か、お尋ねします。

o 生涯学習課長(入田勝人君) お答えいたします。

昭和五十六年六月に建築基準法の構造基準が見直され、新耐震設計基準が施行されました。これは、震度六から七に相当する最大規模の地震に対して、建築物が相当の損傷や変形を受けても、最終的に倒壊や崩壊することなく、人命に影響を及ぼさないとの確認を求めたものであります。耐震化診断を考えるとき、この新耐震設計基準が適応される前、つまり五十六年六月以前に建設された施設、中央公民館、北部地区公民館、少年自然の家おじかになろうかと考えております。

○十六番(田中祐二君) 九カ所のうち、一九八二年の基準法によって、もう耐震化しなくていいと、あと残りは耐震化してないという解釈ですね。いいですね、それで。

それで、先ほども申しましたように、小・中学校ではすでに耐震化が進んでやっているのですね。残っている分も、今の説明からすればあるのですけれども、そういう同じ教育施設が、こっちではできて、こっちではできんということが……。小学校・中学校はもう平成七年か八年から耐震化をやっているのですよね。それが、同じ施設であるものができてない。それもこれからだというようなことでありますけれども、そこら辺についてはどうなのですかね、教育長、ちょっと答弁としてお願いしたいと思いますけれども……。o教育長(山田俊秀君) お答えいたします。

先ほど、担当課長から話がありましたけれども、中央公民館それから北部地区公民館、 少年自然の家おじか、この三カ所をまだまだこれからやっていかなければならないのです が、これまで、小・中学校合わせて耐震の調査をするのに、文部科学省は、安い値段でで きるのではないかという話があったのです。その安い値段というのは、一棟につき大体ニ 十万ぐらいでできるのではないかという話で、全国でやったところもあるのですが、いろ んな会議に私が出かけていってそういう話を聞いてみますと、だめだというわけですね。 やはり本来言われているように、何百万という金をかけないと、きちんとした調査ができ ないという話を聞いてまいっております。そういうことを考えてみますと、大変財政的に 経費がかかっているわけですけれども、先ほど言いました三カ所の社会教育施設について は、中央公民館といいますと、すぐ横の青山小学校がすでに耐震性、これは昭和五十六年 度以降に建設されていますから、あそこは全棟がもういいわけですが、それと、あわせて 山の手中学校もできております。それから北部地区公民館につきましては、上人小学校、 亀川小学校それから北部中学校も、もうすでに管理棟は、それができております。それか ら、おじかにつきましては、東山小・中学校が昭和五十六年度以降ですから、もうそれも 一応クリアしているということで、全体的に見ていきながら、できるだけ何かそういうと ころが全然クリアができない、避難できないところがないように、私どもとしては順次計 画を立ててやってまいりたいというふうに思っております。

ο議長(清成宣明君) 休憩いたします。

午前十一時五十八分

午後 一時 零分

- o副議長(野口哲男君) 再開いたします。
- o二十五番(岩男三男君) 一般質問最終日、午後一番の質問でございます。

昨日、ピーコンプラザレセプションホールで、「市民救急フォーラム二〇〇三」と称しまして、消防行事が行われました。私も招待を受けまして、出席をさせていただきました。本来なら総務文教委員長が出席すべきところだと思ったのですが、所用のため欠席ということでございました。

この救急フォーラム、これは、別府市と別府市自治会と消防本部が合同で開催し、今回で三回目を迎えると聞いております。第一回目は、旅館・ホテル、保養所などの宿泊施設を、第二回目は、百貨店、スーパーなどの物品販売業を、そして、今回の第三回目は、観光施設、福祉施設、集会場等と、次第に交付対象施設を拡大しており、ことしで六十八施設に「丸救マーク」を交付しているとのことであります。私も、今回、このフォーラムに参加しまして、非常に感激をいたしました。別府市の観光客誘致は、別府市の重大な役割であります。そうした対策に対して、安全対策に消防本部が真剣に取り組んでいただいている姿を見まして、感激いたしました。どうかこれからも高齢化の進む中で、市民の一人一人が応急手当ての正しい知識の普及・啓発に努められ、救命率の向上に寄与してほしいと願っているものであります。ちなみに、私も救急講習の資格を得ております。

そうした中で、今回講習に行きました。特に感銘を受けましたのは、別府市の市立保育所の所長さん、市立保育所はすべて所長さんがおそろいで各施設が救急の講習を受けたということ、また、朝日・大平山地区公民館長の井元^と館長も出席されておりました。こうした救急対策に対してさらに消防本部におきまして拡大、そして市民の生命と財産を守るために予防対策に全力で取り組んでいただくことを要望いたしまして、質問に入っていきたいと思います。

最初に、通学区の安全対策について。

このことに対しましては、昨年の十二月議会、十一月の小学校一年生の女の子の交通事故。青信号で渡りながらタンクローリーにひかれて死亡するという痛ましい事故を教訓にしまして、十二月議会で安全対策を強く要望してきたところであります。そして、本年三月、学校の正門を中心に安全施策を講じていただきました。しかし、まだ一部の学校であります。この安全対策に対しまして、当然、学校間の要望という立場から見ましても、例えば境川小学校や大平山、鶴見小学校には、グリーンのカラー舗装で安全対策が施されているのに、いまだ我が校にはないという、父兄から苦情も学校に寄せられていると思いますが、教育委員会に対してこうしたグリーンのカラー舗装に対する要望はなされてないの

かどうか、まずこの点からお伺いいたします。

o学校教育課長(利光弘文君) お答えいたします。

議員御指摘のことにつきましては、四月当初、各学校に通学路の総点検を実施していただき、改善点を学校教育課に提出してもらっております。それを取りまとめまして、六月に、通学路の安全確保改善連絡協議会、これは県土木、警察、市土木、環境安全課と学校教育課で組織しておりますが、その中で協議を行っております。各学校から出ました要望書の中身を十分検討しまして、緊急を要するものと年次計画で対応するものなど、具体的に話し合いをしておりまして、関係機関に要望をしておるところでございます。

o二十五番(岩男三男君) どのような要望を、どこにしているのですか。また、土木においては、今まで実施されている場所と今後予定されている場所、双方お答えください。 ○学校教育課長(利光弘文君) お答えいたします。

市道につきましては市の関係、県道につきましては県の方にということで、市の方では、 その県道についてカラー舗装はできないというようなことを、私は伺っております。

o土木課長(金澤 晋君) お答えいたします。

平成十四年度の実施箇所におきましては、境川小学校それから上人小学校、緑丘小学校、青山小学校、鶴見小学校、石垣小学校、大平山小学校の七カ所で施行をしております。今度、平成十五年度でありますが、南小学校、南立石小学校、朝日小学校、東山小中学校の四カ所を計画しているところでございます。

○二十五番(岩男三男君) 学校教育課長、少し違うのですよ。教育長、少し内容が違うのですね。県においては、県では、このカラー舗装は施行しない。許可はするから別府市においてしてほしいと、こういう話し合いがなされていると思うのです。

もう一点。正門前ということで、南立石小学校、朝日小学校についても市道の側を舗装しようとしているけれども、教育委員会としては、どの部分を舗装してほしいということを土木と打ち合わせをしているのか。もうすでにこの境川小学校を初め七校については、三月時点でカラー舗装が終わり安全対策が施されているのに、あとの学校は、いまだに何らの手だてがなされていない。私がこの通告をしたときに、本来学校からそうした要望が上がっているのであれば、私のもとに飛んできて一一「飛んで」とは失礼ですが、私のもとに「このようになっていますよ」ぐらいお知らせがあってもいいと思うのですけれども、こうしたことを教育長に、こうした問題はどうなっているのですかと問い合わせをするまで教育委員会は何ら対策を示さない。こうした児童の安全対策、年次計画とかそうしたのんびりしたことを言ってなくて、過去七校ができているのです。一日も早くこうした対策をしてあげないと、学校だって校長のもとにPTAの関係者やいろんな人たちから、「何で、うちの学校の前はできないのですか」と問い合わせがあったときに、返答に困っているではないですか。これらに対してもう少しスピーディーな対策、これができないのか。

また、土木課においては、今、本年度中という答弁ですけれども、もう少し具体的に、いつまでに行えるのか。そしてまた、県道部分におきましても、別府市の予算でできるのであれば、特に南立石小学校、朝日小学校等につきましては、県道部分に安全対策を施さなければ、市道部分というのは、奥の方に入っていまして余り価値がないと思うのですが、それらに対しても教育委員会あるいは学校現場と話し合って、そして児童の安全性を高めてほしいと思いますけれども、県に対して県道に対する工事の施行は、どのように考えているのですか。

o土木課長(金澤 晋君) お答えいたします。

平成十五年度の施行四カ所のうち、南立石小学校、朝日小学校、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、正門から近いところに県道が走っております。この県道は、大変交通量も格段に多いことから、我々も危険だなというような認識はしております。この件につきまして、先ほど教育委員会の方からもありましたように、小・中学校の通学路の安全確保改善連絡会を開催しておりまして、その中で現地調査等も行っております。そういう中で今後、県と検討いたしまして、県道で施行できるというような確約がとれれば、市といたしましても、そういう県道の方で施行していきたいと考えているところでございます。

o 建設部長(亀岡丈人君) お答えいたします。

このカラー舗装、議員が今おっしゃいましたように、昨年の十一月の交差点における事故を受けて、急遽、児童の交通安全施策として施行したものでございます。今年度もあと、あとといいますか、四校を早急に実施したい。また県道につきましては、私も県土木の方に要請した経緯がございます。県といたしましても、別府土木所管内やれば、大分県内すべての県道未実施のところをするようになる。そうなると県サイドとしてはかなりの時間を要するということで、私ども、別府市内の学校に面するところは、県の道路管理者ではなく私ども別府市がするべきかなと考えておりますので、早急に対処したいと思っております。

o二十五番(岩男三男君) もう少し、今言いましたように、こうした問題、教育委員会としましても、積極的にこれはやらないと、何か土木課がすることだというような人ごと的な見方ではいけないと思うのです。ぜひ、尊い一人の生命、今後こうした事故を起こさないために、せっかくこうした事業を展開しようとしているわけですから、この県道部分につきましては、建設部長、できれば市長、予備費の中からでも早期に実現できるように、内部協議をして進めていただきたいと思います。

さて、次に、思いやり交差点について。

昨年の十一月亡くなった大鹿木綿ちゃんは、これは、青信号で渡りながら、同時に青信号で出発したタンクローラーが、大型車が、自転車は直進、大型車は左折、左に回ったために後輪に巻き込まれて死亡するという痛ましい事故が起きております。県議会におきま

しても、この問題は取り上げられておりますけれども、思いやり交差点、これは音楽、いわゆるミュージックとか音声によるもの、あるいはスクランブル交差点等があると思いますけれども、思いやり交差点について、担当課としてはどのように掌握をしていますか。また、今後の考えをお聞かせください。

○土木課長(金澤 晋君) お答えいたします。市内には幾つかの交差点で交通渋滞等を引き起こしている箇所がありますが、その代表といたしましては、原の交差点、それから鉄輪JA本店前の交差点等がございます。この原の交差点につきましては、県道別府山香線と旧坊主別府線の交差点でありまして、この部分につきましては、最近、団地開発で住民の車が増加しております。これらの道路には歩道等も設置されておりますが、歩道幅員が大変狭いため、段差等が生じまして、高齢者や障害者に対しまして歩行が安心してできないというような状態でありますので、その辺も含めまして、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、思いやり交差点並びにスクランブル交差点でございますか、それについても別府警察署及び公安委員会とも協議を重ねて、していきたいと考えておるところでございます。

○二十五番(岩男三男君) ぜひ、よろしくお願いいたします。昨日も消防の集いに別府署の総務課長さんと隣り合わせて座りまして、名刺交換をしまして、ぜひ御協力をというよことで、むしろ協力というより、これは別府署が進めなければならないことですというようなことで、何か非常に不思議な言葉を最近聞くのです。何かをしようとすると、県に対して「申達」でいいのですか、「申達」をしなければいけない。例えば県の河川が非常に汚れているから、清掃してほしい、草刈りをしてほしい、このようなことで県に直接要望に行きますと、「別府市から申達をしてほしい」、このような言葉が返ってきます。これは行政間のことでしょうけれども、ぜひ別府市から強く、こうした交差点は非常に狭いところがあります。具体的には原の交差点あるいは九州横断道路のJAの場所も挙げていただきましたけれども、その他危険な場所、こうしたものに対して積極的な取り組みを要望しておきます。

さて、次に市営住宅の建てかえ及び維持管理について、若干の質問をいたします。

この市営住宅の建てかえ、これは長期展望に立ちまして、いろいろと調査もされているようにありますけれども、特に県道富士見通り鳥居線、都市計画街路事業に伴って市営向原住宅 C 棟が、立ち退きの対象となっております。議案質疑でも若干触れましたけれども、こうした住民の方々が立ち退かなければならないという市の説明、あわせて県の説明、さらに移転先。多分、西別府住宅を対象としていると思うのですけれども、それらに対して、西別府住宅に対する住民のアンケート、ここに建てていいのかという、そうした動きに対して説明をお願いいたします。

o建築住宅課長(宗野 隆君) お答えします。

市営向原住宅 C 棟は、二十戸あります。そのうち現在、十七世帯が入居しております。 昨年末に、県別府土木事務所と一緒に入居者説明会を実施いたしました。入居者の方々へ は大変な心配と御迷惑をおかけすることになるわけですので、立ち退き後の不安を少しで も解消するために、移転先希望調査等を行ってまいりました。現時点、他の市営住宅に住 みかえの希望をされている方々との協議につきましては、ほとんどお世話ができている状 況です。今後は、土木事務所による入居者個々に対する移転補償契約の段階となっており ます。いずれにいたしましても、土木事務所と十分協議をしながら、入居者の方々には誠 意を持って対応していきたいと考えております。

次に、隣接します西別府住宅の建てかえ等の御質問でございます。

別府市の市営住宅は、今後十年以内に現管理戸数の六九%が、公営住宅法で申します建てかえが可能となる耐用年数の二分の一を経過するという現実に直面しております。現在の財政事情から見ますと、一どきに多額の負担は無理と考えますので、今後の建設につきましては、早期の計画的な対応が必要となります。建築住宅課といたしましては、別府市営住宅ストック総合活用計画で各住宅ごとの活用手法について、建てかえや用途廃止、戸別改善や全面的改善、または維持保全等の項目に分けて選定しております。その中で御指摘の西別府住宅も早急に建てかえの必要な団地として位置づけております。

○二十五番(岩男三男君) 西別府住宅は、多分この向原の代替地として市としては考えていると思いますので、やはリーつの機運が盛り上がったときというのが大事だと思いますので、県とも早期に協議をしながら、こうした問題を早く解決するように、そして路線の拡張がスムーズに行われるように強く要望しておきます。

さて、そうした中で、今までずっと要望してきました階段の手すり。これにつきましては、三カ年計画で三階以上をすべて手すりを設置するということで、大変に前向きな答弁をいただいております。また、今年度もかなりの戸数において進んでいるようでありますが、ともすればこうした三年以内とかいう約束は延び延びになる可能性があるわけですが、市営住宅に入居された方々も年々高齢化しております。そうした中でこうした入居者の階段の上がりおり、「転ばぬ先の杖」と申しますが、こうした安全対策としまして、かつては消防法によって手すりは無理だということで、長い間つけてもらえませんでしたけれども、これも消防法が改正になりまして設置が可能になりました。したがって、現在、手すりが三階以上で付けられている戸数と、そして、今後残されている戸数。来年度は間違いなく設置できるのかどうか、この点を答弁してください。

o建築住宅課長(宗野 隆君) お答えします。

市営住宅におきましても、高齢化の波が確実に押し寄せており、各種の住民要望の中でも階段手すり設置の要望が、ここ数年目立ってふえております。建築住宅課では、この要望にこたえるため、三階から五階建て住宅につきましては、平成十三年度より、緊急度の

高いところを優先しながら、年次計画による設置をしてまいりました。エレベーターつき 住宅を除き手すりの設置が必要な住宅は八十五棟、千九百五十戸ありました。今年度中に は六十九棟千四百二十六戸、率にして七三・一%の設置率となる予定であります。また、 平成十六年度中に残りすべての住宅についても完了させたいと考えております。

o二十五番(岩男三男君) ありがとうございます。大変に努力をしていただきまして、 敬意を表します。

さて、そうした中で市営住宅の電気のアンペア。これが低いために、今や文化的な生活に遠い、クーラーが取りつけられない、あるいはインターネットの接続ができない、こうした問題が発生しております。このアンペアの低い、今十五アンペアとかニ十アンペアのところを三十アンペアまで持っていってほしいという要望をしてきましたけれども、その状況はどのようになっているのか。現状と今後の計画について、お知らせください。

o建築住宅課長(宗野 隆君) お答えします。

現在の生活様式において一般的な家電製品同時使用の場合、三十アンペア程度の電気容量が必要となります。別府市では、平成元年建設の浜脇高層住宅以降、三十アンペア対応としております。それ以前建設の市営住宅におきましては、平成九年度より年次計画による改修工事を行い、現在、千二百三十六戸ほど対応いたしております。今のところ、平成十八年度をめどに残り約九百戸の改修も進めてまいりたいと考えております。

○二十五番(岩男三男君) 残り九百戸、頑張ってぜひ住民の入居者の期待にこたえていただきたいと思います。かつて市営住宅の水道メーターの検針、これにつきましても管理人が行っておりましたけれども、市の皆様方の努力によりまして、これを民間委託して民間でこのメーターの検針を行うようになりました。

今後の課題としまして、建設された当時のまま全く量が、表がえは部屋をかわれば取りかえていますけれども、最初に入居した人は、何十年、三十年も、もっと経過をして、量が全然取りかえられていない。あるいは流し台。これも一世帯に新しいのを入れたら、ほかが全部右に倣えになるからということで、修理をして、新しく買う以上にお金をかけながらやっている。市長は、県会議員を長くされていましたけれども、県営住宅におきましては、量、ふすま、そして流し台、浴槽、すべてを定期的に、定期的というか、まだ新しいのに、「新しい」といっては悪いけれども、二十年ぐらい、扇山住宅等全部を取りかえてもらっております。しかし、別府市においては、特に一階部分の非常に湿気が多い量等もそのままで、非常に不衛生であります。こうした一遍に事業はできないでしょうけれども、今言いました量、流し台、そして玄関部分あるいは内部の塗装、こうした部分にも今後十分配慮していただくように、これは強く要望をしておきます。

さて、通告では産業廃棄物あるいは公共施設の浄化槽、市町村型浄化槽の導入について ということで通告をいたしておりましたけれども、他の議員も質問をいたしましたので、 この部分は割愛させていただきまして、市長の政治姿勢、温泉、観光、バス料金、アルゲリッチ音楽祭、大型事業等公約に対する取り組みについてということで質問をしてまいりたいと思います。

まず最初に、市長の公約の中に、「市長の七つの公約」という部分の中に、「浜田博の約束」という中に、「高齢者・障害者に優しいまちづくりをします」という、こういう項目があります。この中に、「公共交通機関利用の個人運賃の軽減を図る。そして福祉パスの導入、郊外地域のバス路線の確保、道路や公共施設のバリアフリー」、このようにありますけれども、私も去る三月議会におきまして、こうした特に郊外、過疎地のバス路線、これに対して特に枝郷を対象にぜひ確保してほしいということで、今までも要望してまいりました。また、バス料金も、高齢者が移動するのに、例えば竹の内から別府駅まで行くまでも料金が高い。高齢者の間から、もう少しバス料金を安く出来ないか、安心院や、あるいは院内等におきましては、福祉パスを走らせて病院等に通院する高齢者の便宜を図っている。このような声が、多くの市民から寄せられました。ところが、幸いにして、市長がこうした公約を掲げてさっそうと市長に登板されました。

そこで、これらの公約に対して、今後どのように取り組むのか、お聞かせください。 o企画調整課長(安波照夫君) お答えいたします。

まず、郊外地域のバス路線のことでございます。

通勤・通学地域住民の日常生活になくてはならない交通機関ということで、これを生活 パス路線という形の中で、現在、内成線、柚木線、堺線、この三線についてパス運行社に 対しまして、赤字部分に対しまして補助金を交付しているという状況でございます。

それから、御指摘の枝郷地区のパス路線のことでございますが、枝郷地区につきましては、パス利用者がどれだけおるかということで、今、地区地元住民の要望を自治委員さんにお願いをしているところであります。七月にアンケート調査の結果が出ました。結果といたしましては、パスが必要ということは感じておりますが、毎日でなくてもいいよというような形の結果となっております。同地区には東山小・中学校のスクールパスがございますので、この辺を十分に活用できないかということで、現在、教育委員会とパス運行社の方たちと協議をしております。ただし、運転手さんが二種免許が要るとか、いろんなまた課題も出てきております。もろもろを含めまして、現在のパス運行社、それから地域の方々、それからスクールパスを管理している教育委員会さんの協議を進めまして、費用対効果で一番効果の上がる方法という形の中で、今検討を進めているところでございます。 o 高齢者福祉課長(安部和男君) お答えいたします。

高齢者のバス利用状況でございますけれども、「状況」ではなくて、バス路線を利用しておりますけれども、今後につきましては、バス路線につきましては、別府市の交通体系として総合的かつ慎重に対応を検討する必要があるのではないかというふうに考えておりま

す。

o市長(浜田 博君) お答えいたします。

公約の中での、福祉バスの問題についての質疑がございました。別府市の中山間地であります東山、内成、天間等につきまして、公共機関のバス路線が通っていない地域が、あっても便数が少ない、そういう地域がありますが、外出の少なかった高齢者の方、さらには身体障害者の方々が、気軽に買い物や病院、医療機関等に出かけるのに、この不便さを解消するためにその地域にぜひ限定をしてバスを運行して、幹線道路までに搬送するといいますか、そういう福祉バスの導入を考えていきたい。もう福祉バスについては、国東町がお年寄りを無料で町中心部へ運んでいる状況も聞いておりますし、また緒方町も、コミュニティーバスも出ております。そういう意味で、できれば別府市にはそういう限定をいたしまして導入を考えていきたいというふうに思っております。

○二十五番(岩男三男君) ぜひ、そういう方向で取り組んでいただきたいと思うのですけれども、もう一点、「公共交通機関利用の個人負担の軽減を初め」、このように公約の中にあるのですけれども、市長が掲げました公約、その中で、中心商店街の買い物をする人に駐車場の無料化ということで、これは補助金を出すということで、一点解決というか、前向きに進展していただきました。バス料金が非常に高いという市民の間に声があるのですけれども、幸いにして市長が、こうした公共交通機関利用の個人負担の軽減、これについてどのようなお考えなのか、市長のお考えをお伺いします。

o市長(浜田 博君) お答えいたします。

バス料金が高いということも、聞いております。できれば市内どこを走っても「百円パス」という問題の提起もいただいております。しかし、これには行政としてどこまでかかわれるのか。予算も相当かかるようでございますし、相手のあることでございますから、十分にその辺は検討しながら、市民負担が軽減できる方向で検討させていただきたい、このように考えております。

o二十五番(岩男三男君) A P U の学生も、やはりこうしたパス料金に対して市長に要望していると思いますので、こうした点をぜひ、この公約の実現方を、これは市民が非常に期待しているところでありますので、よろしくお願いいたします。

さて、そうした中で、市長の公約の中で特にど真ん中というか、この「浜田博の約束」の中に「日本一の温泉を生かした観光立市を目指します」。これはもう、この中にるるありますけれども、まさに「日本一の温泉を生かした観光立市」。この別府市は、観光のまちとして生きていく以外、先だって私どもも市長と意見交換をさせていただきましたけれども、最初から温泉の話、最後までまた温泉の話というようなことで、多分市長の手元に資料がお渡りになっていると思いますけれども、私どもも公明党といたしまして、「観光立国の戦略展開を求める二十の提言」、これを福田官房長官に対して渡しております。

「観光立国二十の提言」。時間もありますので、恐縮ですけれども、この「二十の提言」 を読ませていただきます。

一、観光担当大臣を任命し、観光立国関係閣僚会議を常設するとともに、観光総合戦略 の企画部門として国土交通省「観光部」を「観光局」に進展させるということですね。

二番目。ビジット・ジャパン・キャンペーン予算及び地域観光キャンペーン事業費の大幅増額。

三、年次有給休暇の完全取得に向け、最低限五日間以上の連続付与規定を法律において 義務づける。その実施のため、中小企業事業主が省力化投資または労働者の新たな雇い入 れ(人材派遣活用を含む)を行った場合に特別金を支給。

四、学校長期休暇の取得時期として夏期・冬期、学期末に加え秋期の休みを追加。

五番目。国際観光振興会の職員を増強するとともに、官民の人材を登用し、海外における訪日観光プロモーションのため、ナショナルセンターとして強化。

六、観光受け入れ地方公共団体を結集する広域自治体連合を促進。

七、滞在型休暇の普及に成果を上げたフランスの休暇小切手制度を参考とする、家族向 け旅行資金積立(給与天引き)制度の創設。

八、産業観光や都市イベント観光の高度化と推進体制の整備。

九、空港着陸料大幅引き下げの時限措置と、空港整備に対する一般財源の拡充。

十、羽田・ソウル、日韓シャトル便の就航。これはもう羽田でなくて大分でもいいと思 うのです。

十一、韓国旅行者の観光ビザの解禁。中国の観光ビザ発給地の拡大。

十二、観光通訳資格を基準緩和するとともに、在日外国人やボランティアを活用する新通訳制度の創設。

十三、ジャパンパス、航空、鉄道、有料道路と宿泊料金の共通周遊券など、外国人旅行者向け交通宿泊割引の制度化。

十四、温泉利用プログラム型健康増進施設の認定・促進と、行動改革特区における温泉療養への公的医療保険等の適用に関する案件の早期認定。

十五、常設の滞在型農村観光の提供を支援する、都市と農山漁村の共生促進(仮称)の 制定と花づくり日本運動など、フラワーツーリズムの各地での推進・支援。

十六、身体障害者や高齢者が円滑に移動でき、だれもが楽しめる観光ユニバーサルツーリズムの推進。

十七、観光地のイメージを損なう構築物や看板の改善や撤去、景観や治安の回復、電線 地中化などのパリアフリー化等、観光のまちづくりに資する支援措置の実施。

十八、SARSなど強力な感染症による観光地への直接被害に対する緊急対策、風評被害に対する迅速・正確な公的広報体制の整備を、評価システムの構築とあわせて整備。

十九、自然災害や戦争、感染症など、みずから原因とならない天災・人災等によって急激かつ極端な減収となった観光業者を救済・補償する制度の構築。

二十、国立大学への観光学部の設置促進と、独立行政法人観光サービス研究所の創設。 このように二十の提言を行っております。

そこで、昨日の新聞ですか、「別府八湯湯けむり、皮膚への作用を検証」という、市長 はすでにごらんになったと思いますけれども、風月におきましてファンゴ、「大分医科大 を中心とした産学官の共同研究で、別府八湯ファンゴ。温泉泥の皮膚への作用を科学的に 検証する実験が、六日、別府市のホテル風月HAMMONDで始まった」、このような記 事が出ております。こうした、私がさきに読みました二十の項目の一番最後に、国立大学 への観光学部、何も国立大学でなくてもいいと思うのですよ。別府市においても別府大学 あるいはAPUに対して、こうした観光科ができないのか。あるいは、観光サービス研究 所の創設、これが大変必要だと思うのです。こうしたものに対して別府市としては、今後 どのように取り組んでいくか。特に、市長、別府観光推進戦略会議の中でぜひお取り組み をいただきたい。特にきょうの新聞を見ますと、これは合同新聞ですけれども、「笛吹く 県、踊らぬ市町村。来月の特区初申請控え」ということで、別府の名前まで出て市営住宅 のことが書かれておりますけれども、別府市に留学生特区ということみたいですけれども、 ただ単に留学生とか温泉、それだけでは特区にならないと思うのですけれども、こうした 諸問題を考えあわせて、別府市においては別府観光推進戦略会議なるものを予算化して今 議会に提案されておりますが、そうした中でぜひこうした研究機関あるいは大学、こうし たものができないのか。そして、別府市が大分県で観光、そして温泉を主体とした療養型 の特区として県に申請できないかどうかを、ぜひ検討していただきたい。

あわせて市長。今、国土交通省「観光部」を「観光局」に、国においてこういう提案をしておりますけれども、別府市におきましても、「観光経済部」を「観光部」あるいは「観光温泉部」として、この別府市観光、そして別府市にお客さんが来てもらうため、日本はもちろん国内外から、世界から集まっていただくためにこうした対策を講じていただきたいと思いますけれども、お考えをお伺いします。

o観光経済部長(東 昇司君) お答えいたします。

観光産業、最近、観光立国としての基幹産業でもあり、波及効果が百兆円とも言われております。そういう中で大学の中に観光部を促進せよということでございますが、早速戦略会議も立ち上げますので、その中に議題として上げ、内部で検討していきたいと思っております。

o市長(浜田 博君) お答えいたします。

公明さんの観光立国へ向けての二十の提言、大変参考にさせていただきたいと思います。 今、国も挙げて観光産業については、大変重要視をしていただいておりますし、観光立国 戦略ということでございますから、私は、観光立市別府の戦略会議を立ち上げようとしておるわけで、全く思いは一つでございます。そういう意味からも、今、部長からもお答えをいたしました。貴重な提言につきましては、前向きにいろいろ検討させていただきたいと思いますが、とりわけ国際観光温泉文化都市として観光立市を目指す別府市にとりましては、観光問題は最重点課題だと思います。そういう意味で、今、機構改革も含めまして、私の思いは、できれば「観光部」が独立をしていただける方向ができれば、「観光局」になるのか「国際観光局」になるのか、それはわかりませんが、観光の窓口が一本化して、そこから世界へ情報発信できる体制、きょうの新聞でも、「別府八湯湯けむり、皮膚への作用」、こういう検証が、産学官の共同の研究でこういうスタートをされたというのは、非常に感銘を受けております。そういう意味で、今後、日本一の温泉、いわゆる本物の温泉、先ほど来言われています、この温泉を生かした観光立市はどうあるべきか。これは、健康、医療、そういったものときちっと連携をとった療養型、長期滞在型のやはり観光を目指さなくてはいけない。こういう思いは、戦略会議の中でしっかり私は検討いただけるというふうに思っておりますので、その辺の御指導・御鞭撻をまたよろしくお願いを申し上げたい。

○二十五番(岩男三男君) ありがとうございました。今、「観光部」または「観光局」、「国際観光部」という市長の何か夢のあるような答弁が出ましたけれども、別府市には、日本療養学会の会長さんがいらっしゃるのですね、別府市に。延永正さんですね。簡単過ぎて……、だれかさんと同じ名前ですけれども。延永正日本温泉療養療法医会会長ということで、この方が、温泉を活用して日本全国の会長さんが、別府市の荘園にいらっしゃるのです。そしてまた世界的にも有名なあの京都大学の大学院の理学研究科教授の由佐教授、この方も別府にいらっしゃいます。そして、そのほかもろもろの多く方々がいらっしゃいますけれども、きょうの新聞に出ていました、この風月の甲斐社長さん。このように温泉を利用して何とか健康と、そして別府の活性化をという、民間からも盛り上がりの声が起きております。昨年、私どももこのお三方をお呼びしてフォーラムを開催しました。また、本年も先般、風月におきまして、私どもの江田衆議院議員を迎えまして、今後の療養型の温泉ということで、別府市の観光経済部長そして温泉課長、そして観光課長にも御出席いただきまして、今後の別府市のとるべき道ということで、種々意見交換をいたしております。ぜひまさに時を得た市長のこの別府観光推進戦略会議、これはまさに時を得たものだと思います。

ただ、先般、議会でやり取りを聞いていますと、月に一回。もう少しスピーディーにですね。月に一回、何をのんびりしているのだという……、私も思います。民間から見ればなおさらだと思うのです。月に二回、三回やっても、回数はふやしても、できるだけ早くそうした、別府市が観光特区の申請ができるように、そして世界に冠たるこの別府、温泉

観光都市を、世界の人が訪れてくれるようなまちにするために全力を尽くしていただきたい、このことを強く要望しておきます。

さて、もう少しだけ質問をさせていただきますけれども、六月議会でこの温泉について質問をさせていただきました。市営温泉では、どこでも使える共通入浴券。現在、柴石は百二十円、堀田が百円、そして竹瓦、浜田温泉等が六十円、このような市民入浴券になっていると思うのですけれども、これは市民の平等性に欠けるのではないかということで質問いたしました。当局におきましても、そのことを認めて、できるだけ早期に改善したい、こういう答弁がなされております。八年前には、洗髪料を別府市が女性のみから徴収をしておりました。髪の毛の長い女性からのみではなく、女性の入浴する部分ではショートカットの人でも徴収をしておりましたけれども、これを廃止して平等性を保つことができました。今回も市民入浴券、一枚の入浴券で竹瓦であろうと浜田温泉であろうと、あるいは堀田、柴石、どこでも入れる。そういうことであれば、市民の方々も購入する人がふえるのではないか、こういう思いがします。ただし、市長が就任して即値上げしたというのでは、余り格好がつかないと思いますので、でき得れば市民入浴券を一カ月、三カ月、六カ月ぐらい、三種類ぐらいを出して、長期購入の方は安く、短期の方は少し値上げしても構わないのではないか、このように思います。

もう一点。前回は申し上げませんでしたけれども、答弁できればしてもらいたいけれども、高校生あるいは中学生、これらは、子育てが一番大変なときです。できれば子供料金にしてほしいという意見も出してきましたけれども、特に中学生、高校生になれば市営温泉離れというのも進みます。だから、むしろ安くても入ってもらう、その方がいいのではないかと思います。家族にしてみれば、子育てが一番大変なときです。そういうときに出生祝い金とか、もろもろのケースがありますけれども、家族五人がふろに入れば、一人百円であれば五百円、十日入れば五千円。こういうことで家族が多いほど困難をきわめておりますので、そうしたものも含めて御検討をいただきたい。

また、このことも申し上げておりますけれども、浜脇湯都ピアにつきましては、少し条例がおかしい。その年度内でしか発行できないような入浴券を発行しておりますが、これも市民券と同等に短期・長期で、長期の方は安く、短い方は高くということで、やはり地域の方々もこの入浴料がいつも赤字赤字ということを心配しておりますけれども、赤字ができるような料金体系を当局がつくっているように見受けられます。

以上の点について、御答弁をお願いします。

o温泉課長(遠島 孜君) お答えします。

まず一点目の、市内の共通入浴券につきましてでございますが、六月議会で二十五番議員の御指摘を受けまして、早速課内で調整に入り、早い時期に実現するように、今事務を進めているところでございます。

続きまして、中高生の入浴料金につきましてでございますが、この辺につきましては、 ちょっと私どもの検討課題とさせていただきたいと思います。

続きまして、三番目の湯都ピア浜脇の条例についてでございますが、事実、一カ月、三カ月、六カ月、十二カ月、その辺につきましても、ちょっと料金体系に御指摘の面がありますので、その辺についても共通料金と同じ形で進めさせていただいておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

o二十五番(岩男三男君) ありがとうございました。

アルゲリッチ音楽祭についても通告しておりましたけれども、市長、これは拡充を目指 すということですけれども、多分答弁が困難だと思いますので、要望だけしておきます。

今、一番アルゲリッチ音楽祭で運営側で苦労しているのは、会場費ですね。県に対して減額措置ができるのか、別府市で補助制度ができるのか、どっちかだと思うのですね。だから、もろもろがあると思うのですけれども、これは内部協議をしていただいて、また後日の議会において質問をさせていただきます。

最後に、私は、首藤正議員が議長当時、文化財調査委員としまして、東別府駅のこれを歴史的文化財にするかどうかということで、当時の議長から、「みっちゃん、頼むぞ。頑張れ」という激励を受けながら、この文化財の指定に向けて協議をし、指定をいたしました。さきの議会におきまして、首藤議員がこの問題を取り上げまして、議決権の重み、提案権の重み、これをどう考えているかと、こういうことで厳しく教育委員会に対して指摘をいたしました。私も、文化財調査委員の一人といたしまして、当時指定をいたしました。今問題になっているのは、県の方で民間のJRに対してこの補助金を執行していいかどうか、このようなことが問題になっているようでございますけれども、本来なら、こうした問題をクリアして議会に上程をしなければ、上程した後、こういう問題がありました、こういう問題がありました。何事か。また、当時の文化財調査委員の一員としても、このようなことは全く腑に落ちません。

教育長、こうした問題に対して地元の方々も、首藤議員も指摘しましたけれども、やがて十一月には九十周年の記念行事を迎えようとしております。これらに対して担当課だけでやるのでなくして、教育長もみずから行動を起こして、そしてせっかく歴史的文化財として日豊線で最も古い東別府駅、これを地元の人とともに、東別府のためにするのではなく、別府観光のために。別府は、歴史的文化財というのは非常に少ないのです。これを基調にしてやろうという、こうした地域からの盛り上がりに対して、何か今のままを見ていると、教育委員会がブレーキをかけているような感じがします。そこで教育長、この問題に対して教育長みずからも取り組んでいただきたいと思いますが、答弁をお願いします。の教育長(山田俊秀君) お答えいたします。

先ほど御指摘がありましたように、今、県と協議をしておるわけでございますが、私自

身も全力を挙げてこれに取り組んでまいりたいと思っております。

○二十五番(岩男三男君) もろもろの質問をいたしましたけれども、ただ議会が済んでそれで終わりではなくして、やはり市民感情、特に先般の議会で首藤議員も言われましたけれども、浜田市長になったら、何かブレーキを踏んでおるのではないかというような声が上がってこないように、スピーディーな取り組みを強く要望しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

o二十三番(佐藤岩男君) 初めに議長さんにおことわり申し上げて、ここに資料を私は持ってきております。これを市長に差し上げてほしいのですけれども......。

昨年十二月議会におきまして、くしくも私と内田議員が、同じく美術館について質問をいたしております。そのときにお答えになったのが、「議会の理解が得られるとともに、市民の方々の声が多ければ、その方向づけをさせていただく」という答弁をいただいているわけです。このことにおきまして、教育委員会はどういうような対応をしてきたのか。その方向づけに従ってどういう成果を上げているのか、ちょっと御答弁願いたいと思います。

○教育長(山田俊秀君) ただいまの御指摘でございますけれども、市を挙げてこの問題に取り組んでいかなければならないということで、その委員会を持っております。その実行委員会の中でそれを協議しながら進めているというのが現状でございます。私ども教育委員会の中でも、その委員会の方に出席をいたしております。

- o二十三番(佐藤岩男君) その委員会に、あなたは顔を何回見せておりますか。
- o教育長(山田俊秀君) お答えいたします。

私は、そのメンバーではありませんので出ておりませんけれども、その委員会には課長がメンバーになっておりますので、課長が何度か出席いたしておると思います。

- o二十三番(佐藤岩男君) どのような方向に行っているか、あなたは、そこを正確につかんでおりますか。
- o教育長(山田俊秀君) お答えいたします。

最後にこの委員会が終わったのが、ことしの一月だというふうに記憶いたしております。 そのときに、先般ここで、議会でもお話がありましたように、ラクテンチの下のプールの 跡地ですかね、そこでの話だとか、あるいは複合施設の話だとかいうようなことを聞いて おりますけれども、中の細かいことについては、私の方にはまだ報告は上がってきており ません。

o二十三番(佐藤岩男君) 細かいことについて、あなたが報告を受けてなければ、進んで聞こうとしないから、それは返ってこない。別府市の美術館と大分市の美術館、県立美術館、この相違点。どういうふうにあなたは認識していますか。

o教育長(山田俊秀君) お答えいたします。

大分の牧にあります県立美術館、それから大分市にあります大分市の美術館と、その相違点ということですが、私もはっきりわかりませんけれども、大分県の芸館にあります県立美術館は、日本画の絵画をたくさん所蔵しておるというふうに聞いております。数年前でしたか、田能村竹田の絵を相当何か寄附をしていただいたというような話も聞いておりますが、大分市の美術館は、余りそういう意味では所蔵品はないというふうに聞いております。私も県立美術館、それから大分市の美術館には何度も足を運んでみましたけれども、大分県の県立美術館は、施設としては大分古くなってきているなという感じはいたしております。

○二十三番(佐藤岩男君) 私も内田議員も、何回となく美術館の問題を取り上げたのですね。これはなぜかといったら、緊急性を必要としているのですよ。落ち込んでしまったこの別府観光。何をもって起爆剤として再浮上させようとしているのか。何もないではないですか。「地獄」だけでしょう。それで散っていってしまった修学旅行生に「帰っておいで」。何をもって帰らせようとしているのですか。あなたは、学術的な面、そこだけしておればいいと思うかしらんけれども、それもあなたは熱心さが足らん、「聞いています、聞いています」。自分が行って、どれだけどういうふうにあるというようなことをあなたはつかんでない。

大分市美術館の場合で一一いいですかーーあそこには高山辰雄さん、福田平八郎さん、田能村竹田さん、帆足杏雨さん、こういう方々の、大分県にゆかりのある人たちの絵がどっさりあるわけです。洋画についても、佐藤敬さんを初め、版画家もたくさんここに寄贈もなさっておるし、買い入れてもおります。芸術会館に至っては、田能村竹田、福田平八郎、高山辰雄、この一連の大分県のいわゆる流れをくむ方々の作品がどっさりあるではないですか。洋画にしても片多徳郎さん、糸園和三郎さん、佐藤敬さん。よそでもびっくりするような絵があるのですよ。文化勲章をもらった人が日本画で七名そして洋画で七名、これが別府市立美術館の現状ですよ。何とその格差がひどいかということなのですね。

教育予算でもって、あるいは教育長名で執行部に買ってくださいということを一度も言ってないでしょう。だから買わないのだ。新しく買い入れたものは、いつが最後ですか。 お答えになってください。

o 生涯学習課長(入田勝人君) お答えいたします。

作品の購入は、昭和六十年に長谷川泊伝の「雪山に春近し」を購入し、それ以降はございません。ただ、平成五年度から「別府現代絵画展」を開催し、大賞と市長賞の絵画を賞金による買い上げとして、順次美術館に収蔵してきました。別府現代絵画展は八回実施しましたが、平成十三年度からは「別府アジア絵画展」として二年に一度開催し、同年は二点の絵画を賞金によって買い上げ、次回からは三点を買い上げることにしております。

o 二十三番(佐藤岩男君) 私の知る限りにおいては、別府市美術館の場合に、昨年、四

千八百九十八名、入館者がね。大分市美術館は十一万九千人、芸術会館が十八万八千人。 それほどの差がある。しかし私が驚いたのは、私立の美術館なのです。安来節で有名なあ の島根県安来市に、足立美術館というのがございます。ここは、大人の料金が二千円です。 高校生が九百円。にもかかわらず三十七万人の人が昨年見えているのですね。大原美術館 に至っては四十万人の人、高校生の修学旅行のは非公表、こういうことになっておるので すね。これを見てもわかるように、こんなすばらしい観光スポットはないと私は思うので すよ。今「地獄」、これだけしか売り物はないのでしょう。別府の美術館がすばらしいも のになってごらんなさい。日本国じゅう回ればいいではないですか。観光課も市役所にお ることはない、全国を回って「修学旅行生来てください。こんな立派なものがありますよ。 こんなのがありますよ。すばらしい美術館が別府にできたのです」。駆けずり回ればいい ではないですか。私が何度かお尋ねしたら、のどまで来ているけれども、言ったら怒られ るから言わない。先立つものがございませんと、そんな顔をしてあなたたちはいつも見て いる、恨めしそうに。そうではないんです。先立つものは、つくればいい。人間の知恵で もってどうすれば、ここに現金がなくても、枯渇している地方自治体であっても金はでき るのだ、美術館は建つのだ。収蔵する美術品もたくさんできるのだ。別府市が、ここに大 きな財産がなくても、現金がなくてもそんなものはできるのですよ。その勉強をあなたな んかがなさらないから、いつまでもたっても美術館ができない。

そこに、中山製鋼所と昔言っていた鉄工所がありましたね。あそこの寮になっていたの が、それが中山別荘です。割烹お川の向う側にある。あれが四千三十四坪。道路を隔てて 西側に千二百二十五坪、これはピーコンプラザに貸しているわけですね。ここの中山別荘 の持主が関西興業、業を興す株式会社になっているわけです。ここの社長さんが松尾さん とおっしゃるのですけれども、この方が、熱海に横山大観の「熱海大観荘」というものを 持っているのです。そして、ここの会社に入ったら、新入生はまず美術品の虫干しからや らされるのだというぐらい、横山大観初めたくさんの絵をここは所蔵しているわけですね。 そして、「別府市は金がないのだけれども、何か美術館ができる方法はないですかね」、 こういう相談をかけたら、「うちの中山別荘を使ったらいいではないですか。あそこにP FIで建てたらどうですか。そして、そこにすばらしい収蔵品を持ち込んだらいいではな いですか。お金がないのは、どこでもそうでしょう。だけど、よそから借り物を売り物に したらどうですか。よその美術館の目玉商品を借りてくるのですよ。そして三カ月に一遍、 あるいは修学旅行シーズンはこれだ、一般の観光客を呼ぶにはこれだ。向こう三年間ぐら いのスケジュール表を書いて、そしてそれを持って各観光業者を回ってみたらどうですか。 別府に訪れる観光客、美術館に訪れる観光客は、何十万人ですよ」、このように知恵をつ けていただいたわけです。金がなくたって、美術館はできるというのですよ。

事実、私の東京における知り合いが額賀さんという、「ギャラリーぬかが」というのを

持っている方がおります。この方は、パルビゾン派、印象派から近代絵画に至るまで、この人が持っている美術館には総額五百億ほどの財宝がございます。「別府市が望むのならば、いつでも私の方は貸し出していいですよ」、このように答えていただいております。それで、その作品リストもここに、市長さんのお手元に今差し上げましたけれども、ルノアールとかモネとかセザンヌ、ピカソ、コロー、クールベ、ミレー、このような作品がわんさとあるわけです。この人は、今、現代美商の中では一番働き手らしいのです。この人がまやかしものでないというのは、ここに美術新聞があります。先々月の七月十一日金曜日発行の分でございます。これを市長さんに渡してあります。所得がきちっと出ておりま。この人が言うのですから、間違いない。この方は、五つ美術館を預かっている。それぞれ特徴のある売れる品を一つずつ、あるいは三点ずつ、みんなそれぞれの美術館が持っているらしいんです。そういうものを別府市の美術館のこけら落とし、あるいは何月から何月まで展示したいからとおっしゃれば、そちらの方にお回しして結構ですよ。窮屈な一つの美術館だけに閉じ込めておくのには、全くもったいのだ、そういうふうに腹を割って話していただいております。

また、こういうものを探して歩けば、名古屋市在住で堀部煌三さんという方がここに、このリストがありますが、五十点。買い入れたときは三十億あるいは三十五億ぐらいしたのでしょうが、今、それの四分の一、五分の一の値段で売っていいのだと。この方は、御自分で美術館をつくる予定だったけれども、後継者、子供さんたちが、そんなものをつくっても、おやじ、おれたちは面倒見ないよ、こう言われたから至急売ると。そして、現金を子供さんに分けてやろう、こういうことらしいのですよ。そうしたら六億か七億ぐらいの現金で買えるのですね。その金がないのだとおっしゃるのなら、金をつくる方法は何ぼでもあるのですよ。別府市さんが、金を貸してくださいとおっしゃれば、私のところはいつでも御用立てします。別府市は、それだけ信用があるのですよ。信用がないのは、あなただけだ。もうちょっと、まじめに職務に精出してもらいたいと私は思うのだね。

観光部長さん、ちょっとお伺いしますけれども、いわゆる地獄にかわる観光スポットというのが、何かこの別府に「これならな」と夢みたいなものがあるかどうか。それで、それを模索していると思うのだけれども、これはどうかな。ここまで来ているけれども、先立つものがありませんということを言わんでいいと言うのだから、だから、市長さんの前でそれを言っておるのだから、どうぞ、あなたが胸のつかえがぽっととれるぐらいに、小骨がぽっと引っかかっておるぐらいのを取るつもりでおっしゃっていただけませんか。 o観光経済部長(東 昇司君) 私も議会事務局におって、全国からの議員さんが別府に

随分見えられて、美術館へ随分お連れしました。別府の美術館も結構品物はいいという感じで、随分おほめをいただいたことも覚えております。そういう形で美術館も収蔵品がそ ろうと観光資源の一つになる、一番の産業になるのではないかと、そういうふうに思って おります。

o二十三番(佐藤岩男君) もう、なるべくあの美術館には余り連れていかん方がいいですよ。(笑声)いわゆる六、七人の、どこに出しても恥ずかしくない人たちの展示品がずっとね、するときならばいいですけれども、倉庫にはこんなにあるのですわ、そういうような家庭の話をせんで、本当のことを言っていったらいいのですよ。これではつまらんから、もっといいのをつくろうとしているのですということでね。

財政も厳しい折でしょう。ですが、金を使うのは何か、何に使わなければできないか。 やはり緊急性だと思うのですね。何はさておいても、これだけはしなくては困りますよ。 テロが起こった。食糧の確保もない。自家発電の装置もないではないか。そんなのでは困 るから、そのためになさることも緊急的でしょう。しかし、観光立市ですから、観光にお 使いになるお金は、もっと私は緊急性があると思うのですよね。もう今、逃げていった観 光客は戻ってこない。どうして呼びとめるか、帰ってきてもらうか。

私は、浜田市長に昨年十二月、質問したわけではございません。ですけれども、「議会の理解が得られるとともに、市民の方々の声が多ければ、その方向づけをさせていただく」、十二月議会でこのように答えていただいている。市長さんはかわっても、この議会の中で発言なさったことは、やはり継続が私は必要だと思うのですね。そういうことをおっしゃった人にかわって、その趣旨を体して、何とかひとつ別府にすばらしい美術館を一日も早くつくろうという意思が、浜田市長におありかどうか、お尋ねしたいと思います。o市長(浜田 博君) お答えいたします。

佐藤議員さんの美術に関する専門的な分野から、いろいろ御提言をいただきました。基本的には前市長が答弁をした思いと全く同じでございまして、私も継続的に、積極的に進めていきたいという気持ちで、同じでございます。

ただ、今老朽化しております。展示のスペースも、それから寄りつき、それから浜風といいますか、海の風ですね、そういう影響など、昭和五十九年当時ですから、私も議員でございましたし、あなたも同期ですから、その当時、大変海風にそれがどうなのかというあなたの心配の声を私も聞いておりました。そういう意味で、あの旅館を買い取って美術館があそこにできたときに、本当にそういう思いをした同志でございますし、私は、何とかあそこを移転してほしいなという気持ちをずっと持ち続けておりました。さらに、また現在の美術館は、寄贈を受けたホテルを確か改造しましたね。そういう形で本当に課題が多くあるのではないかなという思いがいっぱいでございます。とりわけ、今、修学旅行の問題も出ました。修学旅行生を取り戻したいというのが、私の公約の、また夢でございましたし、できればそういう修学旅行が来られるというのは、そういう見学の場所を含めてやはり十分に設置をしなくてはいけないという課題があります。美術館も、これは大きな一つの柱だろうと思いますし、この美術館の建設については、財政的な問題も含めて、先

ほど、選択肢の一つとしてPFI方式のことも検討に入れながら、将来的には、今後芸術・文化の向上を全体的に考えまして、先ほども図書館の問題でお答えしたとおり、複合の文化施設として、そういう視野も入れながら、ぜひ市民や観光客に魅力あるより充実した美術館の構想を考えていきたい、このように考えております。

oニ十三番(佐藤岩男君) 市長が一歩足を前に進めるというふうにおっしゃったので、 私も大変安心したわけでございますが、美術品を集める、金が要るか。そうではないです ね、熱意ですね。私はきょうはちょっと体調がよくなくて、朝、点滴を受けに行ったので すが、うちの主治医が畑病院なのです。あそこを一歩--あなたは、けさ、何か百歳の人 にお見舞いに行っていただいたそうで、ありがとうございます--あそこのロビーの左側 にでかいトーマス・パーの「幻想」という、あれ、二百五十号ぐらいの絵があるのを御存 じですかね。あれは、別府在住の西岡一郎さんという方が、これは欧米、その他在欧期間 が長くて、そのときにおかきになったのを、畑さんのところに贈ったわけなのですね。そ れで、あそこはたくさん持っているのです。坂本繁二郎の「馬」とかね。「馬と月」と言 ったら坂本繁二郎。ちょっとこっちの方が狂っていたから、あんな絵になるのだって聞い ておりますけれども、それは真偽のほどはわかりません。ですけれども、あそこは、いわ ゆる理事長さんが大変温和な方で、いろいろ助けてあげているから、お礼にもらったので しょうね。たくさん絵を持っています。お礼に差し上げるような絵というのは、余りにせ もの、贋作とかそんなものは差し上げんですわ。そして訪ねてみますと、別府で随分とあ るのです、人前に出せるような絵が。それで、そのままほこりをかぶって、もう自分の家 の家宝だというようなことで眠らせてしまうのがあるのです。もしそんなのがあれば、

「市に貸してください」ではないのです、期間を切って、三カ月間、半年間、別府市が必ずお返しします、このように保険も掛けます。それでオープニングセレモニーのときにちょっと飾っていただけませんか、あるいは何年何月から何月までお貸し願えないかという交渉を市内でするだけで、私は、百や二百の作品が集まると思うのです。そういうものをみんなが心して歩けば、議員でも持っているのではないですかね。余り言うと税金問題があるから言わんのかしらんけれども、皆さんにそっと聞いてごらんになれば、教えてくれると思いますよ。そういうものを集めるだけでも、今の別府市美術館よりも、私は見ごたえのするものが出てくるのではないかなと思っています。

それから、お代は見ての帰りです。あなたが大阪に足を運んだついで、東京に足を運んだついでに、ここに日程表があります、この余人を交えずその社長さんに一応会って、そして時間が、私はこのときが都合がいいのですが、どうでしょうか。それで、あなたに今、先方の予定表を差し上げてある。この黄色い部分がそうです。そして、松尾社長さんにお会いして、そして、どういうような考えを向こうさんは持っているのか、どういう姿勢で協力しようとしているのか。向こうの腹も、そしてあなたの本心も向こうにぶちまけてみ

たらどうかと思うのです。だれも入らないのですから、間に。だったら、やってもらおうと思えば、あなたの決断。ああ、これはちょっと商売人だなと思えば、ければいい。お代は見ての帰りです。だれもそこで見料は取らんし、何であなたは行きましたかと文句言う人もだれもいない。

それとまた、東京にあなたが行かれるついでに、この「ギャラリーぬかが」にも足を入れてみられるといいと思います。本人が言っているのですから、いわゆる年間所得もはっきり出しております。税金、納税額も出している人です。ここに私も行きましたけれども、それはすばらしい絵が所狭しと置いてあるわけですね。この人は、五カ国語がべらべらなのです。で、頼まれるわけです、オークションに。日本から頼まれたのを持っていって売りもする、買いもするという方なのです。ここに行って、「こういう者なのだけれども、どうですか」と言えば、ここに持っている所蔵品の一部を今値段も出しております。こういう方ですから、本当のことをあなたにお見せになると思う。こういうのは、だれか人を介在しますと、どうも疑われるのです。あいつから抜かれておるのではないかな、あれがちょっとブローカーしておるのではないかなと、そういうふうに人はとるのです。だけれども、あなたが直接行ったらいいのです。そうすると、向こうが熱意に打たれて、ああ、もっともらおうと思ったけれども、もうただでいいわ。何年間無料でいいですよと言ってくれるかもしれない。そういう、これはやっぱり人間、合縁奇縁で、こちらの姿勢がそこまであれば、向こうにも案外通ずるのではないか、私はそのように考えるわけでございます。

もう一度最初に戻りますけれども、いわゆる足立美術館や大原美術館に負けないような美術館を別府がおつくりになったらどうだろうか。それが金がかからない、今ここで自己資金が必要ないのだということならば、検討委員会にもっと……、今十四人の課長さんでもっておつくりになっておるね。企画調整課長ですか、なさっているのだけれども、そこで結論は出ても、方向づけができないわけですね。上部団体に上げないといかん、部長さんも入っていなければ三役も入ってないのですから。だから、予算を持っている執行権のある人たちがだれも入ってない。それでは、これは二年も三年もかかってもなかなか王手がかからんですよ。緊急性というものがない、私はそう見る。だから、そこに必ず助役さんなり収入役さんが入って、そして開かせる。こっちの方向に行っておるから、それならこうしようではないかと、そういうふうに私はもうちょっと一歩足を踏み込んであげると、課長連中も目の色が変わってくるのではないかなと思うのですね。あなたは、誠実な人柄が取り柄です。それが売り物です。大変失礼ですけれども、あなたのいいところはそこに、前にはないというふうに私は信じております。あなたが「名市長」でくれれば「ありがとう」と素直に受けて、その方向に向かって足を出しても、決して落とし穴はそこには、前にはないというふうに私は信じております。あなたが「名市長」で

終わるかどうかは、この美術館一つをつくりきるかどうかにかかっている。(笑声)ぜひ、 市長、前向きでそこに行かれるようにこいねがって、私の質問を終わります。

o二十四番(泉 武弘君) かねてから財政状況の厳しさ、これは前市長時代から何度となく指摘をしてまいりました。経常収支、公債費、いろいろなものの推移からして、将来、別府市の財政破綻が来るのではないかということを何度となく指摘をしてきました。まだ御記憶に新しいわけですが、別府市の基金の総額を公表して、別府市にはこれだけの預金がありますという公表をしました。市民は、この財源が本当に市政に使える、全部が使えるという誤った認識を持った時期もあったように思います。

さて、財政当局と私の間には、現在の財政状況に対する認識の違いというものが、かなりの乖離を生んでいるなというのを実感せざるを実は得ないわけです。私は、現在のこの財政状況は極めて厳しい、「極めて」というよりも、域を越えつつあるなという認識を実は持っております。

そこで、まずきょうは、最初に財政当局の現下の財政状況に対する認識をお聞かせ願い たいと思います。

o財政課長(徳部正憲君) お答えいたします。

現在の地方財政制度がずっと推移しますと、平成十八年から平成二十二年ごろまで退職 手当が一時的に増加することや扶助費の伸び、また歳入面では交付税や税収の落ち込み等 で、このまま推移しますと、非常に厳しい財政運営になるものと思われます。

○二十四番(泉 武弘君) 市長、ちょっとこっちを見てくれますか。これは、私が監査委員をさせていただいている当時に、経常一般財源をベースに歳入歳出を当て込んで二十三年まで実はつくったことがある。これでいきますと、現状と、私が収支予測をつくった中期計画の中との相違点というのは、余り見られないのです。これからいくならば、十七年か十八年あたりに別府市の単年度の収支が、収支バランスが逆転してしまう。いわゆる単年度の収支が赤になるという試算が実は出てくるわけですね。私は、現在の別府市の財政は、まさに非常事態だという認識を持っているわけです。

さて、それでは当局に具体的にお伺いしますが、私が収支予測を立てております十七か十八年度ぐらいから単年度の収支が赤字に落ち込むというふうに理解をしていいのかどうか、御答弁ください。

○財政課長(徳部正憲君) 財政課といたしましても、二十四番議員さんのおっしゃるような十八年度ごろには、歳入歳出単年度の収支が逆転するような、単年度の収支が赤字になるような見通しを持っております。(発言する者あり)

o二十四番(泉 武弘君) 単年度の収支……、ちょっといいですか。単年度の収支が、 十八年に赤字になるということが、実はきょう初めてこの議場で明らかにされたわけです ね。この前、県の広瀬知事さんが、このままでいったら、大分県は赤字再建団体になると いうことで、財政のリスクローズを県民に向かってしました。これは、大変勇気あるやり方だな、やはり情報を開示して市民に現状を理解してもらい協力を願うという意味では、 広瀬知事さんがやられたやり方というのは、私は決して間違ってないと実は思っています。 きょう、初めて、十八年度に別府市の財政収支が逆転する、いわゆる赤字になるというこ とが明らかにされました。

そこで、この赤字というものは、単年度の収支であっても穴埋めをしなければいけません。そこで、穴埋めをしていく方法として特定財源を拾ってみましたけれども、単年度の収支に見合うような特定財源の確保というものは、現在ではなかなか難しい。そうなってきますと、現在あります基金を取り崩して単年度の収支の赤に埋めていくという方法以外にないと思うのですが、財政当局は、私が今指摘したような形をとっていこうとしているのかどうか、御答弁を願いたいと思います。

o財政課長(徳部正憲君) お答えいたします。

単年度の収支が赤字になった場合、もう基金の取り崩しによる財源充当が必要と考えております。

○二十四番(泉 武弘君) 先ほど、最初の質問の初めに話しましたけれども、基金取り崩しといいますと現在は百億を超えておりますから、この基金全体の取り崩しができるというふうに誤った認識にとられるかと思いますので、ここで明確にしておきたいのは、現在の基金総額ですね、基金総額はどのくらいあるのか。そして、その中で基金を取り崩して赤字の穴埋めにしようとしているものは、どれを想定しているのか。これをまず御答弁ください。

○財政課長(徳部正憲君) 平成十四年度末の基金現在高ですが、これはすべて普通会計、 特別会計まで入れまして、総額約百十五億でございます。この基金取り崩しで財源充当が できる基金ですが、一応財政調整基金、減債基金、公共事業費基金、それから、本議会で お願いしております退職手当基金を予定しております。

o二十四番(泉 武弘君) そうなってきますと、もう少し深みのある議論に入らないといけないと思うのですけれども、財調基金、公共事業費基金、それから減債、こういうものを取り崩していくというふうに今、表明がありました。そうしますと、おのずから財調、減債、それから公共事業費基金というのは、限度が現在決まっていますから、これの取り崩しが何年まで可能なのか。そして、この取り崩した額は、まず第一に、取り崩して何年まで対応しようとしているのか。それから、取り崩す額はどのくらいを想定しているのか。これを御答弁ください。

○財政課長(徳部正憲君) 現時点で取り崩しが想定できる基金の総額は、先ほども申しました四つの基金で、平成十五年度末見込みでございますが、約七十億円が見込まれます。 なお、現行の制度を継続した場合、かなり長期間にわたり取り崩しが必要になりますが、 この取り崩しの可能な年数といいますのは、五、六年、だから平成二十二年度には、もう 基金はなくなる、このまま推移しますとなくなる見込みでございます。

○二十四番(泉 武弘君) 四つの基金取り崩しで財源充当の可能な範囲が約七十億。そして、基金取り崩しで対応できる最終年度が二十二年。それから先の財政収支の赤字の補てんのための基金が、ここで枯渇してしまう。このことだけ明確になったようでございます。

そこで、基金を取り崩す場合、基金条例の何条に基づいて取り崩しをしていくのか。それともう一つは、基金設置条例の中に、公共事業費基金のようにその一部を取り崩すことができるというふうな、条例制定の際に私ども議会が議決をした絡みというものを実は議会で定めた。

そこで、お尋ねしたいのはこの三つですね、退職基金は別にして、これを全部取り崩すということが、条例そのものから考えてできるのかどうか。これに対して当局がどういう見解を持っているのか、御答弁ください。

○財政課長(徳部正憲君) 基金は、一応全部取り崩すことも想定しておりますが、基金の中には、財調のように全額を処分するというのは、地方財政法の第四条の二にございますように、地方公共団体は、単に単年度だけでなく、翌年度以降における財政状況を考慮して健全な財政を行わなければならないというふうに決められておりますので、そういう中で全額処分するというのは、ちょっと難しいのではないかなと考えております。

o二十四番(泉 武弘君) この基金の運用について、諸説紛々たるものが実はあるわけですね。財政収支を補うためには、基金全額を取り崩してもいいというお考えもあると同時に、基金そのものが、任意的な基金については、予算の当該年度で歳入のあったものを当該年度で消費するという原則から考えて、後年度の市民のために負担をするというのは、財政法上問題があるという説もあります。それからもう一つには、この財調、財調そのものが、特別な経済状況の変化等によって収入が大幅に減少した場合に財調取り崩し、こういうふうに実は定めがあるわけですね。それで、公共事業費基金については、基金の一部を取り崩すことができる、こういうふうになっている。

そうなってきますと、今回の財政危機そのものの原因を見ますと、今から十年間で退職 される約五百名、外局も含めて。五百名の皆さんにお支払いする百四十五億円の退職金が ネックになって財政危機を生んでいる、こういうふうに断定してもいいと思うのですね。

そこで、この公共事業費基金の一部取り崩しという条例と財調というものの性質からして、全額を取り崩すということは、いささか問題があろうと思っていますけれども、財政当局は、財調、公共事業費基金について全額取り崩しができるというふうにお考えなのか、または、それについては財政当局、また行政内部でもう一度精査をしようとしているのか、この点について御答弁ください。

o財政課長(徳部正憲君) お答えいたします。

赤字決算の中で基金を残すのはどうかなとは考えておりますが、もう一度精査して検討させていただきます。

oニ十四番(泉 武弘君) 市長、僕が非常に危惧しているのは、今回のこの財政危機と いうものが、退職金相当額の確保が非常に難しい、これが一つあります。それから、当市 の人件費比率を見ますと、かなり高い水準に位置している。この財政のやりくりのために 単年度の収支が赤字になる。そこで、基金というものを創設し、今日まで積み上げてきた 約七十億の財調、減債、公共事業費基金を取り崩して充てる。金に色がついてないではな いかという議論はありますけれども、それぞれの基金設置目的からして、このような財政 運営でいいのかなというもう一つの危惧の念を持たずにはいられない。なぜかといいます と、私どもが基金設置条例に基づいてその基金の条例を可決している。その六条に、いわ ゆる社会情勢の大きな変化、経済情勢の大きな変化で歳入不足を補うことができますよと いうのはあるけれども、今回の退職金というのは、年次別で退職者がある以上、もう金額 が出てくるわけです。これは年度間調整、当然最初からやっておかなければいけないもの を、今回、こういう基金取り崩しで急場しのぎでやるということについては、財政運営上、 大変大きな問題を残すのではないか。かといって、ないそでは振れないというのも、これ はもう事実なのですね。十八年から、私の試算では二十二年を越えて、二十三、四、五と いうふうに単年度の収支は赤でいくと思うのですね。それは後ほど、その理由は明確に申 し上げますが、そうなってきますと、基金を食い尽くしてしまう。食い尽くしてなおかつ 別府市の場合は、単年度の収支赤が推移する。そうなってきたときに、そこで一番危惧す るのが、災害等による緊急の財政支出をしなければいけない、そのときの原資を退職金の 充当のために食ってしまう。これは、後世の人から必ず批判を浴びる、こういう財政運営 だろうと思うのですよ。この点は、行政内部で財調とか減債、それから公共事業費基金の 運用についてどのくらいまで取り崩せるのか、どのくらいを留保しておけば、そういう事 態のときに対応できるのか、十分ひとつ協議をしてください。このことだけ。どっちにし ても取り崩さなければ、もう別府市は持たないわけですから、このことについて、急場を しのぐという面と、財政運営の基本的な考え、これを同時に確立しておいていただきたい なと思うのです。

そこで市長、これだけで別府市の場合が終わらないというところに、財政危機の深刻さが実はあるわけです。今から申し上げる事業が、今回の短・中・長期の財政見通しの中に組み入れられているのかどうか、まずこれから先にお聞かせください。

広域圏で行っている、ごみの焼却ですね。この施設についてどうなのか。し尿処理場についてはどうなのか。中央浄化センター、それから土地開発公社の債務負担行為が来年三月で切れる分と十七年で切れる分、二つあります。これらについてどう考えているのか。

それから、リサーチヒルの債務負担行為を十五年度当初やっていますから、これは十七年度で切れます。これについて入っているのかどうか。それから、市長が、金曜日に六番議員さんの質問に、市民のいろいろな御意見を聞いた上で対応を判断したいと指摘されました近鉄百貨店跡地の問題、短・中・長期の財政計画の中にどれが入っているのか。まず入っている分だけ答弁してください。

○財政課長(徳部正憲君) 今、二十四番議員さんが述べました事業の中で、財政計画の中に入っておりますのは、中央浄化センターの改修のみでございます。

○二十四番(泉 武弘君) 中央浄化センターが、耐用年数が来ています。今、下水道課が主管になって平成十九年度までの事業費を計画いたしておりますが、これに要する費用が約二十一億円。その中で別府市の起債が約十億五千から十一億ぐらい。これが十九年度までに短・中・長期の財政見通しの中に組み入れられている唯一の事業なのですね。

そこで、それでは具体的にお伺いします。私がなぜこういう問題をこの機会に短・中・ 長期財政見通し計画のほかのものを議論するかというと、これは、市長、待ったがかから ない、市民生活にとって待ったがかからない事業だから、あえてこの機会にお聞きしてお く。

ごみ焼却場ですね。これについて耐用年数はどうですか。耐用年数が来ているのかどうか、これだけ御答弁ください。

o企画調整課長(安波照夫君) 藤ケ谷清掃センターのことで、お答えいたします。

焼却施設は、一、二、三、五の炉と粗大ごみ処理施設と不燃物の処理資源化施設と、こういう五つで構成されております。そのうち、一、二の炉及び粗大ごみ処理施設は、昭和五十三年六月の完成ということでございますので、現在二十六年目、三号炉は現在十六年目、不燃物は現在七年目という経過でございます。施設の耐用年数ということでございますが、施設の製造メーカーによる資料と精密機能検査等の結果によりますと、耐用年数はおおむね二十五年程度というふうに認識をしております。(発言する者あり)

それでは、続いて言います。二十五年ということですので、耐用年数に来ているというふうに認識をしております。

○二十四番(泉 武弘君) 市長、このごみ処理の問題、焼却炉については、広域圏事業でやっていますから、ここだけでは決めにくい面があるということは、私もわかる。しかし、かといってこの焼却炉が稼働停止になるということは、これは市民生活上あってはならないことで、なれば、その日から生活にかなり大きな影響を受けるということだけは事実なのです。それで、これについて、さきに完成しました佐伯市を見てみますと、佐伯市が今年度完成していますが、八十六億円かかっています。この八十六億円でつくった処理トン数と広域圏の処理トン数を乗じて施設規模をつくって、別府市の事業費を出していくと、百三十億を超えている。広域行政ですから、二市二町でこれをやるのか、一市でやる

のかというのは、これはまた先の議論になりますが、どっちにしても百三十億を超えたときの当市持ち出し分が八十億近くになる。これが、財政の中期見通しの中に入ってないという怖さが一つあるわけです。二十二年までずうっと、二十二年以降も私は続くだろうと言っているのは、こういう問題を言っているのですね。そうなってきたときに、別府市の財政の状態は、まさに非常事態、こう言わざるを得ないわけです。し尿処理場はどうですか、耐用年数は。耐用年数だけで結構です。

o清掃課長(松田 磨君) お答えいたします。

春木苑し尿処理場は、昭和四十四年九月開設以来、三十四年を経過いたしております。 主要部分であります浄化槽については、耐用年数三十年、機械類については七年の耐用年数となっております。維持管理に苦慮しているのが現状でございます。

○二十四番(泉 武弘君) 周囲の方から、異様なにおいがするということで指摘があって、当該課で調査したら、これが漏れていた。このことからしても、もう耐用年数が来ている。非常に老朽化しているということを言わざるを得ないわけですね。そうなってきたときに、このほかに想定されるものとして、土地開発公社が、来年三月三十一日まで債務負担行為をいたしておりますところの鶴見園用地、同和対策事業用地、日豊本線関連用地、石垣第二土地区画整理事業用地、二万五千七百十八平米に対する債務負担行為六億六千万、これを来年三月には処理しなければいけません。それから、もう一つの議論がありましたリサーチヒル二万七百九平米、債務負担行為七億二千万。これについても十七年度に売却できなければ買い戻しをする以外にない。ここらのものを考えていったときに、当市の財政状況というのは、私が何回も言っています、本当に非常事態だな。大変な事態が来たな。

脇屋市長さんの時代に、財政の自主再建路線を選択しました。七年間という中を労使協調して、たしか五年間で自主再建をやったという経緯があると思う。あの教訓が生きないままに、今回また同じような形が出ている。しかし、当時は箱物の償還が主だったのですね。今回の財政危機は、構造的に難しいなという気がするのですよ。

では、今言ったほかに、僕は市長、非常にあなたの答弁で気になりましたのは、近鉄百貨店の跡地利用について、大変重要な決断である、では買うか買わないかについて、近鉄側から求められたとき、広く市民の意見を聞いて対応したい、こう言ったのです。対応したいという気持ちが、僕は間違っていると言っているのではなくて、現時点ではまず財政の健全化の方が優先すべき課題であって、その後に僕は考えるべき問題だと思った。そういうふうに理解をしていいのかどうか、これは最後に総括で求めますから、その点について答弁してください。

それから、もう一つ。四番議員が、扇山ゴルフ場は確実に破綻しますよ、民事再生法に基づいてという指摘をしました。そうなるかならないかは別にして、非常に心配いたしておりますのが、クラブハウス建設時に発行しました会員権。これが十七年度から払い戻し

の請求を受けたときには、払い戻しをしなければいけない。何口が来るかはわかりませんが、景気というものが前面に出てくると、恐らく相当の数が来るだろう。これについてどなたがどう整理するのかわかりませんが、扇山ゴルフ場に対する五一%出資者としての別府市の責任、さらには、別府市から送り出している取締役社長の責任、また議会は監査役を出しています。そういう役員の責任が、扇山のゴルフ場とどういう関係になるのか、ここらを整理しておかないと大変な事態が来るのではないかな。株式会社法で見ていきますと、五一%出資に対する責任というものは、仮定での話ですが、倒産した場合、出資比率に応じた株券を放棄すればいい。だけれども、民法で定められております善管注意義務であります役員等が善良な管理のもとに会社を経営しなければいけないということを指摘されている中で、別府市が代表取締役になり社長を送り込んで今日まで、ずっと経営を見てさている。その役員の責任というのがどうなっていくか。これは市長、早急にやはり判断が求められることだろうと思います。これについても想定はできないけれども、起こり得る事象として内部で整理しておかなければいけない、こう思います。

それから、もう一つ気になることは、溝江建設との間に交わされておりますところの場外車券売り場の問題。私が賛成討論の中で申し上げましたのは、民法に基づく場外車券を売ります売らせますという約束がもとになって場外車券売り場の許可を申請し、それに基づいて土地造成、開発、鉄骨加工まで終わっている。これに現在要している三億二千万、さらに逸失益の一年間六千万のプラス十年分で約十五億になるのではないか、こういう試算を実は議会で述べた経過があります。これがそのとおりになるとするならば、先ほど来申し上げている短・中・長期の財政計画にない大きなインパクトのある請求事件だろう。それはならないよという御意見もありますし、いや、なるのではないかという危惧の念を持っている私みたいな人間もいるわけです。

それで市長は、ゴルフ場について昭和五十六年の最高裁の第四小法廷における損害賠償請求事件に対する判決というものを、ぜひとも読んでいただきたいと思っております。これは、村が誘致した工場進出に伴って、町長と進出企業者がいろいろな取り決めをしました。それに伴って業者は、土地の造成からすべてのものをやっていた。ところが、首長選があって、首長がかわってしまった。次の首長が、その町にとってみるとその企業は要らないということで断った。そこで損害賠償請求事件が提起されて、第一審、第二審ともに業者が負けました。それで第三審で、工場誘致にかかった費用については、その誘致をした自治体が損害を賠償すべきであるという第四小法廷での判決文があります。ことさらさように、今回の場外車券売り場の問題は難しい要素を持っています。

それで、これに関連して申し上げますと、市長、日田市さんに余り気を遣う必要はありません。別府市は、溝江建設との間で売ります売らせますという民法上の申し合わせがあって今日まで来ていますから、市長がこれを円満に解決したいとするならば、別府市の独

自の案で溝江に対応すべきだと僕は思っています。それが、今までかかった費用の補てんなのか、溝江さんの方でやった分は、もうすべて水に流します、一切要りませんというのか、いや、私のところは進出を求めて債務不履行の、約束不履行の訴えをするというのか、これはわかりませんが、一日も早く結論を出していただきたい。この問題が長引けば長引くほど、損害賠償請求範囲がふえてくるということは、これはだれが考えてもわかる。あったから、その裁判が、私の言っているように、我々は負けるという考えで私は申し上げているのではありません。その問題が惹起される可能性が多い。だから、なおさら急いでこの問題を解決してほしい、こう願うわけです。

そこで市長、今申し上げたように、別府市の現下の財政状態はもう大変厳しい状況にある。短・中・長期の財政計画の中に組み入れられたもの、まだ組み入れられてなくて、もう時間的猶予のないもの、それから現在は想定できない扇山それから場外車券売り場、こういうもの。こういうものを見ていったときに、私も議員になって二十一年目ですから、かつて経験をしたことがないほど厳しい財政だなということだけははっきり申し上げておくことができます。

そこで、この問題については、総括で市長にまとめて御答弁をしてもらいますが、現在、 行革ですね、行革を進めていますけれども、行革の審議状況、これはもう大変私にとって みると興味があります。これはどこまで進んでいますか。

o副議長(野口哲男君) 休憩いたします。

午後三時 零分 休憩

午後三時十七分 再開

ο議長(清成宣明君) 再開いたします。

o企画財政部長(友永哲男君) 先ほどの、平成十八年度から単年度の収支が赤字になるということにつきまして、少し補足説明をさせていただきます。

仮に現時点における平成十五年度の一般会計の決算見込額を基準にいたしまして、国等の現行制度を継続することを前提といたしまして、内閣、国の問題、大分県が公表しております指標を参考にした場合でございます。次年度以降におきましても、平成十五年度の事業規模を推移した場合ということでございまして、また、この原因にいたしましても、不景気によります税収の落ち込み、それから交付税の減、それから歳出におきましても、福祉関連の歳出の増というようなことが考えられます。そういうことを加味いたしまして、推測といたしまして先ほど御答弁したような形になろうかと思います。

o企画調整課長(安波照夫君) それでは、先ほどの行政改革大綱審議会の審議状況ということでございます。

行革審議会は、本年六月三十日から毎月今開催をしております。現在まで三回の審議を 終わっております。七つの重要課題のうち、健全な財政運営の確立及びIT化の推進が審 議されたところであります。今後も毎月一回のペースで審議を続けまして、十二月には答申を出していただきたいというふうな方向で行っております。

o議長(清成宣明君) この際、議事進行のため、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

o二十四番(泉 武弘君) 今、企画財政部長から御答弁がありました。部長、当たり前のことなのです。税を預かり、そこで事業をやるわけですね。その事業が公共の福祉に寄与するから税を預かるわけです。だから、今回の短・中・長期の財政計画の中で投資的可能財源四十四億をベースにしてずっと組み上げているわけでしょう。それは、もう十分わかっている。いずれにしても十八年から単年度の収支が赤になる。二十二年までは今のところ想定できる。それ以降については財源が枯渇する。これだけは間違いないわけですね。これだけ確認しておきます。

そこで、金曜日の六番議員の質疑の中で商工課長が、リサーチヒル売却問題に対する六番議員の提言に、ほとんど前向きな対応をしようという意思が見られませんでした。それで、私がそのときに、土地売却についてなぜ一列目が答弁しないか、こう言いました。今、財政収支の予測を見ていったときに、今売れるものはリサーチヒルと楠港なのです。これを売りますと、二十億以上の財源が確保できる可能性がある。売ることは難しいにしても、それだけの確保ができる可能性があるということ。だから、財政危機が必ず来ている、もう十八年に来ている。そのときに、執行部の考えとして、なりふり構いません、とにかく売る目的で造成したこの土地の売却に総力を挙げます。議会の方も情報があったらぜひとも伝えてほしい。こういうあなた方の本当の鬼気迫った声が伝わらなかったから、僕はやじった。今回、退職金相当額で財政危機を招いたと言ったら、市民は怒りますよ、本当。だから、あなた方は、本当にこの今の危機を実感としてとらえて、売れるものは売る、売却のハードルを下げてでも売りますという熱意を僕は聞きたかった。だから申し上げた。

そこで、債権回収。債権回収は十四年決算額でいきますと三十八億。債権回収をしなければいけないのが約三十八億ある。三十八億について遅々として、毎年毎年滞納繰越額の徴収率がこのくらいでしたという報告だけでは相済まない状況に来ている。旧債権として確保しなければいかん。さきに僕は、具体的に茨城債権管理機構の問題でもこういう取り組みをしているではないか、別府市も対応したらどうか。そのとき、どう答弁しましたか。「十分検討します」。「検討、検討」と言って、ボクシングではあるまいし、いつまで検討するのですか。私のこの債権回収管理機構について、どのように当局は現在とらえて、どう改善しようとしているのか、御答弁ください。

o助役(大塚利男君) お答えいたします。

リサーチヒルの件について、若干御答弁をさせていただきたいと思います。

リサーチヒルにつきましては、私は先日のとき、お答えができず大変残念に思っており

ます。と申しますのが、私も十年以上前にこのリサーチヒルを担当したことがございます。そのまま残っていただけに、大変私自身も責任を感じており、今回リサーチヒルとの交渉をお聞きして、中断している、そのような経緯でございましたので、私、当時の社長も存じておりますので、横浜に出向いて社長にもう一度進出について、立地についてお願いをしてきたところでございます。そういうわけで、県の方にもリサーチヒルの残地について、また新しい企業の進出、そういったことも、県とリサーチヒルは一緒につくった経緯がございますので、強くお願いをして、リサーチヒルの販売に向けて全力で取り組んでいるところでございます。今後とも議員さん方の御指導・御示唆をよろしくお願いいたします。

また楠港についても、若干今年に入って私が就任してから、三つの提案をいただいております。先日の二十九番議員さんの貸し付けというような御提案もいただいております。なかなか市の方で結論を出せてない。詳しい事情がまだわかりませんので、そういった状況で楠港についても鋭意取り組んでおりますので、どうぞ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

o納税課長(梅木 武君) お答えいたします。

たしか去る十二月議会におきまして、二十四番議員さんから御提案がございました。当時、納税課にとりましては、十四年度決算に向け、いかに未収の市税を納税していただくか、税債権の回収を図るかということで差し迫った使命としてございまして、出納整理期間の五月まで全力で取り組んだところでございます。長引く景気の低迷、経済不況等により、収税環境も一段と厳しさが増しております。こうした中の国税徴収法に基づく滞納者に対します財産差し押さえを日常的に行っておりますが、民間債権の競合、優先劣後等の関係などにより、なかなか租税債権の全額の回収につながらないといったジレンマといいますか、厳しい状況認識はいたしております。

o企画財政部長(友永哲男君) お答えいたします。

国民には、憲法第三十条の納税義務というのが決められております。そういう中で税の 滞納の問題につきましては、現在の財政に与える影響が増大しているということは、認識 をいたしております。そういう中におきまして、今後、収納率の向上に向けまして、滞納 税を効率的に回収するアイデアというものを行政組織として実力が発揮できるように十分 検討してまいりたいというふうに考えております。

o二十四番(泉 武弘君) 決算特別委員会に資する、決算資料が出てまいりました。毎年どうして滞納整理ができないのかという委員の質問に対して、長引く経済不況、民間の債権の優先劣後の関係、これを必ずあなた方は言われる。もう、そんなことは許されない。歳入欠陥を生む。宮崎市の職員が、東京を訪問した債権回収が、新聞に大きく報ぜられました。それから、草加市では、市長みずからが大口滞納者に会って督励をしたというのが報ぜられています。もうそういうことでは債権回収に対する皆さん方の基本的な考え、取

り組みというものを評価するわけにはいきません。抜本的な改革を求めます。

そこで、一つだけほめておきたいと思います。建築住宅課の家賃滞納整理の問題が、過年度対比で約一千万減少しています。一千万滞納整理をやった。これは市長、すごいことだと思う。そのかわり、夜十時ごろまでたしか滞納整理に回っている。僕は、このことはこのことで絶対ほめてやらなければいけないと思う。債権を回収するのは当たり前ではないかと思うかもしれないけれども、年間一千万の回収を図った。これは、もうすごいことだと思う。

渡部先生と一緒に監査委員をさせていただいているときに、建築住宅課を呼んだ。それで費用対効果等の問題でかなり厳しく言いました。そのときに職員が言ったのは、こう言いましたね、「実効を上げるから黙っておいてくれ。実際に回収するから黙っておいてくれ。一年間だけ見てくれ」と言ったのが、現実にそうなった。だから私は、厳しいかもしれませんが、もう市民世論からして、別府市の財政危機が、皆さん方の退職金相当額で招いた、このことについては、市民は理解できないと思いますよ。売却できるものは売却する、債権回収できるものはする。今までの考え方をすべて白紙に戻して取り組んでいただきたい、このことを厳しく指摘をしておきたいと思います。

さて、今、別府市が新たなる旅立ち、それは、この四年間で外局を含めて四百九十九名、そして四百九十九名と退職金相当額百四十四億円。このまま現下の千二百三十一、四月現在の職員の数からいきますと、十年間で不補充の場合七百三十二人となります。この退職者をどういう形で採用するのか。今までのように正規職員として採用するのか。そして、行政サービスをどのような形で今後行っていくのか。このことの基本的な議論がなければ、またぞろ同じ財政危機を招いてしまいます。

職員課の課長にお尋ねします。退職される四百九十九が市長部局だけはありませんが、 あなたは、この退職者補充をどういう形でしようとしているのか、どういうふうに埋めよ うとしているのか。さらには、行政サービスをどのような形で行おうとしているのか、担 当の職員課長としての見解を示してください。

o職員課長(中尾 薫君) お答えいたします。

議員御指摘の点は、職員の大幅退職時期が間近に迫り、職員数の減が大幅な数となることが予測される現在、最も緊急で重要な課題であると考えております。基本的に、職員は仕事、事務事業があり、必要と認められたから採用・雇用されております。その観点からは、退職後の補充は、事務事業の見直しが行われない限り、その数が補充されるのが原則ではないかと思います。しかしながら、その補充をすべて正規職員採用という形で行うかどうかは、行政責任や市民サービス確保、そして何よりコスト面等から十分検証されなければならないということも当然のことであると思います。さらには、別府市におきましては、先ほど答弁のありました別府市の財政状況見通しの中で、今後の大量の退職者が出た

場合、どうやって補充していくかは、大変大きな課題であるというふうに考えております。そのような点を考えますと、今すべきことは、職員が給与に見合った働きを求めるのは当然でございますが、それ以上に事務事業を将来どういう形で行うのがいいのか。例えば官がやるのがいいのか民がやるのがいいのか、官民共同で行うべきかという将来のあるべき姿をまず描くということが大切だろうと思います。その像が描けた後には、その手法、例えば直営でやるのがいいのか委託がいいのか、臨時職員、あるいは嘱託職員での対応がいいのかを、これまたコストや市民サービスの確保、何より行政責任の観点から広く検討する、いわゆる事務事業の考査が今まさに必要だと思います。

また、先ほどの財政の状況でございますが、人件費、職員給比率につきましては、大きな改善をしているところでございますが、財政状況がそれに伴ってないという大きな反省点がございます。そのようなことを考えますと、人件費はおのおのの事業の一部であるというコスト管理をトータルで管理するような観点・仕組み等も必要ではないかと思います。 ○二十四番(泉 武弘君) 市長、別府市の今の行政組織のあり方の中で、絶対的に欠落しているのが一つある。これは、各課における事務事業量の算出ができてないということ。いわゆる事務事業を算出していただいて、それをどういう行政サービスでやるのか。今、職員課長が言われたように、官でやるのか官民でやるのか、行政パートナー制度を導入するのか、NPOをするのか、IT化するのか、嘱託化するのか、臨職化するのか。こういうものを今まさに算出しないと、未来の組織のあり方が見えてこない。これが、今回絶対に落としてはならない点なのです。このことはわかっていただけますね。これがなかったら前へ行かない。

そこで課長、この事務事業量の算出について、あなたの方としてはいつごろまでに各課 に事務事業量の算出及び行政サービスのあり方を提言させるつもりですか。

○職員課長(中尾 薫君) 具体的な手法については、先ほどからも言っておりますが、 現在進んでおります行政改革の事務局であります企画調整課、それから財政を担当してお ります財政課等の十分な打ち合わせ、相互連携が必要だと思っていますので、十分な打ち 合わせが必要でございますが、行政改革の方針が本年度中に出るということでございます ので、本年度中に当然やっていかなければならないというふうに考えております。

○二十四番(泉 武弘君) くどいようだけれども、まず事務事業量を各課で、課長ちょっと見てください、各課に管理職がいるわけですから、各課ごとに事務事業量の算出をさせてください。そして、各課ごとにその行政サービスをどのような形でやるのが費用対効果それから行政水準を落とさないでやれるのか、こういうものを各課に出させてください。これが一番大事だ。

今まで主体的に財政課、職員課、企画調整それからIT、こういうものが、主管課四課がぐうっと引っ張ってきた。そうすると、各課の管理職は、ああ、これは自分らがやらな

くても四課がやるのだなという依存がどうしても出てくる。課長、これは確認させてください。各課ごとに事務事業量、そして行政サービスのあり方、これをつくらせるというふうに理解をしていいですか。御答弁ください。

o職員課長(中尾 薫君) お答えいたします。

基本的に現在の行政事務は、専門・多岐にわたっております。そういう観点から、各課の所属長が、その部門の責任者でもございまして、また将来を描く最もふさわしい人物だというふうに考えております。ただし、そのトータルとして結びつけることも必要でございますので、先ほどお話にもございました四課の連携とあわせて必要だというふうに考えております。

o二十四番(泉 武弘君) 今の答弁を、大変評価します。おっしゃるとおり。所属長が、自分の課のマネジメントをどうするのか。これが今まで別府市の場合はなかったのですね。前に部長経験者がお二人いますけれどもね。やっぱりそこが今回、絶対欠けてはならない分野だと思う。そのために管理職というのがおり、各課のマネジメントを課長にゆだねているわけです。各課がそれぞれ想定する。それに基づいた行政サービスのあり方、組織機構、こういうものをつくり上げていただくという御答弁をいただきました。僕は大変満足しています。

それに対する評価制度については、どうですか。

○職員課長(中尾 薫君) 評価制度につきましては、ただいま国の方でも平成十八年の完成を目指して公務員制度改革が行われております。管理職の評価制度につきましては、確かに市として大きな課題としての行政改革は、大きな柱でございます。しかしながら、管理職の評価の一方としては、人を育てる、また市民との協働関係をうまくやる、いろいろな要素がございますので、これのみでの評価というふうにはならないかと思いますが、十分それは評価の対象になる項目だというふうに考えております。

o二十四番(泉 武弘君) 働いた人には相当の報酬、働きをしない人にはそれだけの報酬。これはもう社会の原則です。今、職員課長が、この事務事業量の算出について各課の所属長が責任を持ってと言いました。これは、こういう言い方は市長は嫌かもしれませんがね、革新系の市長のもとで出された案としては、相当評価できるというふうに僕は思っています。これを今までやらなかったがゆえに、各課の所属長が安易に考えていたという節は否定できません。

そこで、時間も差し迫ってきました。最初に要望だけ何点か申し上げておきます。まず、 退職金手当が、現行、公務員と民間とでは〇・六%差があります。退職金の見直し。それ から、初任給においては、高校卒で初任給四千円の差があります。それから、昇給停止年 齢五十八ですが、これは引き下げをすべきだと思っています。それから、勤勉手当ですね。 昨年度の実績は一千二百四十八人に対して一千二百三十九人に勤勉手当が等しく支給され ていますが、これは先ほど言ったように、働いた者には働いただけの報酬、それなりの人にはそれなりの報酬。これから見ると、勤勉手当のあり方を改善すべきだと思います。それから、さらに夏季休暇。「特別休暇」という名で今、夏季休暇をとっています。最初のうち、「課長さんいますか」と言うと、「今、夏季研修に出ています」。「夏季研修って何ですか」、「いや、夏季研修です」。「どこにいるのです」、「家で研修しています」。これはもう社会実勢に合いません。やはりこのような財政危機を招いたという責任からしても、この特別休暇制度は、私は廃止すべきだというふうに考えています。こういうものについて、ぜひとも基本的に見直しをしていただきたい。

それから、財政当局。財政当局は、人件費充当可能財源を年次別に示して、これだけしかもう人件費充当可能財源はないのですよというものを、早期に各課に示していただきたい。それが示されないと、各課が、各課においてつくる行政サービスのあり方の基本ができません。これだけをお願いしておきます。

さて、市長に答弁を求める前に、議長にお願いしておきます。

議長、これは、「かっこつけるな」と言うかもしれませんが、市民は私らに負託をしているわけです。こういう財政危機を招かないだろう、議員がいるから招かないだろうという中で、大変残念ですが、財政危機が招来している。ならば、議会だけが血を流さないで済むというわけにはいきません。これは、負託を受けた議員としてそれ相応の責任というのは、これはもう当然とるべきだと思っています。それには議員定数のやっぱり大幅削減に踏み込まなければいけない。それから出張旅費の見直し、こういうものについてもやはり僕は、相当突っ込んで、その実効を出すことによって市民の理解を得るなという気がしています。これについて議長に、ぜひとも議長が先導してこの議会の改革、これにも取り組んでいただくようにお願いをいたしておきます。後で御答弁ください。

そこで、市長、まず市長にお願いをするのは、現下の財政危機は本当に厳しい。このことをまずあなたが認識をしてください。それで、先ほど言いましたように、よく前の市長が「負の遺産」という言葉を使っていました。僕は、この言葉はものすごく嫌だったのですね。浜田さんも市長に就任したわけだ。「負の遺産」なんかいう言葉は使わずに、これに積極果敢に取り組んでもらいたい。議会が協力するのは当たり前のことだ、議会もその責任があるわけですから。そういうことを、ぜひともお願いしたい。

そして、次のことを早急にやっていただきたい。市民に対して財政状況の公表、これを お願いします。

それからもう一点は、全職員を集めて、今の財政状況はこういう状況です。市長としてはこういうふうに財政危機をやりたい、将来はこのように考えているということを早急に全職員を対象に市長の考えを伝えてほしい。これができるかどうか、最後の御答弁をお願いします。

o市長(浜田 博君) お答えいたします。

まさに財政通の議員の、あらゆる視点からの財政分析、さらに別府市財政の将来の見通 しについて、たくさんの御指摘をいただきました。敬意を表します。

私も就任後、一番気になるのが、この財政問題でございまして、担当部局から説明を受ける中で憂慮してまいりましたし、今改めてまた、まさに非常事態だと私は認識をいたしております。しかしながら、就任当時から申し上げてまいりましたように、行政は、やはり可能な限り市民サービス、その向上に努力することが責務であるということを、私は自分に言い聞かせておりますし、先ほども御提言がありました、「負の遺産」を受け継いだとか、運の悪いときに市長になったなとか、いろんな方が言われますが、私はそう思いません。今だからこそ、これまでの皆さんが努力したことを精いっぱい応援をするつもりで全力投球で頑張っていきたいという気持ちでございます。このため、議員の御指摘のとおり、早急に行財政改革に取り組まなくてはならないということは、また意を強くして再度申し上げておきたい。

先ほど、職員課長が一例を申し上げまして、おほめの言葉をいただきました。その後で、「革新市長の中で」という言葉が出ましたが、私は、そういう意識は一切持っておりません。革新だとか与党だとか野党とかいう感覚はありませんので、よくぞやはり職員課長は、私の思いをきちっと言っていただいたと思いますし、当然……

- ο議長(清成宣明君) 市長、時間ですので、手短にお願いをいたします。
- o市長(浜田 博君) 事務事業の見直しをしっかりやらなくてはいけない、これは当たり前のことだと思いますから、そういう意味で機構改革に全力で取り組みたい、このように考えております。

すでに……、時間超過で申しわけないです、いいですか。(発言する者あり)思いだけ 言わせてください。

- ο議長(清成宣明君) 手短に。
- o市長(浜田 博君) 議長、いいですか。
- ο議長(清成宣明君) はい。

○市長(浜田 博君) すでに私は、担当部局へは財政運営の見通しを再度精査をして、 当面の厳しい状況を乗り切るためだけではなくて、将来にわたって健全な財政運営の基盤 をやっぱり確保できるように、抜本的な財政の再生のプログラムの作成を今指示いたして おります。なお、基本的には先ほど御提言がありました。私自身は、財政状況は、議会、 市民に情報開示、明らかにしなければならないと基本的には考えておりますし、もう庁議 の中では私もお願いをしております。全職員対象というのは、また検討させていただきま すが、十分に考えていきたい。

それから二点目の問題で、議会議決をさせていただいて、大切な基金の問題ですね。こ

れは、取り崩せる範囲の四つの七十億……

o議長(清成宣明君) 市長、せっかくですけれども、パランスが崩れますので、その程度でおやめをいただきたいと思います。

o市長(浜田 博君) はい、わかりました。基金運用も内部検討を十分にやりたいということ。

近鉄問題も先にありきではありません。財政健全化が先でございまして、近鉄は、買うか買わないかの判断は議会に相談させていただきますし、十分に民間活力、いろんな方法 もありますから、その点は御理解をいただきたい。

さらに、あとごみ焼却場の問題、サテライトの問題、たくさんの重要案件として十分に 検討していきたいと思います。

o議長(清成宣明君) 議長の答弁は、似合わないと思いますけれども、二十四番議員さんの御意見は、しっかりとお聞きをいたしました。

o三十一番(村田政弘君) 最後から二番目になりました。ほとんどの事項が、前の議員からとられました。最後に楽しみにしておった行革問題も、泉議員が徹底的に追及しました。私の言うところは余りないけれども、角度を変えて質問に入ります。

最初に、市の当面の諸事業ということで、ほとんど支出を伴う面の問題に入りまして、 最後に、行革をやらなければ大変なことになるということで締めくくりをいたしたいと思 います。

まず、教育委員会関係が多いのですけれども、小・中学校の大規模改修、耐震構造の問題を含めまして、市内に幼稚園から高校まで約九十棟あるそうですが、かなりやっておりますけれども、まだまだ残っておるところが相当数ある。これに伴う支出も当然あるわけですが、時間の都合で一括して先に進みます。

そういう中で、私は先日、青山高校をちょっと見学させていただきました。鉄サッシーつをとっても随分の期間を要しておるけれども、まだ三分の一ほど残っておる。それから……(「青山中学校」と呼ぶ者あり)あ、青山中学校ですね。そして、上の段にあります調理室、その他の教室がありますが、来年は県下の研修会があそこで行われる。実にみすばらしい。Pタイルははげている、調理台は捨てるような調理台。これでもし研修会が行われるならば、「別府市は学校に対する関心はないのですか」と言われると思うので、非常に寒い思いがしました。後ほど総体的にお答えをいただきます。

それから次に、旧市内の四小学校の統廃合。これが十月二日の第一回の検討委員会から検討に入って、約二年間を費やして地元説明会を行い、議会提案に運びつけたいという構想のようでありますが、もちろん今期四年間の中で着工の運びになるであろうと予想されるから、ちなみに南小学校は、約十七億円を投下した。これが一つの先例になるおそれもあるわけですね。「先例になる」とは言いませんが、「先例になるおそれがある」。

次にまいります。別商問題。

十一番議員が、切々と訴えた別商問題。私も先日、見させていただきました。創立五十周年記念が近づいておる。何とかしてあげたいなという気でいっぱいです。する、せんは当局のお考えですが、市長の六月議会での答弁によると、最低便所の改修はしてあげたいというような答弁がありましたが、便所も一カ所ではありません。かれこれ十カ所ぐらいあるのではないかと思いますが、その中で小学生が行く便所かなと思うぐらいの小さなスペースの便所が一カ所あるのですね。よくぞ設計者が設計したなと思うような便所。それから、校長先生いわく、金隠しが低い。隣が丸見えです。今の高校生は、我々の時代よりもかなり大きい方が多いので、改修するならばよほど専門的に実情を検討した上で改修しないと、ただ単に新しくしたというだけでは問題を残すと思うので、そこら辺の現実問題を十分現地の先生と意見交換する中で検討していただけたらなと。

それから、これまた設計がまずいと思うのだけれども、各所で暗い部分がある。これは、 照明で解決するしかないけれども、アンペアが足りないということで、なかなか厳しい問題があるようですが、一カ所、階段が通行禁止になっている。こういう県下唯一の市立高校と言いながら、非常に寂しい思い。それから、これまた設計のミスだと思うのだけれども、吹奏楽部の部屋が、暗くて楽譜が見えない。照明をつけても光度が低くて、天井は高くて、目を悪くする。

このような実態を今まで見過ごした前市長にも、私は物を申したい。前市長は、一番内 容に詳しいはずです。その先生が、改修・改造に余り熱意を燃やしてない。一番大きな金 は、本人が市長選に当選した年に、五千三百万円ほど投じているが、後は一千万台、二千 万台というのが多い。やはり大量投下するよりも、継続的に資金を投入して維持管理する のが一番理想ですが、別府市の財政構造は、今、泉議員がお話しのとおり非常に厳しい。 中でも、我々が出たしょっぱな、ずっと以後、別府の競輪事業によって支えられた別府市 の学校建設です。もし過去の財政の悪さから、競輪事業がなかったならば別府市は最高一 〇八・五ですか、経常収支比率一〇八・五を頂点として、よくても九〇%台という、いわ ゆる投資資金のほとんどない財政事情が、別府市の現状をつくってきたという経緯があり ますので、それと、私たちは一年生のころから、県立移管をしてはどうかということをず っと唱えてきたけれども、歴代市長が余り関心を示さない。今この不況の中で県立移管を 唱えても、県が受け取るべくもないと思いますけれども、その根底にあるものは何かなと いう気がしてならない。交付税の中に何がしかの金が入っておると言うけれども、その明 細は示されていない。市立学校として特異の教育を行いたいと言っているが、現実その特 異の教育がなされているのかどうか。また、教員の異動等についても、県の統制下にある らしいので、さほど特異教育ができるとも思えないのですが、実態は、後ほど御説明をい ただきたい。

次にまいります。新野球場の問題。

前市長が、総合体育館を建設する場合に口頭約束をしたという話ですが、その中に民有地が残っておるという話は、我々は聞かされていなかった。調べてみると、九十八平米らしい。そして、かつて買ってくれないかといったときに、お断りしたという経緯があるらしいのだが、価格にしてもそんなに大した価格ではなかろうと思うのだけれども、何で買わなかったのかな。今になって「売ってください」と言うと、向こうも一筋ではいかないのではないかなと思う。ただし、この土地ができない場合、話ができない場合、では工事は全くできないのかどうか、その辺についてもお答えをいただきたい。

さらに、総計費約十五億円と言われておりますが、県は、国体施設を中心にして補助金政策を進めておるので、なかなか補助金問題の折衝が厳しいというようですが、もし補助金が受けられないとするならば、予定の建設年次が大きく変わるのではないかと思うのですが、その実態についてある程度の説明はいただきましたが、本音をはっきり言っているのかな、どうなのかなという気がしますので、再度補助金問題についてお答えをいただきたい。

次に、温泉プールの跡地。

これについては、かつて私は、総合ビルを建てて美術館、図書館、福祉会館、場合によっては温泉科学博物館等々が入れるような四、五階建てのビルを建ててはどうかという提案をしたことがあります。全部入れよとは言いませんが、何らかの考えに立ってあの跡地を、今、ラクテンチ問題もにわかに表面化しておりますけれども、あわよくばラクテンチも再生し、修学旅行生が回復するような施設ができるといいな、このように考えますが、あの二千三百坪の土地をどのように生かすのか、浜田市政の中で再生が見込めるのかどうか、市長の決意のほどをいただきたい。

次にまいります。楠港の跡地。

これは脇屋市長のときに計画されて、中村市長のときに完成し、平成五年に別府市に登記された。我々は当初、グレードの高い観光ホテルを誘致するのだという計算で説明を受けておったが、起債も完了し、内容については変更ができるということでありますから、幅広い検討をしていただきたいのですが、先ほど泉議員が言われた、売れる財産は何とか売るべしという持論からいくならば、これが大いに活用されるといいのではないかな。年間八百万、九百万の収入も結構ですが、投下した金は県の分約二十億、別府市分約九億、総体で二十九億が投下された土地であります。できるならば有効利用を早くしたいなと思いますが、何せ時期が悪いので非常に難しいとは思いますが、何とか前進の方向をたどれたらな、このように考えます。

それから、最後になりますが、近鉄跡地。

どうするかということは、大変な問題です。民間の土地でありますが、何せ別府市の顔

である。あのままいつまでも置いておくのは、別府市も格好がつかない。何とかしたいな。 別府市に余力があるならば買い取る手だてもできますが、先ほど説明のありましたような 財政事情で市が買い取って、あれに事業を展開するというほど別府市の財政は裕福でない ことは御承知のとおりです。基本的には民間でうまくやってほしいと思いますが、これは 後ほど機会があったら触れてみたいと思います。

ずうっと数えるだけ、その他もろもろありますが、住民サービス、観光事業の推進、いろいろ考えてみますと、したいことばかりで、さて財政はどうなるのかなということになるわけですが、先ほど泉議員が持論を展開したとおりであります。私も全く同感で、同じテーマを出したわけですが、執行部も議会も何ら手をつけずに、のほほんとしておったわけではない。我々が当選した昭和四十六年。御承知のように荒金市長は、市の職員干八百三十一名、空前の職員数で、恐らく日本一ではないかな。市民、職員一人当たり七十四・四、日本で最高クラスであったと思うのですが、今、おおむね百人に一人に接近しておる。そして、ラスパイレス指数でも一ニー・七。荒金市長から脇屋市長に移ったときの昭和五十年の状況ですが、現在は一〇一・一と。それから、経常収支比率におきましては、最高、これまた昭和五十二年ですが、荒金市長から脇屋市長に移った直後です。一〇八・九。一〇八・九ということは、一〇〇で事業量はゼロということになるのですね。職員を養って扶助費をばらまいて、あとする仕事はできない。なぜ仕事ができたかというと、先ほど申し上げたように、別府の競輪のお金が十数億ずつ入っておった。この金が、経常収支比率の中で計算されておらない隠し財産のようなことで運用されている。これがなかったら、別府市はもうとっくにつぶれているというのが実態です。

それから扶助費については、もう別府市は格段にパーセントが高い。いろいろな事情があるとは思いますが、さて、公債費比率。これはずうっと平均してみると、比較的良好な数値を維持している。大体一〇%以下が理想だと思うのですけれども、最高で一五・〇があるのですね。これは、中村市長から井上市長に移った後、いわゆる中村市長が百億以上の箱物をつくった、これに要した公債。この影響を受けて増加したと思うのですが、公債比率が一五を超えると黄信号と言われる。一時期で済んだからいいけれども、今は一二・三ですか。一二・三ということは、過去の別府市の歴史の中から見ると、まだ比較的高い方。でき得るならば一〇以下に押さえ込むように努力をしていただきたい。と同時に、中身を聞いてみると、利子は最高四%、それ以上のものはないということですから、従来七%、八%あったものはほとんど消えたということのようですけれども、県下では公債費比率は低い方だと思いますけれども、さらに努力をして低くすべしだと。

そこで、心配になるのは、別府市の人口がどのようになるのかというシミュレーションを出してみますと、大体年間九百人前後が減少していくという統計が出ているのですね。 そして、平成二十七年、約十二年先ですが、十一万四千二百四十九人。これを逆算してみ ますと、一年で九百人前後ずつ減っていく計算になる。かつて前の官房長官が、人口減が 一番に経済に及ぼすという発言をしたことがありますが、観光は低迷する、人口は減少す る。今までの苦しい運営をしてきた中で、どうすれば別府浮揚につながるかということに なってまいります。

そこで次は、どのように行革を進めるのか。先刻の泉議員の説明、当局の答弁、いろい ろありますけれども、昭和五十一年四月に当局が立てて民間委託した青山保育園は、もう すでにニ十二年になります。試算によると、年平均千五百万の節約になっている。単純計 算すると、三億三千万の節約につながった。もう議論をする余地はないのです。実行ある のみ。二十年以上にわたって議論して、何回も何回も同じ道を通って、「ああです、こう です」と。ただ一つ、保育園を民間委託にするという決定事項が出ておるが、その他はこ れからということになりますが、私の計算では、別府市の財政は心配ないと思う。ただし、 思い切った行革がやれるのかやれないのか、この一点にかかってくると思う。他の方面か らいろいろ心配されておるけれども、実行すれば金は十分わいてくる。そのためには血を 流すしかない。例えば清掃業務。すでにくみ取りは民間業者に委託をしておるが、清掃業 務、周辺農村部を直営にして、平たん部はすべて民間委託にする。それから給食センター。 建設当時は直営にするか民営にするか随分議論をしたけれども、我々が一年生のときで、 発言力もなかったが、直営に落ちついた。現在、ここで働く市の職員は二十数名いる。そ れから清掃業務課、三分の二は民間委託ということ。恐らく市の職員の給料、ボーナス、 これを考えるならば半分以下で運営ができると思う。そうすると計算すればすぐ、何億、 何十億の節約というのが数字ではっきり出てくる。団塊の時代といっても、まだ二、三年 ある。果たして、来年から本格的な行革に入れるかどうか。市の職員組合等の交渉も当然 あるわけだけれども、待ったなしのタイミングになってきておる。もしこれが実行できな いならば、我々議員が二十数年間叫んできたことは何だったのか。議会はそんなに無力な のかと市民からそしられるだけです。実行あるのみです。

まだ申し上げたいことはたくさんあるが、幾つかの点についてとりあえず御答弁をいた だきたい。

o教育総務課長(杉田 浩君) 教育施設の方で何点かございましたので、御説明させていただきます。

まず青山中学校の施設でございますが、短期的には今お話がありました調理室等、急ぐものの改修は、順次改修していきたいと考えております。長期的には、今後、学識経験者、市民代表者、学校関係者から成る青山中学校建設等検討委員会を設立し、第一回目を十一月ごろに開催の予定をしていますが、その中で新築がよいか、今の所で改築・改造するのがよいのか、またそれに伴う財源につきまして、二、三年かけまして検討していただくよう考えております。

それから、小・中学校の改修の取り組み状況でございますが、平成六年度以降、毎年一棟以上計画的に大規模改造工事を、平成八年度からは耐震補強も兼ねて大規模改造工事を行い、これまでに約二十二億を投入し、安全な校舎の確保を図っているところでございます。今後も関係課と協議しながら、継続して計画していきたいと考えております。

旧市街地の小学校の統合の件でございますが、残り四校の学校適正化につきましては、検討委員会を立ち上げまして、約一年間かけて慎重に適正化についての検討を行うことにしております。検討内容といたしましては、学校統合の組み合わせや順序、時期等を考えています。現在、委員の推薦をお願いしているところであり、十月初旬に第一回の会議を持つ予定にしております。その後につきましては、議会や地元の方々の御理解をいただいた後に地元関係者、議会の代表の方を含めた学識経験者、学校関係者等を中心にした校区検討委員会で一年間くらいかけまして、校名や校地等の検討をしていただくように計画しているところでございます。

それから、別府商業高校の施設でございますが、短期的には平成十八年度の五十周年までには、十一番松川議員さんにもお答えしましたが、内部壁とかトイレ、さび等の改修、または先ほどお話がありました電気の照明等、急ぐものは改修に努めたいと思いますし、長期的な全体の改修・改築につきましては、何分高額な費用を要しますので、抜本的に検討し、今後も関係課と協議しながら努力していきたいと考えております。

o教育長(山田俊秀君) 先ほど別商問題が出ましたので、お答えいたします。

別府商業高校が活性化する一つに、生徒の定数問題があろうかと思っております。余りにも子供の数が減ってきますと、それだけで私は活性化しないと思っておりますが、そのために、現在、県教育委員会とは、今、一学年が二百名おるわけですけれども、この二百名の確保に向けて全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

それから、学校の特色という問題が出ましたけれども、三十一番議員さんがおっしゃるように、せっかく大分県で唯一の市立の高等学校ですので、これまで、前の校長先生それから今の校長先生にもそのことを十分言って、何とか特色を出してほしいということでお願いしております。そのために、学校の方からは、それではこういう先生を集めてほしいというような要望が出てくるわけですが、その要望については、私どもも全力を挙げて県の教育委員会と交渉しながら、学校の要望にできるだけ沿うように頑張っているところでございます。

o建設部長(亀岡丈人君) それでは、新野球場建設につきまして御答弁をさせていただきます。

まず、新野球場の建設時期を、野球関係者は署名などで何もしてなかったかということでございますが、これは先日も答弁の中で申し上げておりますが、体育館建設事業完了後、早期に着手できるように取り組んでいくという計画でございました。

また、民有地が残っているという話は、当時してなかったのはどうしたのかということでございますが、新野球場建設推進協議会の中で、規模そして建設予定地、施設概要等の協議の中で、当時は面積的にもすぐ解決するのではないかということで、それには触れてなかったということでございます。

また、三番目といたしまして、一度、先方の方から買ってくれということがあったのではないかということでございますが、平成八年だったと思うのですが、ちょっと年度は定かではございませんが、第二多目的広場と、また上の駐車場の間にあります土地を、当時、市が購入してくれというお話があったのは事実でございます。その当時、買収金額、またその当時、緊急に必要な土地でなかったという経緯もありますし、予算措置もしてなかったということで、そのときはお断りしたという経緯がございます。

また、四点目の、その土地が不調の場合はどうかということでございますが、私どもは、 今、地権者の方と鋭意交渉中でございます。これについては、どうするかと。今の計画を 推進していきたいと考えております。

また、五番目の、補助金の問題、補助金を受けられない場合はどうするのかということでございますが、私ども、実相寺中央公園で建設するわけでございまして、当然公園施設として建設します。国の補助対象事業でございます。後年度負担を軽減するため、また国庫補助で認められた施設でございますので、国の補助事業で建設したい。

野球関係者の方々には、迷惑をかけておるのは本当に心苦しいのでございますが、私ども、用地買収を御協力願って、早期に完成させたいと思っております。

o企画財政部長(友永哲男君) お答えいたします。

温泉プールの跡地の問題でございますが、現在はビーコンの駐車場また有料としてラクテンチの駐車場として使用されているのが現状でございます。この跡地利用につきましては、過去におきましても何人かの議員様方より御提言をいただいておりますが、美術館、図書館、また複合施設ということでお話がございます。今後につきましては、十分内部で跡地利用については協議をさせていただきたいというふうに思っております。

o観光経済部長(東 昇司君) お答えいたします。

楠港跡地につきましては、先ほど助役も申しましたように、売却また貸し付けも含めま して、一日も早く解決できるよう最大限の努力をしたいと考えております。

また、近鉄跡地につきましては、今後、市議会の議員の皆さんや市民の方々の御意見を 聞く中で結論を出していきたいと考えております。

○三十一番(村田政弘君) 何せ不況続きですから、順調に話が進むとは思っておりませんけれども、先ほど来お話がありますように、市長以下部課長、市職員、意識改革をしながら熱意を持って接する。職員のためにある市役所ではなくて、市民のサービスをするための市役所、その中の職員という認識にならなければ、いつまでたっても行革は前進しな

い。前進しなければ、先刻の話のように、議会は何をしていたのかと言われてもしようがないが、議会人は、声を高くして十数年間言い続けてきた。何で今日まで時間がかかったのか言いたい。行革の先達者であるように言った前市長、それも保育園の民間委託を決定して去っていった。別商問題も哀れな姿になっている。政治家は、もっと市民の方に目を向けなければいけない。浜田市長は、「市民の目線で」と強く言っているけれども、私は、以前からこの議場で、「役所の目線ではだめだ。市民の目線で物を考えなさい」と叫んできた一人であります。議案質疑でも申し上げましたように、浜田市長の誕生を喜ぶだけにはいきませんよ。別府市の観光浮揚、行財政改革をやれるかやれないかが、別府市の存亡を決める。この重大な時期に市長になった浜田市長としては、大変御苦労ですけれども、言うならばやりがいがあるというふうに善意に解釈して、精いっぱい頑張っていただきたいと思います。

それから、泉議員の説明にもありましたが、百十五億の基金、もちろん全部使えるわけ ではない。三つ四つの中からある程度と言いたいが、非常の場合に備えての基金ですから、 基金をおろすことについてはやぶさかではないけれども、平成十二年に六十一名の退職者 を出しておる。このときに十七、八億の退職金が出ていっている。これは単年度だから乗 り切れたのだろうと思いますが、今度の団塊の時代は、おおむね四年は覚悟せねばならな い。基金の食いつぶしをしている間に行革が進行して、次の展開に向かってつなぎのため の基金であってほしい。県の赤字団体転落話。脇屋市長時代に赤字団体転落一歩手前まで 行った。議会もそれなりの対応をした。市長は、市長交際費ゼロ、当時の議長は私、交際 費五〇%カット。一千万円以上の議会費の節約、議員定数三名減。また本日、議会もそれ なりの対応をすべしというお話も出ましたが、職員もラスに見られるように、それなりの 出血はしておるわけですけれども、逆に言うと恵まれてきたものを返すというのが実態で はないかと思う。今、市内の業界、市民の懐ぐあい、これを見たときに市の職員は、羨望 の的であるということは間違いない。そして一方、もともと別府市は課税客体が弱い。こ れが長年の実態です。ちなみに芦屋市は、市民税一千万円以上納める人三千六百人、別府 市はただの六人。これが別府市の実態です。芦屋市は、恐らく類団から見ると全国一だと 思いますが、大分市に比較しても、大分市と別府市の市民一人当たりの所得差は、毎年県 が発表している。五十数万円の差がある。これは事実であろうと思います。

そこで、水道料金の話もありましたが、あのときに私は、一人で反対したかった。大分市が五一%、別府市は三九・四四ですか、四七か。「市民が理解してくれるであろう」という市長の答弁がありましたが、私は、それは逆だと、大分の市民の方がむしろ抵抗が少ない。別府市民の思いはそんなに簡単なものではありませんよと、この議場で選挙前の三月議会で言った。それが、即選挙にあらわれた過去の歴史がある。市長たるものは、本当に心して市民の目線で物を考え、実行していただきたいということを要望して、終わりま

すが、並々の覚悟では前に行かないということも十分わかっておりますが、御検討をお祈りします。

次にまいります。

観光問題に触れたいと思いますが、私のお隣のラクテンチ問題が、世間をいろいろ騒が しておりますが、先だって、受け皿ができるかのように言われたが、その後、不調に終わ ったようですが、何か情報ありましたら、お知らせをいただきたい。

それから、市長の夢でありますパンダの話が出ましたが、市長は、恐らく議会が終わった ら十月あたりに中国に出向くのではないかと思いますが、その辺の状況も多少発表できる ものがあれば、御発表いただきたい。

それから、別府市の観光をどのようにするかという問題になるのですが、これは大変難しいと思います。それは、一つは風俗営業の関係があります。私は、何回も言いましたけれざも、和歌山県あたりは、もう別府には修学旅行をやらないと教育委員会で決定したようですが、風俗営業がいわゆる中心部というか、町中にある。これも大きな障害。その他幾つかの言いにくい問題が横たわっておりますし、問題は目玉がない。どうして目玉づくりをするかということにかかってくると思うけれども、先ほど佐藤議員が提案した美術館の話、これも一助にはなると思いますし、悪くはないが、決定打までにはいかないと思うので、決定打になるようなものがあるのかないのか、またやれるのかやれないのか、そう簡単ではないと思うが、何かお話がありましたら、お願いします。

o助役(大塚利男君) お答えいたします。

ラクテンチの件について、お答えをさせていただきます。

ラクテンチについては、不調に終わったというようなことは、聞いておりません。現在も受け皿企業と交渉をしているとお聞きしておりますし、私どももその推移を見守っている状況でございます。

o市長(浜田 博君) お答えいたします。

パンダの問題では、大変御心配をおかけしております。私が無責任に夢を語ったがために、こういう状況になったように思われておりますが、夢を語った以上は実現をしなくてはいけませんので、私も最大限努力をいたしております。詳しい経過は、相手のことがありますので十分にはまだ発表できませんが、近々できたら、私自身が、パンダを呼ぶ会の皆さんと相談をして、正式に訪問をしてお願いをしたいというふうに考えております。

o三十一番(村田政弘君) 市長に再度、行革の決意のほどを一言お願いします。

○市長(浜田 博君) 行財政改革は、永遠のテーマでありまして、私は就任以来、積極的に進めますという気持ちは変わっておりません。

o十四番(野田紀子君) 日本共産党の野田紀子です。最後に一般質問させていただきます。

公共施設のトイレということで、六月議会では、市内の公園のトイレが余りにも汚いということを言わせていただきました。手を洗う流しに緑色のコケもついていると指摘いたしましたけれども、議会の後では、その点はただいま改善されておりまして、以前より丁寧な掃除がされるようになっております。ありがとうございました。

きょうは、市内の公園ではなくて、由布山の登山口にありますトイレにつきまして、質問をさせていただきたいと思います。

以前、この件につきましては一般質問をしております。余りに汚いということで改善を お願いしたのですけれども、そのときは、くみ取りの回数をふやすとかいう答弁でござい ました。現在、あのトイレが改善されたとは私には思えません。先月見にまいりましたけ れども、男性の方には尿酸が一一汚い話で恐縮ですけれども一一厚くこびりついていて、 念入りな掃除はされていないなということが察せられました。三つの個室の方は、すべて かぎが壊れておりまして、ぴしゃっと閉められません。そのうち一つの方は、戸が全体下 がっておりまして、中の便器につかえて閉めも開けもできないという状況でございました。 由布の登山口というのは、湯布院までの通り道になっております。湯布院に行かれる観光 客ないしはあちらから来られる方と、大変車も通っておりますし、利用者も多いのではと 思われますが、大変便利なための汚れもついていると考えられます。ですけれども、だれ が見ても別府市のトイレなものですから、別府市がトイレの管理もせず、ただほったらか しているというふうにもとられます。由布の登山口とは申しましても、登山者だけが来る というのではありません。連休のときなど、あの登山口は駐車場になっておりますから、 大型バスが六台も七台もとまっているというありさまです。ですから、あのトイレは、山 岳のトイレというよりも、市内の公園のトイレと同じようなことでございます。個人に掃 除を依頼してあるということでしたけれども、その掃除の予算と、掃除のチェックの責任 の所在はどこかということと、それから、このトイレをどう改善するつもりか、お尋ねを いたします。

o農林水産課長(石井幹将君) お答えいたします。

御質問のトイレは、昭和五十一年二月に林野庁より、由布・鶴見岳自然休養林の指定を受け、その後、昭和五十二年六月に由布登山口基地として、トイレなどを別府市が整備しております。自然休養林の指定とともに、休養林の保護管理及び運営を円滑に図るために、環境庁一一現環境省になるのですけれども一一大分県、別府市、湯布院町及び関係諸団体により、由布・鶴見岳自然休養林保護管理協議会を設立しております。五十三年一月に設立したのですけれども、その後、協議会において協議会の負担金で自然休養林内のトイレの清掃、駐車場の管理、登山道の整備、案内標識の設置等の事業を行っております。

トイレの清掃は、三日に一回の割合で行っておりますが、建築後二十五年の経過と地形的また構造的な要素に加え、不特定な利用者の御利用により、御指摘のような不衛生的な

状況が時々見受けられます。平成十三年度に、手洗い給水工事を行いましたが、根本的な解決には至っておりません。今後は、さらに清掃回数をふやすよう、委託者と今協議をしておりますが、衛生面に注意を払い、利用者に不快感を与えないよう努めるとともに、公共施設の利用のマナーについても啓発をしていきたいと考えております。

また、トイレの建てかえについては、多額の予算を伴うため、協議会に現状を報告するとともに、関係機関等と協議をし、建てかえの可否等、今後の検討課題として取り組んでまいりたいと考えております。

また、管理の金額は幾らかということですけれども、一応月額三万二千円で十二ヵ月ということで行っております。

- o十四番(野田紀子君) 掃除のチェックの責任は、どこにあるのでしょうか。
- o農林水産課長(石井幹将君) 一応責任は、協議会の方が責任を持っております。

○十四番(野田紀子君) 掃除のチェックの責任は、その協議会が持っているということですけれども、この建てかえについては多額の予算を伴って、さらに協議会に現状を報告するとかということで、協議会の責任で、トイレの管理については、別府市には責任がないというのかもしれませんけれども、私どもに寄せられました、市民アンケートをとったのですが、「由布山のハイキングコースに行きました。とても観光をメインにしている別府市のトイレとは思えません。看板に『別府市』と明記してある以上、トイレを整備し、また道の駅のようにしてもいいと思う」という提言もございました。

私は、玖珠町の切株山にも見学に参りました。山の上に立派な水洗トイレがありまして、 男女別はもちろんのこと、バリアフリーで車いす用トイレもございました。町役場に問い 合わせますと、三十五人槽の浄化槽で、約二千万円予算をかけたと申しておりました。汚 物は、浄化した後、地下浸透式ということですけれども、切株山はパラグライダーの発着 地点です。パラグライダーのお客さんがよその県からも大勢来てくれるので、大変いい観 光名所になっております。この由布も、それはやはりたくさんの観光客が他県から来るの ですから、いいトイレであれば、いい観光名所になると私は思います。逆に言えば、あの トイレのおかげで、由布の評判を下げるということにもなるのではないでしょうか。富士 山や日本アルプスでも、登山者のし尿が自然を汚染するということは、最近大変よく知ら れております。沢水が、大腸菌で汚染されていたりする御時世でございます。ですけれど も、またいろいろな方法でこのし尿処理、試みがされております。し尿処理で自然環境へ の影響を抑えている山岳トイレを「グッドトイレ」と指定する制度もございます。その中 の一つに、由布登山口の条件に似ているトイレがあるのですけれども、福島県吾妻連峰の 吾妻小屋トイレです。これもため式なのですけれども、年数回、町からバキュームカーを 呼びくみ取りをしております。多額の予算がかかっても、祖母山の九合目小屋のトイレが、 微生物で汚物を分解して堆肥化をするコンポストを設定するという報道もされております。 由布登山口のトイレに当たりましては、あそこは公共下水道は当然ありませんけれども、大きな浄化槽にすれば、くみ取りのパキュームカーの行き来には何の不便もありません。 交通事情からいえば由布の登山口、あのトイレは住宅街と何の変わりもないではありませんか。国立公園内でいろいろ制限があることをいいことにして、あのひどい不潔さは、とても国立公園の中で自治体が管理しているというふうには思えません。別府市民としてまことに恥ずかしいことではないでしょうか。環境省からの補助をとるということも考慮して、もう建て直さなければならない、浄化槽をしっかり設置して建て直さなければならないと思いますけれども、再度答弁をお願いいたします。いかがでしょうか。

o農林水産課長(石井幹将君) お答えいたします。

建てかえということでどうかということなのですけれども、一応補助事業としては、自然公園等の整備事業等という事業もあります。ただし、この分の事業に関しましては、最低事業費が二千五百万必要となっております。また、トイレの建てかえのみの事業ということではできません。それで、その他いろいる事業等を調べて、該当する事業等があれば、それに伴って協議会と協議の上、検討いたしたいと思っております。

○十四番(野田紀子君) 協議会で決めるということになりますと、別府市議会で勝手に 決めるということにはいかないのでしょうけれども、もう長いことあのありさまで放って あるわけです。それは御理解いただけると思いますけれども、そして、あの汚いトイレの そばを通り過ぎて、観光客が別府市から行く場合は、あの湯布院に行くわけです。ああ、 湯布院はこんなにいいところかと、むしろ湯布院は大変評判がいいのですけれども、さら に別府市の評判をおとしめることになるのではないかと思います。協議会に対しては、別 府市議会で大変非難されたというか、強い要求をされたとしっかりお伝えをいただいて、 また四年もたったけれども変わらなかったということがないようにお願いをしておいて、 この項は終わります。(発言する者あり)

次に、介護保険制度についてお願いをいたします。

特別養護老人ホームにつきまして、お願いします。

特養ホームは、別府市ではすでに参酌標準以上に達成されているということですけれども、重複申し込みを省いても四百人の待機者がいて、今すぐ入所が必要と認められる人だけでも二百人であるということが、三月議会以来の答弁でございました。これまでは、申し込み順にベッドの空きができたら入所できるということでしたが、ことしの四月から、利用者の入所の必要度によって入所順位を決めるという優先入所指針というものが、県から指導されてできております。別府市の方は、この指針の透明性・公平性が確保できると考えているとの答弁が、六月議会でありました。ところが、現実には待機者の方は、入所が一体いつになるのか、そして、この入所指針につきましても、施設の方からは、「今度規則が変わったのよ」、その程度の情報しか教えられておりません。大変困難を来してお

ります。市の方は、この実態をつかんでおられるでしょうか。

o介護保険課長(藤野 博君) お答えをいたします。

ただいま議員さんがおっしゃいましたとおり、ことしの四月から特別養護老人ホームの運営基準の一部改正によりまして、以前、申し込み順であったものが、優先入所の取り組みに変わっております。この優先入所につきまして、以前は、御存じのように施設の入所を待っている方の申し込み者がいる場合には、入所して施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を、新しく優先的に入所をさせるように施設は努めなければならないということでございまして、各施設とも県の指針に基づいて要綱を定め、すでに検討委員会を少なくとも現在までに一回以上は開催をしております。したがいまして、市としましても、検討委員会での記録の内容等の提出を求めまして、優先入所が公平に実施されているかについて、監視を随時行っていきたいと考えております。

o十四番(野田紀子君) 私に寄せられました相談がありまして、入所を申し込んでもう 二年になるというのですね。ことしの三月ころは、あと五、六人で入所です。というのは、 言い方は悪いのですけれども、あと五、六人もし亡くなったりしたら、順番が来て入れま すよということなのです。言われていたのに、四月から規則が変わって、「おたくは、い つになるかわかりません」と言われたのです。この方は、八十四歳の痴呆の母親を六十歳 の娘が、嫁ぎ先に引き取って在宅で介護をしております。優先入所ということでは、本人 が独居か一一ひとり暮らしか一一あるいは家族といるかでまた点数が違いまして、ひとり 暮らし一一独居一一の方がもちろん点数が高くなります。この人の場合、以前娘が引き取 るまでは市内の娘一家とは別の町内に住んでおりました。ところが、痴呆が進んで、まず 何といっても火の始末ができなくなりました。近所でも危ないから、嫁に行った娘が、嫁 ぎ先に引き取ったのです。しゅうとめと夫がいる家に実の母親を引き取って介護をする、 それはどんなに気兼ねなことか想像に余りあります。それでも、現にこの人は独居ではな いとみなされるのです。娘は、自宅でその母親を介護しつつ、週三日ショートステイを利 用し、午後は自分がパートで働きに出るわけです。パートに出ている間は、ショートステ イは三日だから、あと残りの四日は、夫としゅうとめが、商売であります家業の店を見な がら介護をします。この不況の中で、その娘がパートに出なければ、店の売り上げだけで は暮らしていけないというのが、この別府の状況です。施設の方にこの人たちは、「いつ ごろ入れますか」と、また尋ねました。そうしたら、「おたくは在宅サービスを使ってお られるが、もっと使っていただかないといけません。おたくよりももっと使う人がいます よ」と言われたのです。在宅利用の多い方が点数が高い、入所必要度が高いと認められれ ば、仮に三万円使っていて、それが五番目だったとして、新たに三万五千円使う人が出て きたら、六番目になります。いつ入れるのか、何の希望もなく、まず何といっても見通し も立ちません。

介護保険は、措置という福祉制度ではない、民間業者と介護利用者の契約だということは、在宅サービスのホームヘルパーの派遣だって利益を追求する商売だということなのです。建前と現実は、実はこんなにずれております。優先入所制度が始まってそろそろ半年になりますが、この指針は再検討し、洗い直すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

o介護保険課長(藤野 博君) お答えをいたします。

市内の特別養護老人ホームは、すべて優先入所を実施しております。各施設も優先入所の取り入れを始めるに当たりまして、今までの待機者に優先入所の基準に従って個別の状況や事情を調査票で提出してもらうという、いわゆる再申請の形をとっております。また、申請の際には、それぞれの施設で優先入所のこと、また入所基準等の説明を十分に行っているということでございます。したがいまして、申し込みをされる方は、皆さん、今までのように申し込み順ということではないということを御理解していただいているものと認識をしております。また、各施設の入所検討委員会の委員には、施設職員以外の第三者の参加も求めることになっておりますので、それぞれ地域の代表者や法人の評議員の方とかに委員になっていただいているようにあります。したがいまして、委員会は、透明性及び公平性は確保できるものと思われますが、今後、市といたしましても、各施設の入所検討委員会が公平に実施されているかについて、十分に監査を遂行していきたいと考えております。

・十四番(野田紀子君) やはり実際の利用者の声というのを、市の行政の方はじかに関いていただきたいと思います。

監査を例えば年何回とか、あるいは抜き打ちとか、どう実施をされたとしても、書類を見るだけなら、監査というのは、何ぼでもいいような書類をつくれるのです。ですからこそ、実際の声を本当に聞いていただけるようにお願いをしておきます。

前回も申し上げましたけれども、そもそも優先順位などを決めても、特養のベッドの絶対数は変わらないのですから、待機者をたくさん入所させられるわけではなくて、実際、施設不足をごまかすだけのことです。これまで、議会のたびに特養ホームが足りないと申し上げてきました。この特養ホームが不足している、足りないということについて、その解決方法や、また予算の使い方については、執行部とまた私どもとは、それぞれ見解の相違があります。ありますけれども、執行部も私どもも双方、現実に特養ホームのベッドが足りないということは、わかっているはずであります。ところが、足りないにもかかわらず、特養をつくるのは、広域圏で何ぼであるとか、県が決めるとか、参酌標準があって建てられないとか、いろいろあって増設できそうにもない。そこで、それならば別の受け皿として、行き場のないお年寄りの別の受け皿としてシルバーハウジングや、あるいはケアハウスとか、大きな施設をどんとつくらなくても、住んでいる近くに、今は痴呆の方のグ

ループホームがありますが、痴呆ではない人のグループホームなどもつくるという発想の 転換が必要ではないでしょうか。

私は先月、老人福祉問題全国集会というのに参加をさせていただきましたが、埼玉県から来た参加者が、NPOで託老所をつくったということを言っておりました。託老所というのは、いわゆる託児所の「児」が「老」に変わったようなもので、お年寄りが毎日遊びに行って、夕方帰ってくるという、デイサーピスというほどでもないのですね。ただ寄り集まってみんなでしゃべって帰っていく、いろいろ情報交換もする、そこで話が合えば、どこかに出かけましょうよという話にもなるというものです。これは、介護予防事業と位置づけて、毎日そうやってお年寄りが通ってきて、ぼけの予防ともなるということで、埼玉県の坂戸市とかいいましたが、市の方も家賃の補助を、そのグループホームをつくるのにマンションといいますか、アパートを二部屋借りたそうです。そのための家賃を市の予算から出してくれるということになっておりました。ただ、やはりこういうのは、資金集めが本当に大変だということでございました。

この別府市におきましても、現に行き場がなくて困っている市民がおります。その受け 皿を介護保険の介護産業だけに任せるのではなくて、市民の立場に立って特養ホーム以外 にも、先ほど申し上げましたが、シルバーハウジングなどのいろいろな方法を考えて、埼 玉県坂戸市のようにバックアップをするというのも、市の行政あるいは議員の務めではな いかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

o介護保険課長(藤野 博君) お答えいたします。

現在、市内の特別養護老人ホームの定数は四百三十八名でございます。議員さんが先ほど言われましたように、今、待機者が四百名とも、すぐ入りたい方が二百名とも言われております。それで、すぐこの状態を解消するには、いろんなハードルをクリアしなければなりませんけれども、すぐ解消というわけにはまいらないと思います。それで、今、議員さんが御提言していただきましたことも、関係各課と含めて大至急検討してまいりたいと思います。

o十四番(野田紀子君) 大至急検討してくださるように、念を入れてお願いしておきます。

続いて、介護利用料につきまして、六月議会で保険料の所得階層第一、第二段階の方の在宅サービスが、今一〇%負担になっているのを、三%負担にしたときの市の持ち出しは約七千三百万円であるとの答弁をいただいております。その推計に変わりはないでしょうか。

o介護保険課長(藤野 博君) お答えをいたします。

今、十四番議員さんが言われたとおりでございます。一応平成十五年度当初予算ベースで約七千三百万円と推計をいたしております。

o十四番(野田紀子君) 介護利用料金の減額について、現在利用できる、国が許している制度、国が認めている制度の説明をお願いします。

o介護保険課長(藤野 博君) 御答弁いたします。

現在、平成十四年度から保険料の減免につきましては、十四年度、十五年度いたしております。利用料の減免につきましても、現在、高額介護サービス費の上限額の段階設定減額、訪問介護利用者負担金の減額、特別養護老人ホームの旧措置者に関する経過措置減額、介護保険施設における標準負担額の減額、居宅介護サービス費等の利用者負担額の特例措置減額、社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担の減額などを行っているところであります。

○十四番(野田紀子君) この中でも高額介護サービス費は大変適用が多いのですけれども、この上限額の三万七千二百円、所得によりまして三万七千二百円と二万四千六百円と一万五千円が月額にあるわけですけれども、余りにもこの上限額が高過ぎて、ここまで負担できるお金がないという、低所得者にはありがたい制度であっても使えない制度です。社会福祉法人の減額は、十五年度からは、最も生計が困難な人から一五%に適用が拡大されるということですけれども、市内の福祉法人のある担当者は、減額手続きのために幾つも幾つも書類を書いて、挙げ句の果てに減額分の一部は法人が持つ、余りの複雑な手続きと、制度の不備ということを述べておりました。この減額した分が、わずかなものでありましょうとも、施設に働く人たちにしわ寄せをされるおそれもあります。第一に福祉法人を利用している人だけの減額ですから、ほかの介護センターを利用している人にとっては、不公平なことであります。これを利用した人が、また昨年度でたった九人ということですから、使える制度も今のところPR不足と言わざるを得ません。このPR不足につきましては、我が党の猿渡議員も再々指摘をしておりますので、これからもPRをしっかりしていただきたいと思います。

介護保険料の軽減措置を今実施されていますが、これは世帯全員非課税の第二段階の方が、第一段階の生活保護また老齢福祉年金の方よりも収入は少ないにもかかわらず、保険料は高いという逆転現象を解決するために実施されたものです。この逆転現象、これは利用料についても起こっております。生活保護受給者は介護扶助を受給できるのですけれども、生活保護を受けない、あるいは受けられない低所得の方々にとって、収入が多かろうと少なかろうと一律一〇%の利用料は、余りにも負担が重過ぎます。

私どもに寄せられた相談がありまして、六十代の妻と七十代の夫です。夫は、もう全身不随になって寝たきりになっておりまして、介護度五度ということです。妻は、夫の介護があるのですけれども、暮らしのためにパートに出てまいります。夫は、わずかに腕とか肩とかが動く程度です。妻は、夫の枕元にお握りやパンを置いて出かけるのです。ホームヘルパーが訪問すると、お握りは干からび、吸い飲みは空っぽ、おむつは、当然かえても

らえないからびしょびしょというありさまです。この介護保険を利用したいという相談に乗ったケアマネージャーは、少なくとも週三日、一時間程度はホームヘルパーの訪問介護が必要だと勧めたのですけれども、妻は、その利用料が払えないから週二回の入浴介助だけをお願いするというのです。大変体格のいい御主人だったそうで、入浴だけは助けてもらわないとできないということだったのです。この方は、約一年ほどで亡くなったのですけれども、もっと訪問介護をして食事の世話をしてあげて、下の世話もできていたら長生きできたのではなかったのだろうかと、ヘルパーさんは今でも心残りだそうです。

低所得の方々は、このように介護も受けられず寿命まで縮めております。六月議会では利用料の減免・軽減は、介護保険二期計画中の将来の検討課題と答弁をされましたが、高齢者は待ち切れません。医療費は上がり、年金も減らされております。所得第一、第二段階の方が六十五歳以上の五〇%以上になる別府の状況、そして、この逆転現象から見ても、何らかの利用料の減免ということが必要ではないかと思いますが、必要性についてはどうお考えになりますでしょうか。

ο議長(清成宣明君) 休憩いたします。

午後五時 十七分 休憩

午後五時三十五分 再開

- ο議長(清成宣明君) 再開いたします。
- o介護保険課長(藤野 博君) お答えをいたします。

保険料第一段階、第二段階の方に対します利用料の一律三%減額につきましては、第二期の事業計画がスタートしたばかりであり、第二年次、第三年次にグループホーム、介護つきの有料老人ホームの大幅な整備に伴う中で、今後、介護給付費の大幅な増加が見込まれていること、福祉政策の視点から考えると、介護保険だけでなく他の福祉サービスにはそれぞれ個人負担があること、財政面から考えると、年々福祉予算は増加していることなどの面から、減額することは大変難しいと考えております。

○十四番(野田紀子君) そうしますと、現に利用料を払えない方、そして介護を結果と して減らさざるを得ない人たちをどうするのでしょうか。市の介護保険課は、こういうお 年寄りをどうするのでしょうか。

o介護保険課長(藤野 博君) お答えをいたします。

介護保険の利用者の負担につきましては、先ほど御報告させていただきました法律の範囲内の減免のみにとどめたいと思います。

○十四番(野田紀子君) 法律の範囲内の減免が、減免の役をなしていないから、こんなに困っている人がそれこそ町内に、先ほど御紹介しました例など、一つの町内に一軒飛びにあるような状態でございます。この利用料の減免、市町村が独自にやる利用料の減免というのが、去年の四月一日現在で八百二十五自治体に広がっております。厚生労働省も全

国介護保険担当課長会議とかいうのが、十四年二月十二日にあっておりますが、その中でも、利用者負担の軽減措置については、多くの市町村では、市町村が利用者に対し利用者負担そのものに着目して、直接補てんする方法によって行っており、このように市町村が利用者に対し直接補てんする方法による場合には、制度の趣旨を損なうものでない限り地域の実情に応じた取り組みであると考えていると。だから一般財政で補助する分には構わないと厚生労働省は言っているわけです。

ですから、例えば大きな市町村ですと、それこそ在宅サービスを三%にしてしまいましたというところもございますけれども、例えば姫島なりの離島の特別地域加算分、利用料が少し高目になるのですけれども、その高目になった分は自治体で持つとか、また別の地域では、ホームヘルプの新規利用者、そして訪問入浴は、非課税世帯の人は三%にする。またある市では、介護度一の方の利用料、これを三〇%援助する。だから本人は七〇%、七割を、一割の分の十分の七を払えばいいということです。介護度五の人は、利用料の五〇%、半分を援助するなど、自治体の財政状況にもよりましょうけれども、いろいろ方法を模索しております。本気で利用料減免を必ず検討してください。この利用料減免を検討する時期というのがありましたら、教えてください。

o介護保険課長(藤野 博君) お答えいたします。

議員さん御質問の利用料につきましては、先ほども御報告させていただきましたけれども、現在、第二期の事業計画がスタートしたばかりでございます。十五、十六、十七年度までで第二期事業計画が終わりまして、十八年度から第三期の事業計画に入ります、当然。その前に、その策定委員会におきまして、利用料の減免につきましても、当然検討がされることと考えております。

o十四番(野田紀子君) 繰り返して、本気で利用料減免を検討するように提案をしておきます。

さて、「熊本日日」という新聞が熊本県にあるのですが、この熊本の新聞が、熊本県内の市町村長にアンケートを出しました。介護保険制度についてどう思うかというアンケートを出したのです。これを見ますと、「高齢化社会に対応するために介護保険制度は最もよい制度だと思いますか」。「そう思う」というのが二五%、「そうは思わない」という市町村長が四六%おります。「そうは思わない」と答えた人は、「どんなシステムがよいと思いますか」、「現行の介護保険制度をもとに、矛盾を改めた制度がいい」二〇%。やはりどこの市町村に行っても介護保険制度の矛盾というのが、住民のみならず市町村長をも苦しめているということが、このアンケートからもわかると思いますが、「あなたの市町村で今後も介護保険制度を維持できると予想しますか」、「維持できる」三〇%、「維持できない」三四%。「わからない」というのが二六%あります。「維持できない」、その理由は何か。「介護保険財政の赤字が増大するであろう」二四%、「一号保険料を上げ

るということに対しての住民説得ができない」二六%。このように、これは熊本県のアンケートですけれども、この大分県においても恐らく同じような回答が出てくるのではないかと考えられます。これから見ましても、介護保険財政の深刻さというのをこのアンケートが浮き彫りにしているようにあります。

別府も、先ほど御説明もありましたが、グループホームを建設、もう五軒ほどできているようにありますが、建設をする、あるいは有料老人ホームが、自分のところに介護支援センターみたいなものを持っていて、ホームヘルパーを入所している人たちに派遣するという形をするのですが、こういうことをすれば、介護給付は大幅にふえていくでありましょうし、このままでは赤字財政になるのではないか、保険料を大幅に上げざるを得なくなるのではないかということが心配をされます。執行部の方も恐らくこの心配をしておられるだろうと思いますけれども、では、これをどうすればいいか。介護を受けるようにならなければいいと。介護予防事業というのをこれまでも再々議会で申し上げましたけれども、介護予防事業を積極的に実施して、介護を受けずに済むようにすること、介護を受けるならできるだけ先の方で短い時間の介護で済むようにすることが、結局は長い目で見て介護財政を赤字にしないで、保険料を値上げしないことにつながるし、また高齢者の健やかな老後を保障できるようになると思います。この後、また引き続いて緊急通報システムの質問もいたしますけれども、これも介護予防事業の一つと位置づけていきたいと思っております。部長、何かありましたら。

ο福祉保健部長(岡部光瑞君) お答えいたします。

議員さんの質問の中に、養護老人ホームに入るのに、在宅サービス費の使用状況によって入所が決まるという話がありました。この件は、八月二十九日に話し合いをしました中でも出てきましたので、このことにつきましては、養護老人ホームの施設長等と話をしてみたいというふうに考えております。

それから、先ほど議員さんの話の中に、特養ホームに入れない代替施設としてシルバーハウジング、グループホーム、ケアハウス等の話が出ておりました。グループホームは、第一期のときには九人でしたが、現在ハ十人と七十二人の入所ができるようになっております。あとどのくらいでできるかといいますと、百三十五人までふえるようになっております。これが近々百三十五人が入れるようになります。この数字は、二期計画で決めました十九年度の人数になるのですが、どうしてももう入れないということで、私どもはもう先食いでやっております。このグループホーム、それから有料老人ホームというのは、別府市としては、今非常に困った問題というふうに考えております。それはなぜかといいますと、特養のホームに入りますと、例えば日出から入った方は、日出から介護保険料が入ってきます。ですけれども、グループホームに例えば日出から入った場合、それから有料老人ホームに入った場合、日出町から別府に住所を移します。移した時点で別府市の介護

保険から費用を払うわけなのです。そこの差が出てきますので、別府市としては、非常に グループホームができるのはありがたいのですけれども、四億五千万ためたという話があ りますが、その金をどんどん食っていくということで、もう介護保険は、私ども、赤にな るのではないかなというふうな心配をしております。

それで、今、議員さんが言われました介護予防について近々話し合いをやりまして、これを実施していきたいというふうに考えております。

○十四番(野田紀子君) 介護保険制度の矛盾というのが、今それこそ噴き出してきているように思います。思いますけれども、私どもの東荘園町にも別府市で一番の長生きのお年寄りがおられます。あの方もぜひ健やかにまた暮らしていっていただきたいものと考えております。そのためにも介護予防事業を重要視していきたいと思いますが、緊急通報システムにつきまして、質問をいたします。

これまでも先輩議員のたびたびの質問、また六月議会で私も質問をさせていただきました。議員の党派を問わず質問者がいるということは、高齢者の暮らしに本当に頼りになり、必要とされている緊急通報システムだからこそではないでしょうか。今年度初めの設置台数が八百四台、待機者数が百九十人ということでしたが、平成十一年度からの取りつけ台数を教えてください。

o 高齢者福祉課長(安部和男君) お答えいたします。

平成十一年度は、取りつけ台数九十五台設置いたしておりますが、そのうち新規台数は三十台です。順次年度ごとにとっていきます。平成十二年度九十八台取りつけのうち新規設置台数は五十台です。十三年度に百十五台取りつけのうち新規台数は六十台、十四年度百八十二台取りつけのうち新規台数は七十台、平成十五年度、今年度でございますが、新規購入計画は八十台を県に対して要望を提出いたしておりましたが、平成十五年七月におきまして、大分県福祉保健部高齢者課長名で別府市の分は六十五台という内示通知をいただいております。

○十四番(野田紀子君) 六月議会では、この緊急通報システム八十台を予定して、長期 入院などによる空きアダプターが百台で、百八十台予定ということでしたけれども、ただ いまの答弁では、予定より大幅に減るということになります。先ほどの御報告の四年間を 単純に平均いたしますと、空きアダプター、わかりやすく「中古」と言ってしまっていい かしりませんけれども、この中古の方が年間、単純に平均すると七十台になります。今年 度もその七十台が出たとしますと、六十台と合わせて百三十五台が取りつけ台数になりま す。四月現在の待機者百九十人のうち五十五人が、今年度末また積み残しになるおそれが あります。これだけでなく、今年度中、もう五月、六月も取りつけ申し込みがあるはずで すから、待機者がもっとふえているはずです。毎年毎年積み残しができて待機者がふえて いる状況、これを別府市はどのように考えているのでしょうか。 o 高齢者福祉課長(安部和男君) お答えいたします。

緊急通報システムにつきましては、県全体で六百台を市町村に配分するとお聞きいたしております。別府市としまして、先ほど言いましたけれども、平成十五年度は八十台要求していたところでございますが、しかし、先般、県から新規配分台数が六十五台と内示通知がありました。このことについて別府市の状況を県に十分説明し協議をいたしたところでございます。今後も引き続き粘り強く県の方に計画台数の補助台数確定に向けて働きかけていきたいというふうに考えております。

○十四番(野田紀子君) 県の方に要望を出すということで、粘り強く働きかけていきたいということでしたけれども、県議会の予算特別委員会で、県の方は、「市からの要望があれば、この緊急通報システムを市にまたふやす」という答弁がありました。要望をきちんとすれば、これは県の方も出すはずでございます。緊急通報システムにつきましては、国と県の補助があるはずですけれども、六万六千円の四分の二が国で、県が四分の一、これが四万九千五百円になります。一台七万九千百七十円するというので、市の持ち分は二万九千六百七十円ですが、六万六千円が七万九千百七十円になる差額のもとは何でしょうか。

o高齢者福祉課長(安部和男君) お答えいたします。

別府市の緊急通報システム、装置の購入代金は高いのではないかという質問でございますが、これは緊急時の通信機能だけではなく、火災報知機の機能を付加しているところが、他市と違うところでございます。他市の場合は、購入金額は、購入台数や入札の状況によって多少差異はありますが、国・県の補助がつく関係上、補助基準額は一つの目安になると思われます。現在、先ほど議員さんも言われましたけれども、補助対象額は六万六千円ですので、この金額を若干上回る額が、各市町村の購入金額ではないかというふうに私どもは考えております。

○十四番(野田紀子君) この緊急通報システムを希望するお年寄りにお話を聞きますと、ボタンを押すだけでだれかが駆けつけてくれるという安心感、高齢者にひとりきりではないという大きな安心感があります。夜中に目が覚めると、そのまま眠れない人やら、死後何日もしてやっと見つけてもらえるかもしれない、そういう心配がありまして、いかに不安を抱えてお年寄りがひとり暮らしをしているかということが、お話を聞くたびに察せられるのであります。

別府の場合、火事の通報の分もついているということで、これはさらに安心なシステムではあります。ひとり暮らしの高齢者で火事で逃げおくれて亡くなったという方が、これまでにも市内にたくさんありました。鉄輪でも、たしか逃げおくれて亡くなったはずでございます。近隣の皆さんにとっては、お年寄りの身が心配なことももちろんありますけれども、火事にでもなったら、それこそ御近所迷惑でもあります。近隣にも大きな安心感を

得られる緊急通報システムは、高齢化社会にとっても必需品です。このようなシステムの運営というのは、民間に任せましたら、低所得者の負担が大変重いものになります。行政の積極的な後押しが、今本当に必要です。介護予防事業として後押しをするということも、部長もさっきおっしゃったようにありますから、システムの二十四時間対応というのは、行政では大変対応しにくいところなのですけれども、別府の場合、タクシー会社という民間を活用し、それこそ民間活用ですぐれたネットワークができております。ですから、次々とお年寄りの間で口コミで評判になっているのです。であるにもかかわらず、命にもかかわるシステムなのに、毎年積み残されている待機者がいるというのは、大問題ではないですか。県の方は、予算特別委員会という正式の場で、「市の方から要望があれば、新規の配分台数をふやす」と答弁をしているのですから、明らかにしているのですから、さらに積極的な要求が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

o 高齢者福祉課長(安部和男君) お答えいたします。

市民生活においては、安全性のために台数をふやしてもらいたい。これはもう私ども、 高齢者福祉課といたしましても、私どももふやしたいというふうなことはあります。先ほ ども言いましたけれども、私ども課としましては、県の担当課の方に計画台数、そういっ た緊急通報システムについて強く要望していきたいというふうに考えておりますので、よ ろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○十四番(野田紀子君) 来年の九月議会には、「もう待機者はおりません」という報告を待っております。(笑声)

続いて、別府市の図書館計画につきまして、お願いします。

市立図書館については、本が少ない、古いと、市民の皆さんからいつも聞いております。 駐車場がないこともさることながら、本が少ないという苦情が圧倒的です。この二、三年、 図書購入費はどうなっているでしょうか。

o 生涯学習課長(入田勝人君) お答えいたします。

図書購入費の推移につきましては、平成十二年度までは五百万、平成十三年度、十四年度六百万、本年度平成十五年度、児童図書を充実する目的で百万円増額して、七百万円の予算を計上しております。

○十四番(野田紀子君) 二〇〇二年度予算で比較しますと、全国で十万以上十五万未満八十四市で、別府市の図書購入費、この十四年度の六百万というのは八十四番目です。八十三番目が、大東市で千二百三十四万、八十二番目が浦添市で千二百四十万です。余りにも図書購入費が少ないのではないですか。(発言する者あり)この議会でも先輩議員が、図書館についていろいろ議論をされましたけれども、図書館は、文化と民主主義を育てる場所であります。主権者である市民の知る権利、学ぶ権利を保障する大事な施設です。十二万市民の図書館として立派なものをつくるということを要求して、終わります。

ο議長(清成宣明君) これをもって、一般質問を終結いたします。

次に、日程第二により、議第六十二号平成十四年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成十四年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・浜田 博君登壇)

o市長(浜田 博君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第六十二号は、平成十四年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成十四年度別府市各特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

何とぞ御審議の上、よろしくお願いいたします。

o議長(清成宣明君) 次に、監査委員から、一般会計及び各特別会計決算に対する審査 意見の報告を求めます。

o監査委員(渡部喜代美君) 代表監査委員の、渡部喜代美でございます。

平成十四年度別府市一般会計・各特別会計決算の概要について、説明いたします。

ただいま上程されました議第六十二号平成十四年度別府市一般会計・各特別会計の決算につきまして、地方自治法第二百三十三条第二項の規定に基づき審査いたしましたので、 その結果について御報告申し上げます。

平成十四年度の一般会計及び各特別会計の総計決算額は、歳入九百五十五億八千五百五万一千円、歳出九百四十二億八千六百二十二万九千円で決算されており、一般会計・各特別会計相互間で行われた繰入金・繰出金を控除いたしました純計決算額では、歳入九百一億一千八百八十七万九千円、歳出八百八十八億二千五万七千円で、歳入歳出差し引き額は十二億九千八百八十二万二千円の黒字決算となっております。

なお、この純計決算額、前年度と比較いたしますと、歳入は一・三%、歳出は一・七%、 いずれも増加いたしております。

次に、歳入歳出差し引き額から翌年度繰り越し事業にかかる繰り越し財源を差し引いた実質収支について見ますと、一般会計では七億一千六百三十八万九千円、特別会計では四億一千五百七十九万九千円それぞれ黒字となっており、一般会計及び各特別会計の実施収支の総額は十一億三千二百十八万八千円となっております。

次に、平成十四年度普通会計の財政状況を分析すると、経常収支比率は九〇・六%、財政力指数は〇・五八八、公債費比率は一二・三%となっております。財政構造の弾力性を見る経常収支比率は、前年度に比べ一・一ポイント上昇いたしております。

以上、決算審査の内容について概略を申し上げましたが、財政の現状を見ますと、市財政の根源である市税の伸び悩みや地方交付税の減少など、一段と厳しい状況にあり、今後とも税収入の確保や受益者負担の適正化と、各種財源の確保、特に滞納整理など、債権回

収にも積極的な取り組みを進め、中・長期的視野のもと、財政の健全化を図ることは緊急の課題であります。

したがって、今後の財政運営に当たりましては、国の税・財政改革の動向等、厳しい状況を踏まえ、危機感を持って事務事業の見直しや歳出の抑制を図るとともに、積極的に行財政改革を推進し、簡素で効率的な行政システムを確立することを要望するものであります。

終わりに、審査に付されました決算諸表は、関係法令の規定に準拠して調整され、その計数は関係諸帳簿及び証拠書類と正確に符合し、適正なものと認められたところであります。

平成十四年度の各会計決算の内容等詳細につきましては、お手元に配付いたしております「決算審査意見書」により御了承を賜りたいと存じます。

以上、簡単ではありますが、決算審査の結果についての報告といたします。

o議長(清成宣明君) 以上で、議案に対する提案理由の説明並びに一般会計及び各特別 会計決算に対する審査意見の報告は終わりました。

これより質疑を行います。(「動議」と呼ぶ者あり)

o九番(黒木愛一郎君) 私は、この際、特別委員会設置に関する動議を提出いたします。

上程中の議第六十二号平成十四年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成十四年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定については、その内容が広範多岐にわたるところから、質疑を打ち切り、その審査のため決算特別委員会を設置し、これに付託して重点的に審査を行うこととし、その委員の数及び人選については議長に一任することの動議を提出いたします。(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(清成宣明君) ただいま、九番黒木愛一郎君から、議第六十二号平成十四年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成十四年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定については、その内容が広範多岐にわたるところから、質疑を打ち切り、その審査のため決算特別委員会を設置し、これに付託して重点的に審査を行うこととし、その委員の数及び人選については議長に一任する旨の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

o議長(清成宣明君) 御異議なしと認めます。

よって、九番黒木愛一郎君提出の動議は、可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置され、議長に一任されました決算特別委員会の委員の数は九名とし、

三番 市原隆生君

五 番 麻 生 健 君

六 番 萩野忠好君

十 番 平野文活君

十一 番 松川峰生君

十二 番 池 田 康 雄 君

十八 番 後 藤 健 介 君

二十三番 佐藤岩男君

二十九番 首 藤 正 君

以上九名の方々を御指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ο議長(清成宣明君) 御異議なしと認めます。

よって、以上九名の方々を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

お諮りいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。明日九日から十一日までの三日間は、委員会審査などのため本会議を休会とし、次の本会議は、十二日定刻から開会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ο議長(清成宣明君) 御異議なしと認めます。

よって、明日九日から十一日までの三日間は、委員会審査などのため本会議を休会とし、次の本会議は、十二日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時 十分 散会